

一般廃棄物処理基本計画

(案)

令和 7 年 12 月

福岡県糸島市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画の背景と位置付け	1
2. 計画の目標年度	3
3. 計画の構成	3
4. 計画の進行管理	5
第2章 地域の概況	6
1. 位 置	6
2. 面積・土地利用	7
3. 歴史	8
4. 人口と世帯	9
5. 産業及び経済	10
6. 開発計画の将来計画	11
第3章 ごみ処理の現状と分析	13
1. 一般廃棄物処理事業に関する歴史	13
2. ごみ処理の流れ	14
3. ごみ排出量の実態及び性状	15
4. ごみ排出量の実績	16
5. ごみの性状	23
6. ごみの減量・再生利用の実績	25
7. ごみ処理・処分の実績	27
8. ごみ処理体制及びごみ処理経費	33
9. ごみ処理の評価	35
10. ごみ処理行政の動向	38
11. 課題の整理	43
第4章 ごみ処理基本計画	45
1. 基本方針	45
2. 計画目標年度	48
3. ごみ排出量及び処理量の見込み	49

4. 減量・資源化及び処理・処分に関する目標設定	51
5. 減量・資源化施策実施後の推計結果	53
6. ごみの減量・資源化に向けた基本方針	57
7. ごみの発生・排出抑制及び再資源化の方策に関する事項	58
8. ごみの減量及び資源化に関する事項	63
9. ごみの処理施設の整備に関する事項	65
10. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する事項	66
11. その他ごみ処理に関し必要な事項	68
12. 推進体制	71
 第5章 生活排水処理の現状と分析	72
1. 汚水処理施設整備事業の種類	72
2. 生活排水処理体系	73
3. 汚水処理施設整備事業の現状	74
4. 糸島市における生活排水処理の現状	81
5. 水域環境及び水質保全に関する状況	92
6. 我が国における生活排水処理の現状	93
7. 生活排水処理の課題	97
 第6章 生活排水処理基本計画	99
1. 生活排水処理に係る理念・目標	99
2. 生活排水処理の必要性	99
3. 生活排水処理の歴史的変遷	100
4. 基本方針	101
5. 計画目標年度	103
6. し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み	104
7. 生活排水処理に関する目標の設定	107
8. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	108
9. 市民等に対する広報・啓発活動計画	110

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画の背景と位置付け

1) 計画の背景

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき策定するもので、本市の区域内から発生する一般廃棄物の処理・処分について長期的・総合的視野に立った基本となる事項について定めるものです。

国では、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法といった各種リサイクル法が制定されました。

循環型社会形成推進基本法では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有価性に着目して「循環型資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再利用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。

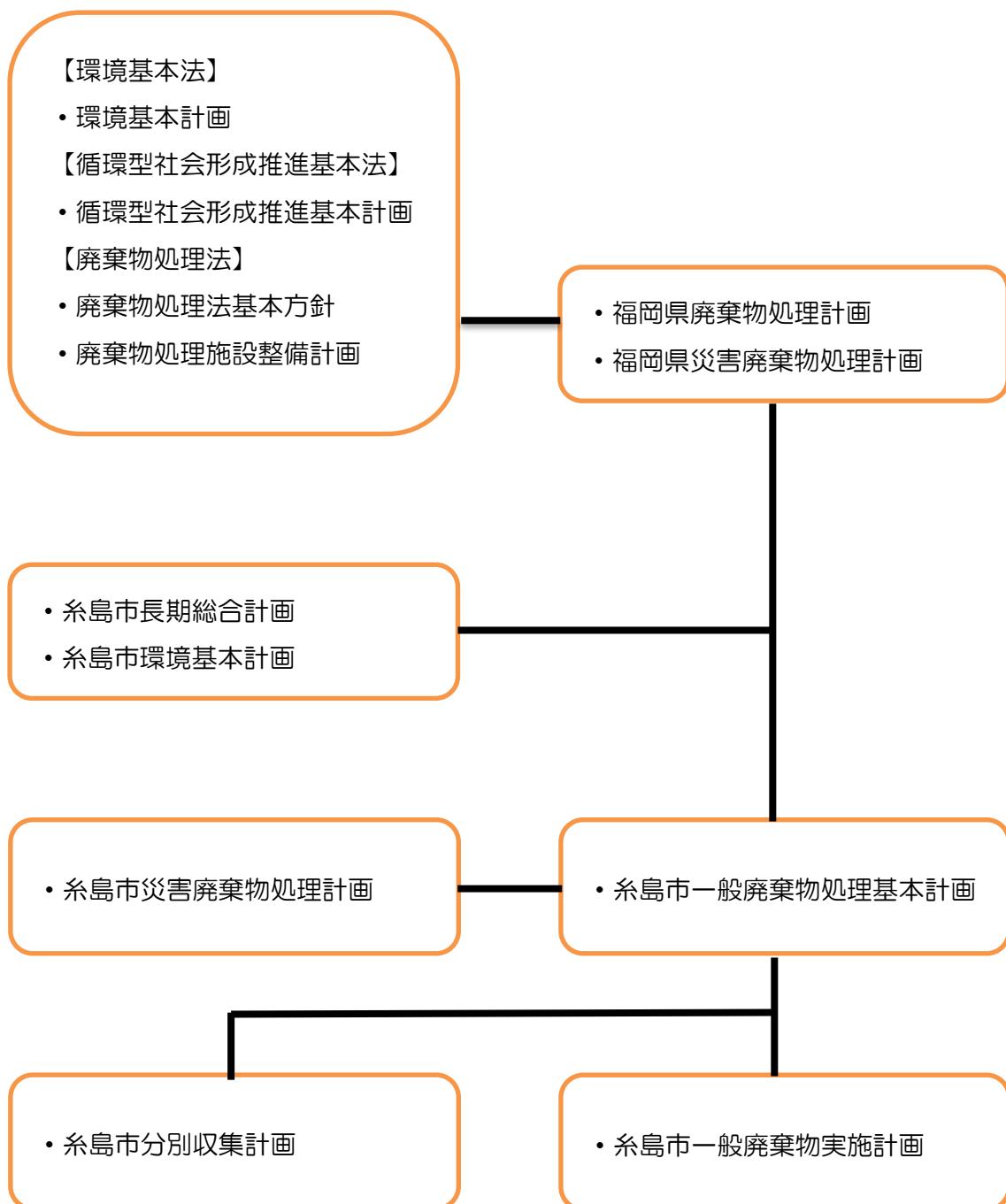
このような背景を踏まえ、本市においてもごみ処理・処分の4原則（ごみ処理・処分の減量化、安定化、安全化、資源化）に加え、3R〔リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）〕の推進を図るべく糸島市として一般廃棄物処理基本計画を平成28年4月に策定しました。その後、令和2年度に一般廃棄物処理基本計画の改定（以下、「前計画」という。）を行っています。

前計画策定後、国では、「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、「食品ロス削減推進法」という。）」（令和元年10月法律第19号）や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」という。）」（令和3年6月法律第60号）が施行され、資源循環を一層促進する重要性が高まる中で、ごみ減量施策等の質も求められるようになっており、令和2年7月からレジ袋の使用が有料化（無料配布禁止等）されています。

本計画は、前計画の中間目標年度（令和7年度）をむかえたことに伴い、目標達成状況等を検証するほか、国の新たな施策や市の現状の課題に対応するため計画の改定を行うものです。

2) 計画の位置付け

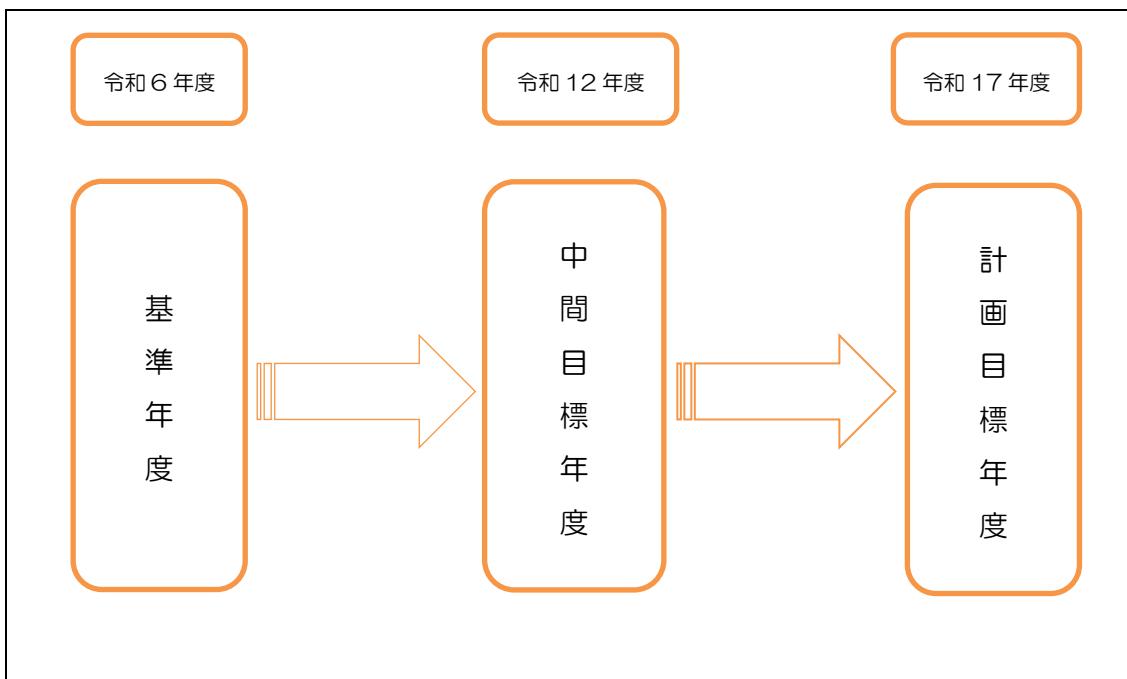
本計画は、国、県の廃棄物関連の計画並びに糸島市長期総合計画、糸島市環境基本計画と整合を図っています。



2. 計画の目標年度

本計画は、令和 6 年度を基準年度とし、令和 17 年度を計画目標年度とします。計画期間は令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とし、5 年後である令和 12 年度を中間目標年度とします。

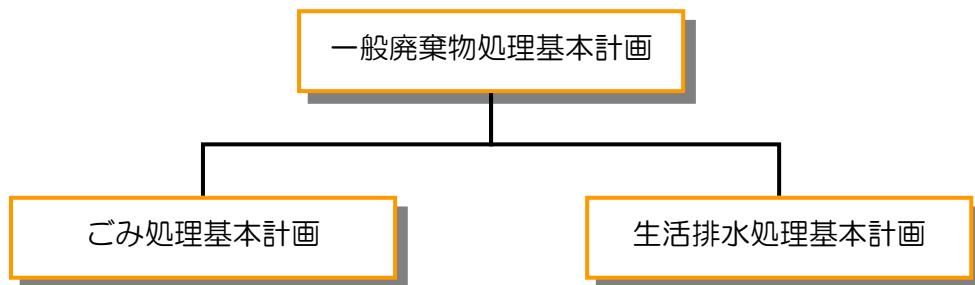
なお、計画は概ね 5 年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件の変動によつては、必要に応じて見直しを行います。



3. 計画の構成

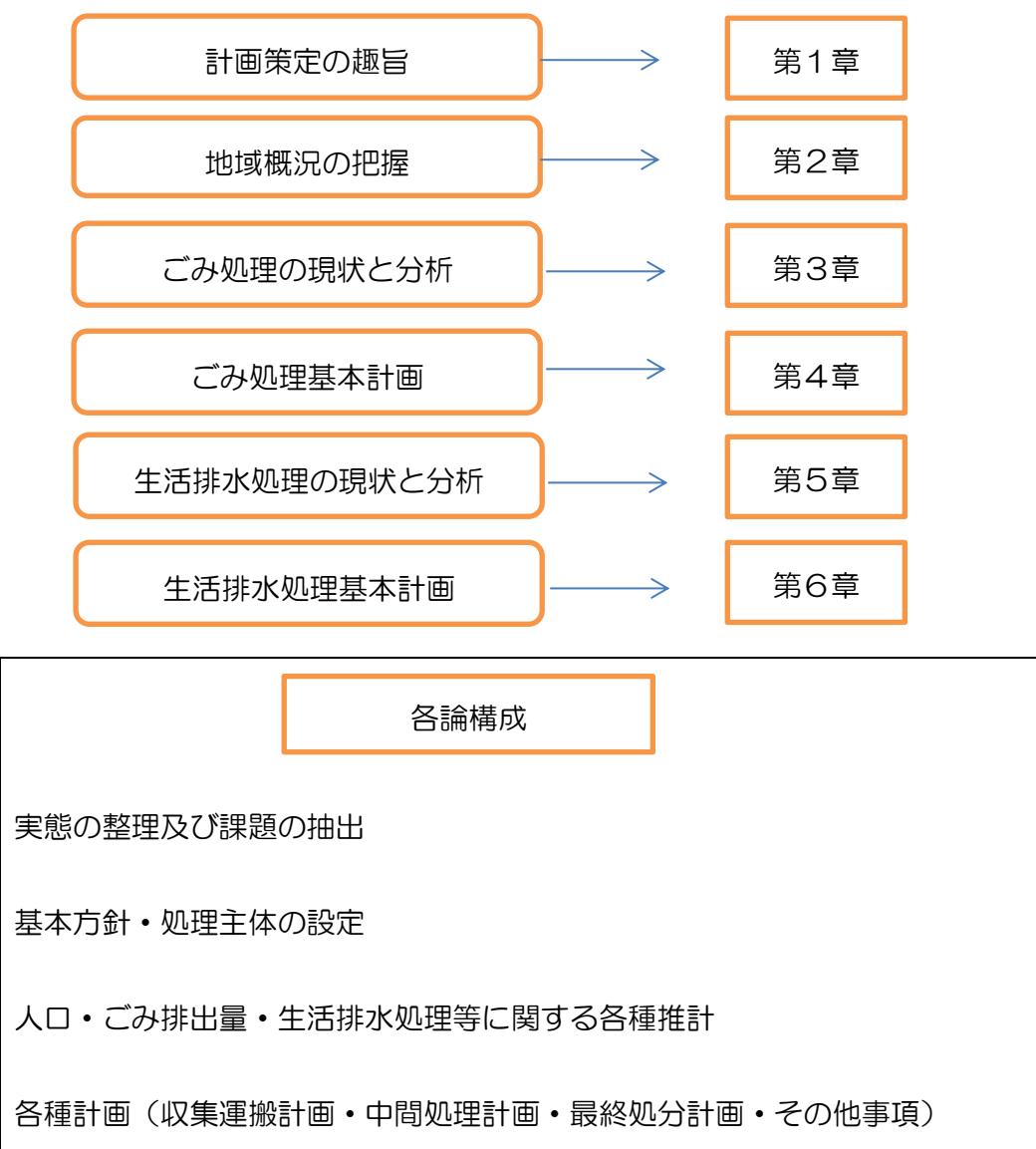
1) 本計画の全体構成

本計画は、ごみ処理に関する部分（ごみ処理基本計画）と生活排水処理に関する部分（生活排水処理基本計画）で構成します。



2) 本計画の内容構成

本計画の内容構成は、次に示す全6章で構成しています。まず、第1章（本章）で計画策定の趣旨、第2章で本市の地域概況の整理、第3～4章でごみ処理に関する現状の整理、処理に関する基本方針・計画のまとめ、第5～6章で生活排水処理に関する現状の整理、処理に関する基本方針・計画としています。



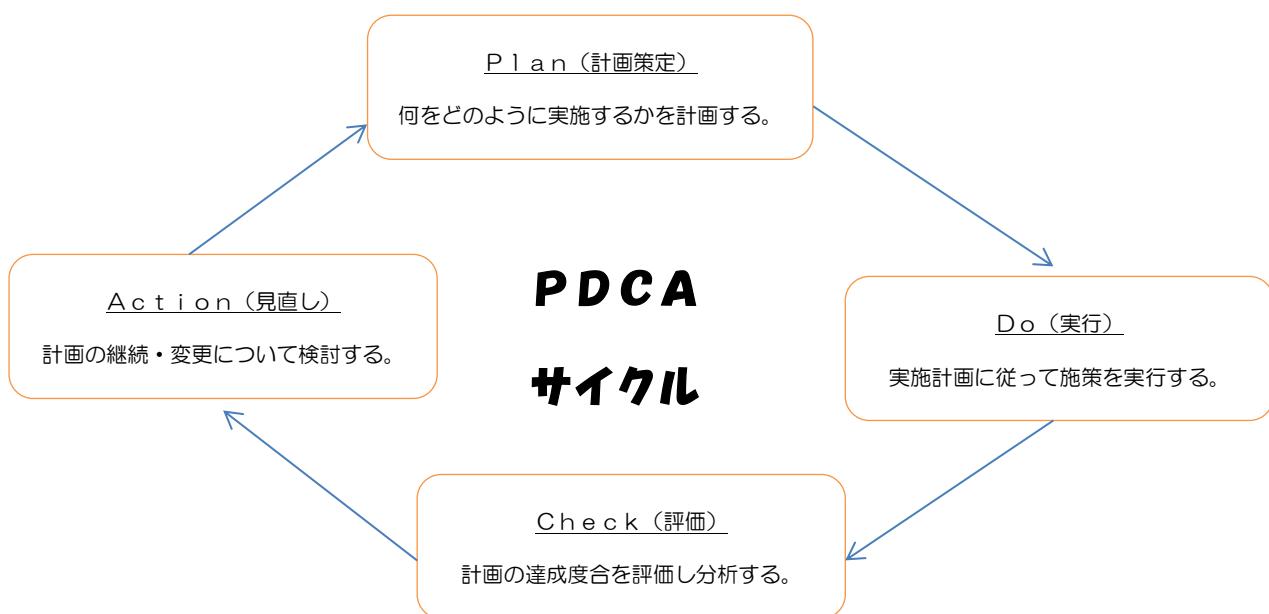
4. 計画の進行管理

本計画の進行管理については、Plan（計画策定）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のPDCAサイクルの概念を導入するものとします。

本計画から導入するPDCAサイクルについては「ごみ処理基本計画策定指針 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課」（平成28年9月）に示された進行管理を基本として実施していくものとします。

計画の進行管理の内容及びPDCAサイクルに関する模式図を以下に示します。

項目	内容
Plan（計画策定）	廃棄物処理法により一般廃棄物処理基本計画を策定します。 策定した基本計画は、市民や事業者等へ情報提供し、広く周知していきます。
Do（実行）	基本計画に従って一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬、処理（再生含む）・処分していきます。
Check（評価）	一般廃棄物処理システムの改善・進捗状況を客観的かつ定量的に点検・評価していきます。
Action（見直し）	単年度単位での課題事項については、その都度改善を行っていくものとします。なお、本計画は概ね5年ごと、または計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、見直しを行います。



第2章 地域の概況

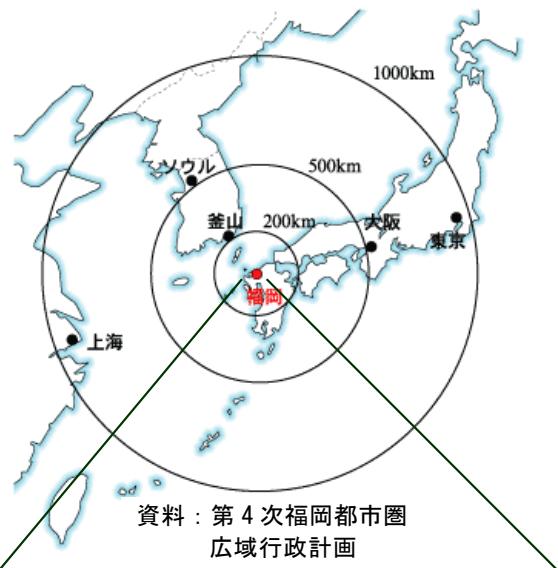
1. 位置

本市は、福岡県の西部の糸島半島に位置し、東は福岡市、南は佐賀県唐津市、佐賀市に接しています。

また、政令市である福岡市とその周辺の16市町で構成された、約255万人の人口規模を誇る福岡都市圏に属しています。この福岡都市圏は、福岡空港を介して国内各地はもとより、アジア各国と直結しており、中でも中国上海と約1.5時間、韓国ソウルと約1時間という距離はビジネスや観光の面で大変有利です。

本市北側には玄界灘に面した美しく変化に富んだ海岸線が続き、南側には脊振山系の山々が連なっています。中央部のなだらかな糸島平野には、広大な田園地帯が広がり、東西に通るJR筑肥線、国道202号沿線を中心に市街地が形成されています。

豊かな自然環境、新鮮な食材、多彩な観光資源などの恵まれた素材を提供することで、福岡都市圏をはじめ、隣接する佐賀県唐津市などから気軽に訪れるレジャースポットとして位置付けられ、サーフィン、登山、グルメ、工房、農産品直売所などにおいて、市民レベルでの交流が活発化しています。

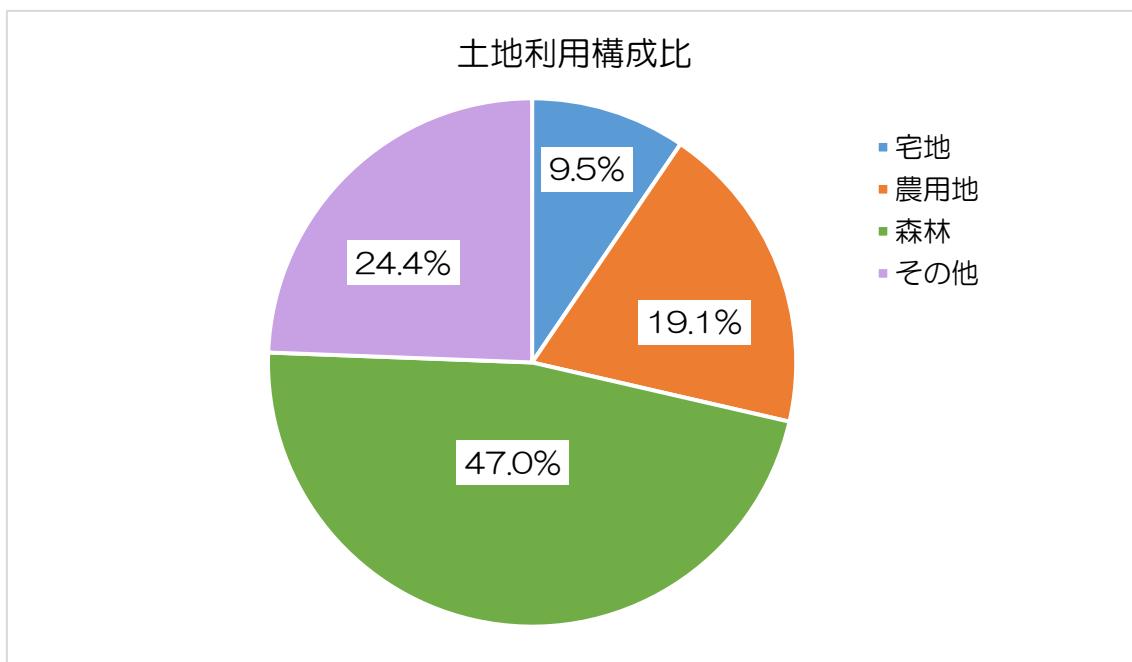


また、あわせて、住環境や情報インフラなどの都市基盤の整備や知的資源を生かした企業や研究所の誘致、地域の国際化など、あらゆる分野で九州大学との連携・交流を図りながら、学術研究都市づくりを積極的に推進し、福岡県や福岡市、産業界と連携し、九州大学を核とした知の拠点づくりの一翼を担っています。

2. 面積・土地利用

本市の面積は 215.69km²で、東西約 24km、南北約 19km にわたり、福岡県下では第6位の面積を有しています。

土地利用構成を見ると、宅地が 9.5%、農用地が 19.1%、森林が 47.0%であり、農地森林面積が 6 割以上を占める自然豊かな地域となっています。



区分	面積(km ²)	構成比
宅地	20.51	9.5%
農用地	41.25	19.1%
森林	101.32	47.0%
その他	52.61	24.4%
合計	215.69	100.0%

資料：福岡県土地利用動向調査

3. 歴史

糸島半島は、弥生時代より大陸からの新文化の玄関口として知られていました。魏志倭人伝では、この地に「伊都国」があり、古くから農耕が営まれ、文明が栄えたとされ、国指定史跡の平原遺跡（曾根遺跡群）、新町支石墓群、一貴山銚子塚古墳など、現在も当時を偲ばせる遺跡や出土品が豊富に残されています。

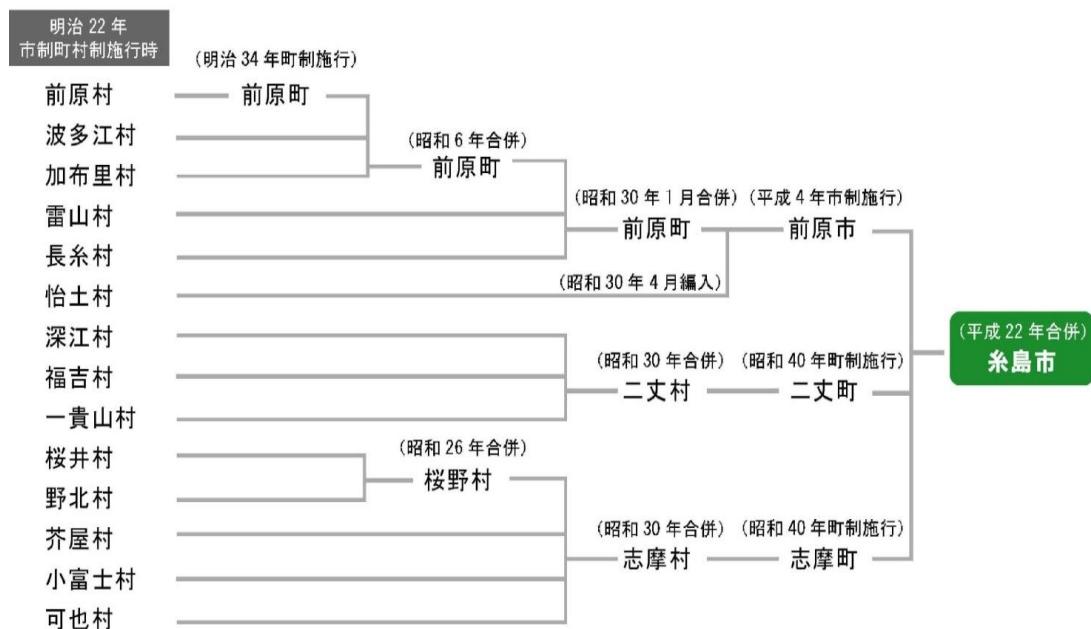
また、この地は大宰府政庁が設けられた時代に、防衛のために「怡土城」が築かれなど、外交・国防上の要地として人々の往来が多かったものと推察されます。

江戸時代には、現在の前原名店街を中心とした市街地が、唐津街道の宿場町としてにぎわい、以後、糸島の政治、経済、文化、交通の中心地として発展してきました。

明治 22 年 4 月には市制町村制が施行され、全国一律に行われた町村合併により、現在の糸島市域において、それまで 80 を超えていた村が 14 村となりました。その後の明治 29 年には、律令制導入以来続いてきた「怡土」「志摩」の両郡が合併して、「糸島郡」が誕生しました。

戦後、昭和 28 年の町村合併促進法の施行により、市町村合併が各地で進められ（昭和の大合併）、昭和 30 年には前原町、二丈村、志摩村の 3 つの自治体となりました。

昭和 40 年に二丈村と志摩村が町制を施行し、二丈町、志摩町となり、平成 4 年には前原町が市制を施行し、前原市となりました。更に、平成 22 年 1 月に「平成の大合併」により糸島市が誕生し、現在に至っています。

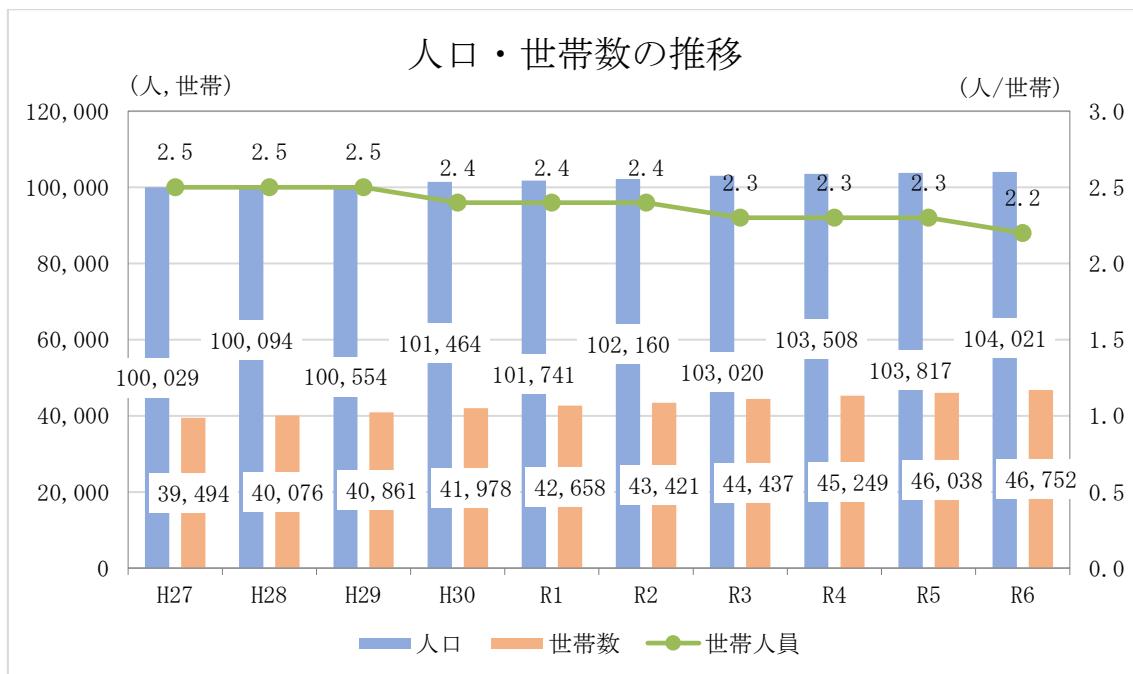


4. 人口と世帯

本市の住民基本台帳によると、令和6年の人口は104,021人で、過去10年間で、4%増加しています。

同じく令和6年の世帯数は、46,752世帯で、転入世帯の増加や核家族化の進行に伴い増加していますが、一方、1世帯当たりの人員は年々減少しています。

平成27年以降、人口はゆるやかに増加しており、世帯数も増加傾向にあります。



年	人口(人)	世帯数(世帯)	世帯人員(人/世帯)
平成27年	100,029	39,494	2.5
平成28年	100,094	40,076	2.5
平成29年	100,554	40,861	2.5
平成30年	101,464	41,978	2.4
令和元年	101,741	42,658	2.4
令和2年	102,160	43,421	2.4
令和3年	103,020	44,437	2.3
令和4年	103,508	45,249	2.3
令和5年	103,817	46,038	2.3
令和6年	104,021	46,752	2.2

※各年10月1日の人口

資料：住民基本台帳

5. 産業及び経済

本市の産業をみると第3次産業の就業者数が多く、就業者数に占める割合は約7割となっています。また、課税所得からみた令和4年度の経済規模は2,434億円となっています。

項目	単位	年 度	数 量
市町村民所得	億円	R4	2,434
事業者数	事業所	R3	3,082
第2次産業事業所数	事業所	R3	516
第3次産業事業所数	事業所	R3	2,490
労働力人口	人	R2	48,953
就業者数	人	R2	46,685
完全失業者数	人	R2	2,268
第1次産業就業者数	人	R2	3,614
第2次産業就業者数	人	R2	8,056
第3次産業就業者数	人	R2	33,617
雇用のある事業主数	人	R2	1,286
雇用のない事業主数	人	R2	4,205
市内で従業する就業者数	人	R2	24,917
他市町村への通勤者数	人	R2	20,945
他市町村からの通勤者数	人	R2	6,746
農業従事者数	人	R2	2,546
農業総産出額	百万円	R5	19,130
漁業経営体数	事業所	R3	247
海面漁業水揚げ量	トン	H30	2,727
製造事業所数	事業所	R2	71
製造事業所従業者数	人	R2	3,215
製造品出荷額等（従業者4人以上）	百万円	R2	58,527
卸・小売業数	事業所	R3	764
卸・小売業従業者数	人	R3	5,825
卸・小売業年間販売額	百万円	R3	98,165
観光入込客数	千人	R3	6,096

資料：糸島市統計白書、市町村要覧、国勢調査

6. 開発計画の将来計画

1) 糸島市総合計画

本市の上位計画である長期総合計画の概要（一般廃棄物に関する事項のみ）を次表に示します。

項目	概要
将来計画	<p>◆第2次糸島市長期総合計画（令和3年3月）</p> <p>計画期間：前期：令和3～7年度、後期：令和8～12年度 将来像：『人とまちの魅力が輝く豊かさ実感都市いとしま』 基本方針：【① 自立度の高い糸島づくり、② 魅力を磨き上げる糸島づくり、③ 住みやすい・住み続けたい糸島づくり】 基本目標：① 未来社会で輝く子どもを育むまちづくり ：② 人と人がつながり助け合うまちづくり ：③ みんなの命と暮らしを守るまちづくり ：④ 健康で安心して暮らせるまちづくり ：⑤ ブランド糸島で活気あふれるまちづくり ：⑥ 快適で住みよいまちづくり</p>
計画概要	<p>【快適で住みよいまちづくり】</p> <p>環境や景観の保全意識の向上に努め、環境美化活動への参加者の拡大や活動支援の充実を図り、保全された自然環境や美しい景観による地域のブランド価値を高めます。 また、ごみを減らすライフスタイルの定着に向けて、環境教育の充実などにより、3Rの推進の強化・徹底を図ります。</p> <p>○ 循環型社会の確立</p> <p>環境基本法や循環型社会形成推進法に基づき、環境を保全するための総合的な計画を策定し、ごみの減量化はもちろんのこと、資源の再利用、エネルギーの無駄遣いの削減、地球温暖化物質の排出抑制、水素やバイオマスの活用をはじめとした多様なエネルギーの地域への導入などを進めます。 また、将来にわたって安心して暮らせる循環型社会システムの検討・実施に際しては、九州大学の知的資源を最大限に活用します。</p> <p>○ 施策：再生可能エネルギーの推進と循環型社会の形成</p> <p>① 課題</p> <p>3Rの推進によるごみ減量意識の普及・啓発に努めていますが、依然としてごみの減量には至っていないことから、ごみ減量対策を強化するとともに、環境教育の充実を図っていく必要があります。</p> <p>② 主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> • 有価資源回収団体への活動支援と地域での資源回収拠点の設置を推進します。 • 出前講座などで環境教育の充実を図ります。

※第2次糸島市長期総合計画については、後期計画を策定中であるため、前期計画を記載しています。

2) 糸島市環境基本計画

本市では、令和3年3月に、環境の保全に関する施策の総合的・体系的な推進を図り、市民や事業者がそれぞれの立場で、環境の保全に向けた取組を進める際の指針となる「第2次糸島市環境基本計画」を策定しました。以下に概要を示します。

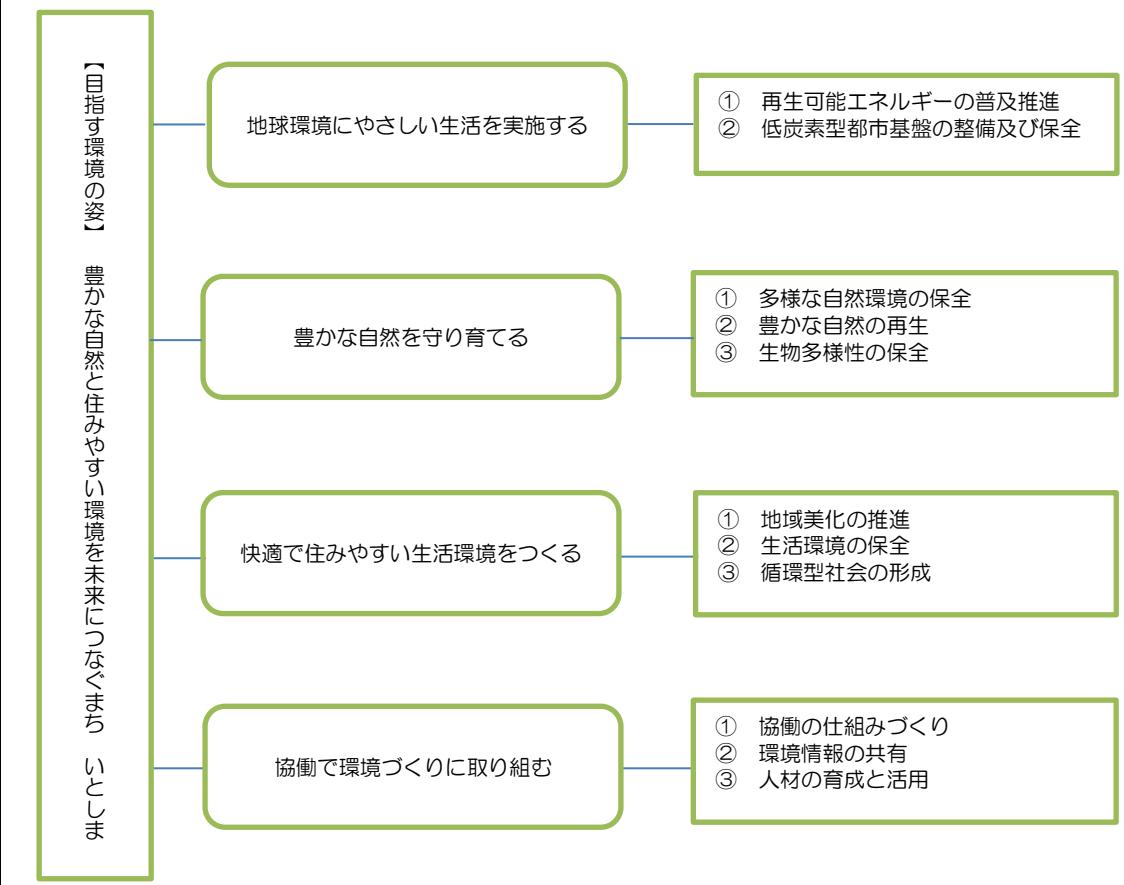
【計画名称】 第2次糸島市環境基本計画

【目標期間】 令和3年度～令和12年度

【基本理念】

良好な環境の確保は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的かつ快適な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立つており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じていることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

【取組の体系】



第3章 ごみ処理の現状と分析

1. 一般廃棄物処理事業に関する歴史

本市の主な一般廃棄物処理事業に関する歴史を次表に示します。本市のごみ処理は昭和46年より、し尿等の処理に関しては昭和40年より開始されており、現在は糸島市クリーンセンター（ごみ処理施設、リサイクルプラザ）及び糸島市し尿処理センター（し尿処理施設）で、一般廃棄物を適正に処理・処分しています。

年月日	沿革
昭和2年8月1日	前原町他3か村伝染病院組合設立以後、糸島郡内の旧11か村が組合に加入
昭和30年1月1日	町村合併により糸島郡内1町5村となる
昭和36年9月1日	糸島郡内5か村中、3か村が福岡市に編入し、1町2村となる
昭和39年4月1日	前原町外2か村火葬場組合設立
昭和40年12月1日	前原町でし尿処理施設建設（30KL/日）
昭和42年4月1日	糸島郡衛生施設組合設立 (伝染病院組合と火葬場組合が合併)
昭和42年11月1日	前原町し尿処理施設に志摩町、二丈町が加入 (し尿処理業を衛生施設組合に移管)
昭和45年1月1日	糸島郡消防厚生施設組合に名称変更
昭和46年7月1日	ごみ処理施設操業開始（機械化バッチ式35t/8h）
昭和48年4月1日	し尿処理施設増設（30KL/日増設し、60KL/日となる）
昭和51年5月1日	し尿の一部海洋投棄開始
昭和58年4月1日	糸島清掃センター操業開始（准連続燃焼式80t/16h）
昭和59年4月1日	糸島清掃センター最終処分場操業開始 (埋立容量：64,600m³、埋立面積：10,500m²)
平成4年10月1日	前原市市制施行、糸島地区消防厚生施設組合に名称変更
平成7年4月1日	し尿処理施設（筑泉荘）操業開始（高負荷脱窒素処理方式+高度処理） (処理能力：し尿120KL/日、浄化汚泥30KL/日)
平成9年7月1日	海洋投棄全面禁止
平成12年4月1日	糸島市クリーンセンター操業開始 (ガス化高温溶融炉：200t/24h) (リサイクルプラザ：35t/日) (埋立処分場：25,600m³、浸出水処理施設：15t/日)
平成22年1月1日	前原市、志摩町、二丈町が合併し糸島市となる
平成26年度～平成28年度	糸島市クリーンセンター（ごみ処理施設）基幹的設備改良工事の実施
平成29年4月1日	し尿処理センター処理方式の変更 (高負荷脱窒素処理方式+下水道放流)
平成31年4月1日	し尿処理センター処理能力の変更 96KL/日 (し尿42KL/日、浄化汚泥54KL/日)

2. ごみ処理の流れ

令和6年度の本市のごみ処理・処分の流れは以下のとおりとなっています。

本市において排出されたごみは、店頭回収ごみ及び集団回収ごみ以外は全て「糸島市クリーンセンター」へ持ち込まれ、クリーンセンター内の中間処理施設で処理しています。



3. ごみ排出量の実態及び性状

1) 本計画におけるごみ種類の定義

本計画においては、「収集ごみ」と「直接搬入ごみ」の2種類の区分を用いて、ごみ排出状況の実態を整理しています。

まず、「収集ごみ」とは、本市が委託する収集業者がごみ集積所から収集したごみと本市が許可した業者が事業所から収集したごみを定義しています。次に、「直接搬入ごみ」とは、個人や事業者が直接本市の処理施設へごみを搬入するものや、公共施設から本市の処理施設へ搬入するものの合計値として定義しています。

なお、拠点回収、店頭回収や集団回収及び生ごみの堆肥化事業については、分別収集区分としていない品目が主な資源化物となるため、前述した「収集ごみ」や「直接搬入ごみ」以外の区分として位置付けました。

次表に本計画でのごみ種類の名称に関する定義を整理しました。

大区分		収集運搬	ごみ分別区分	本計画上名称
収集ごみ	家庭系	委託業者	もえるごみ	可燃ごみ
			缶類・びん類・ペットボトル	資源ごみ
			その他のもえないごみ	不燃ごみ
			粗大ごみ	粗大ごみ
	事業系	許可業者	もえるごみ	可燃ごみ
			缶類・びん類・ペットボトル	資源ごみ
			その他のもえないごみ	不燃ごみ
直接搬入ごみ	家庭系 事業系	個人搬入 公共搬入	もえるごみ	可燃ごみ
			缶類・びん類・ペットボトル	資源ごみ
			その他のもえないごみ	不燃ごみ
			粗大ごみ	粗大ごみ
	事業系	許可業者	医療ごみ	医療ごみ
		委託業者	し尿汚泥	し尿汚泥
		個人搬入	産業廃棄物	産業廃棄物
拠点回収	委託業者	牛乳パック・トレイ	資源ごみ	
店頭回収	回収業者	牛乳パック・トレイ	店頭回収ごみ	
集団回収	回収業者	ダンボール・新聞紙・雑誌・アルミ缶 びん類（一升びん・ビール瓶）衣類	集団回収	
堆肥化	—	生ごみ		

※表中の「し尿汚泥」については、平成22年11月より搬入

4. ごみ排出量の実績

1) ごみ総排出量

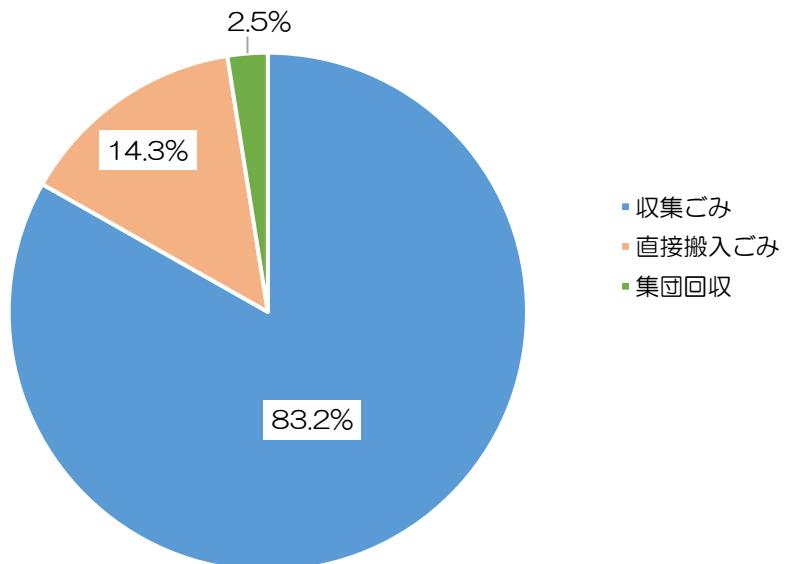
人口は増加していますが、本市のごみ総排出量は減少傾向にあり、過去5年間では、3,146 t/年の減少となっています。

なお、令和5年度のごみ総排出量の全国平均値は851 g/人・日、福岡県平均値(集団回収ごみ量除く)は892 g/人・日、本市は856 g/人・日であり、福岡県平均値よりも小さい値となっています。

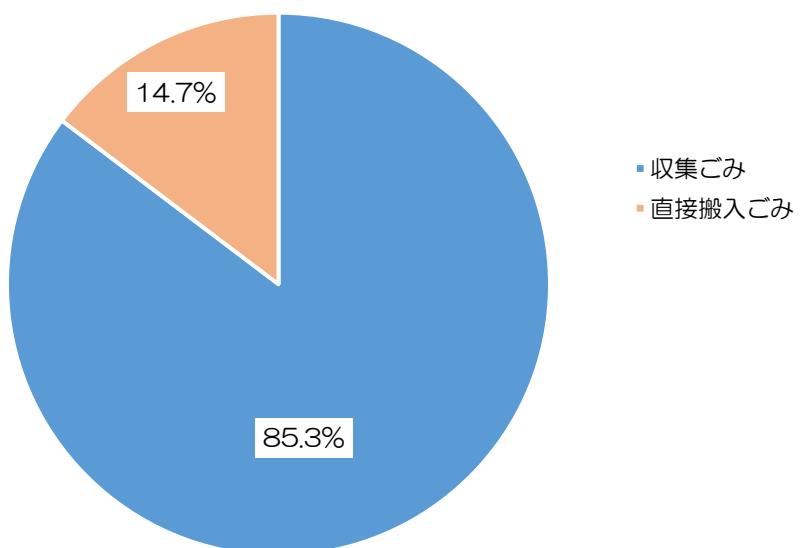
区分	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R6-R2 (比較)
行政区内外人口 (計画収集人口)	人	102,160	103,020	103,508	103,817	104,021	+1,861 (+1.8%)
ごみ総排出量	t/年	35,071	33,742	33,308	32,510	31,925	▲3,146 (▲9.0%)
収集ごみ	t/年	27,960	27,773	27,487	26,967	26,532	▲1,428 (▲5.1%)
直接搬入ごみ	t/年	5,831	5,067	4,885	4,655	4,585	▲1,246 (▲21.4%)
集団回収	t/年	1,280	902	936	888	808	▲472 (▲36.9%)
1人1日あたりの ごみ排出量	g/人・日	941	897	882	856	841	▲100 (▲10.6%)
収集ごみ+直接搬 入ごみ	g/人・日	906	873	857	832	820	▲86 (▲9.5%)
収集ごみ	g/人・日	750	739	728	710	699	▲51 (▲6.8%)

※ごみ総排出量 = (収集ごみ+直接搬入ごみ+集団回収)

ごみ排出量 令和6年度実績

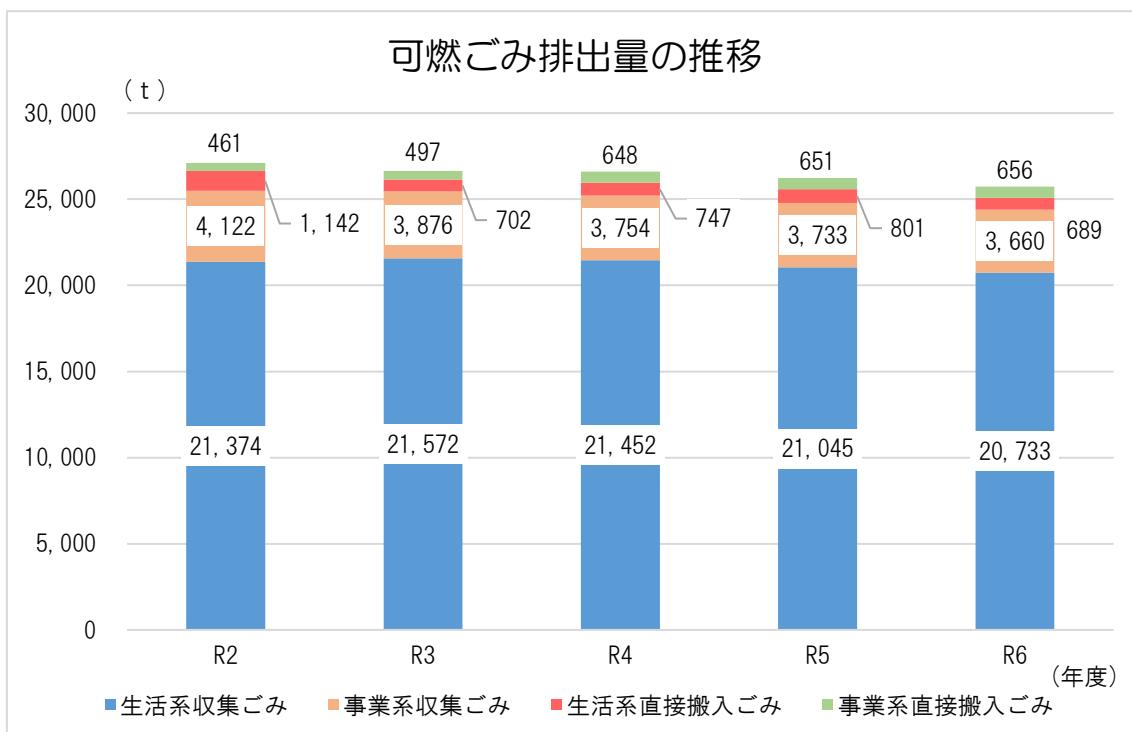


クリーンセンターへの搬入量 令和6年度実績



2) 可燃ごみ

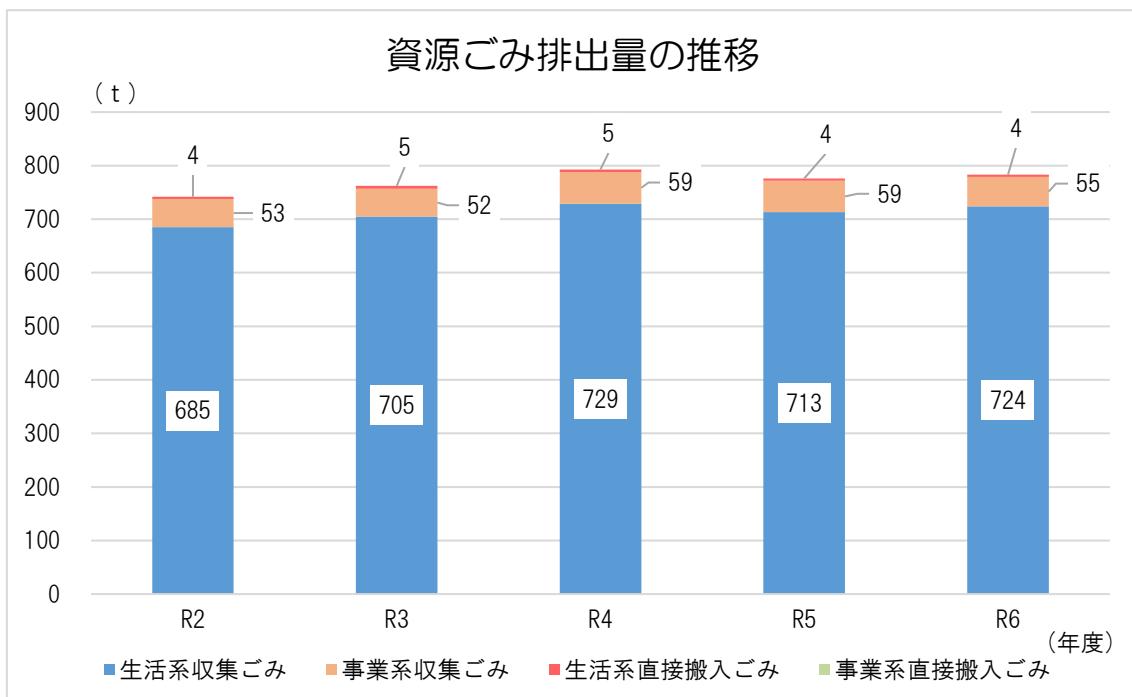
可燃ごみの排出量については、ごみ総排出量と同様に収集ごみ及び直接搬入ごみが減少しており、全体的に減少傾向となっています。



区分		単位	R2	R3	R4	R5	R6
収集ごみ	生活系	t/年	21,374	21,572	21,452	21,045	20,733
	事業系	t/年	4,122	3,876	3,754	3,733	3,660
直接搬入ごみ	生活系	t/年	1,142	702	747	801	689
	事業系	t/年	461	497	648	651	656
合計		t/年	27,099	26,647	26,601	26,230	25,738

3) 資源ごみ

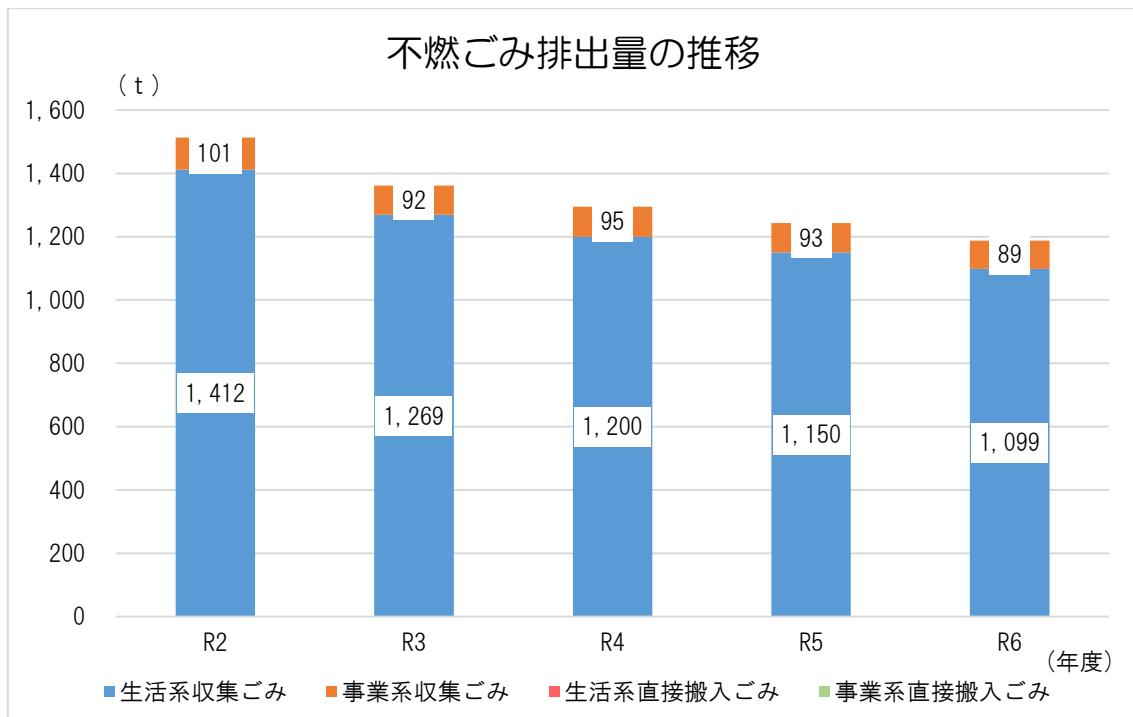
資源ごみの排出量については、令和4年度まで増加傾向となっていましたが、令和5年度に減少し、令和6年度に再び増加に転じています。



区分	単位	R2	R3	R4	R5	R6
収集ごみ	生活系	t/年	685	705	729	713
	事業系	t/年	53	52	59	55
直接搬入ごみ	生活系	t/年	4	5	5	4
	事業系	t/年	0	0	0	0
合計		t/年	742	762	793	776
						783

4) 不燃ごみ

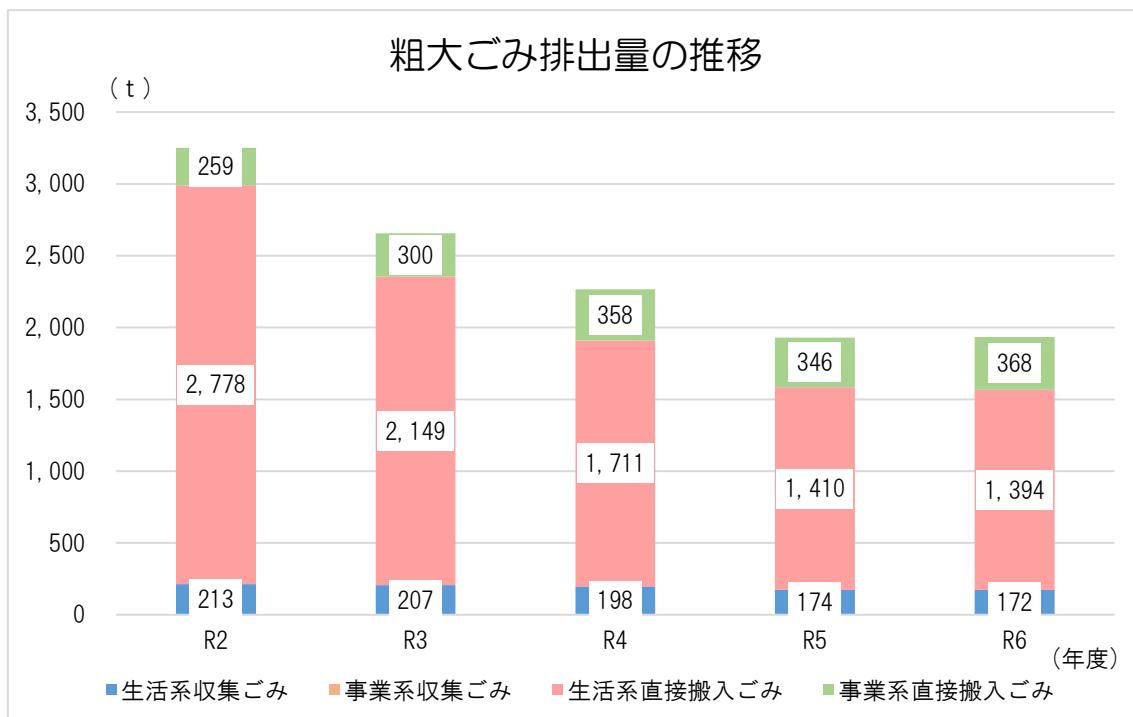
不燃ごみの排出量については、減少傾向となっています。



区分		単位	R2	R3	R4	R5	R6
収集ごみ	生活系	t/年	1,412	1,269	1,200	1,150	1,099
	事業系	t/年	101	92	95	93	89
直接搬入ごみ	生活系	t/年	0	0	0	0	0
	事業系	t/年	0	0	0	0	0
合計		t/年	1,513	1,361	1,295	1,243	1,188

5) 粗大ごみ

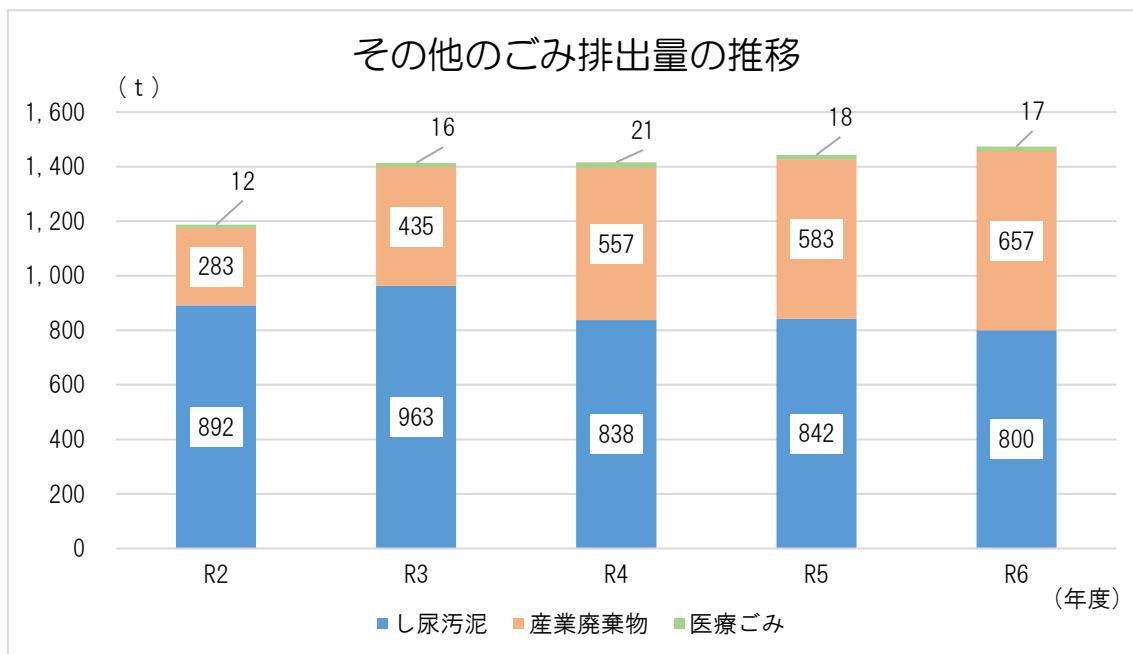
粗大ごみの排出量については、減少傾向となっています。



区分		単位	R2	R3	R4	R5	R6
収集ごみ	生活系	t/年	213	207	198	174	172
	事業系	t/年	0	0	0	0	0
直接搬入ごみ	生活系	t/年	2,778	2,149	1,711	1,410	1,394
	事業系	t/年	259	300	358	346	368
合計		t/年	3,250	2,656	2,267	1,930	1,934

6) その他のごみ

その他のごみの排出量については、し尿汚泥が減少傾向、産業廃棄物は増加傾向、医療ごみは横ばいの傾向となっています。



区分	単位	R2	R3	R4	R5	R6
し尿汚泥	t/年	892	963	838	842	800
産業廃棄物	t/年	283	435	557	583	657
医療ごみ	t/年	12	16	21	18	17
合計	t/年	1,187	1,414	1,416	1,443	1,474

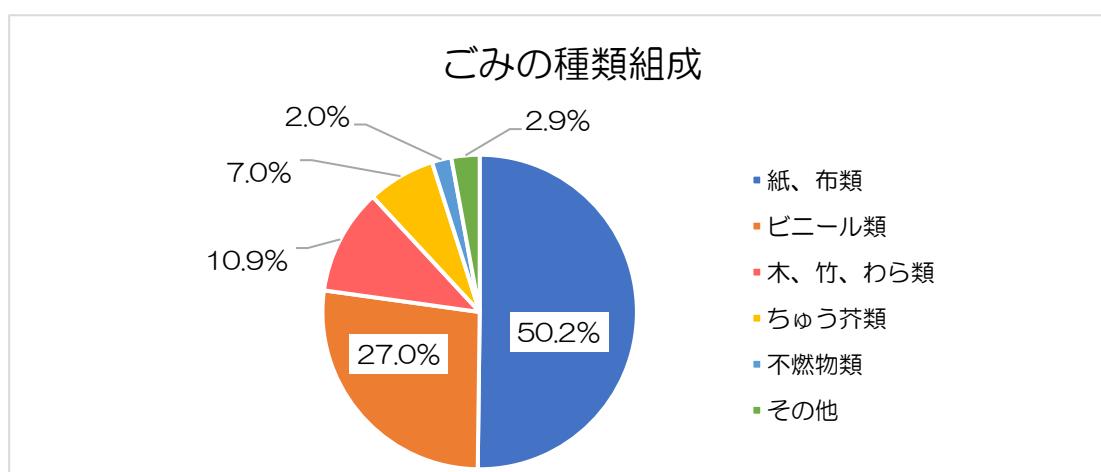
5. ごみの性状

本市が運営する「糸島市クリーンセンター（ごみ処理施設）」において1年間に4回の頻度でごみ組成分析を実施しています。各年度のごみ組成分析結果（平均値）は、次のとおりです。

測定項目		単位	R2	R3	R4	R5	R6	平均
ごみの種類組成	紙、布類	%	49.1	60.0	46.1	48.9	46.8	50.2
	ビニール類		32.4	32.7	26.6	21.2	22.1	27.0
	木、竹、わら類		13.4	4.1	9.8	9.1	18.2	10.9
	ちゅう芥類		2.5	1.2	11.5	11.4	8.5	7.0
	不燃物類		1.6	0.5	1.9	4.7	1.4	2.0
	その他		1.0	1.5	4.1	4.7	3.0	2.9
	合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容積重量		kg/m ³	191	204	222	202	203	205
3成分	水分	%	37.3	47.1	47.0	46.7	43.6	44.3
	可燃分		55.8	45.2	47.5	46.7	51.6	49.4
	灰分		6.9	7.7	5.5	6.6	4.8	6.3
低位発熱量（実績値）		kJ/kg	9,195	8,428	8,445	8,040	9,175	8,657

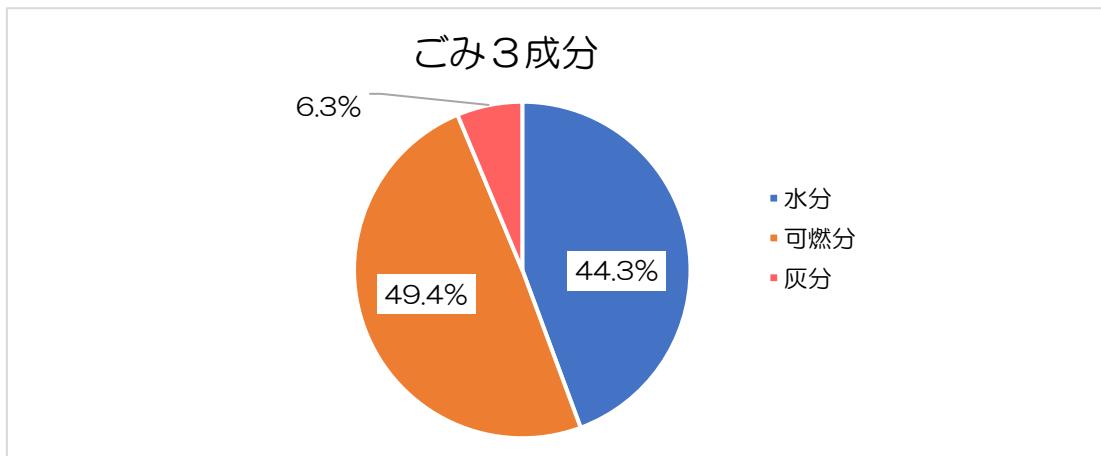
1) ごみの組成

過去5年間のごみ種類組成調査結果の構成比（平均値）は、紙・布類の割合が50%と最も高く、次いでビニール類が27%となっており、この2つの割合の合計が77%となっており、可燃ごみの大半を占めています。



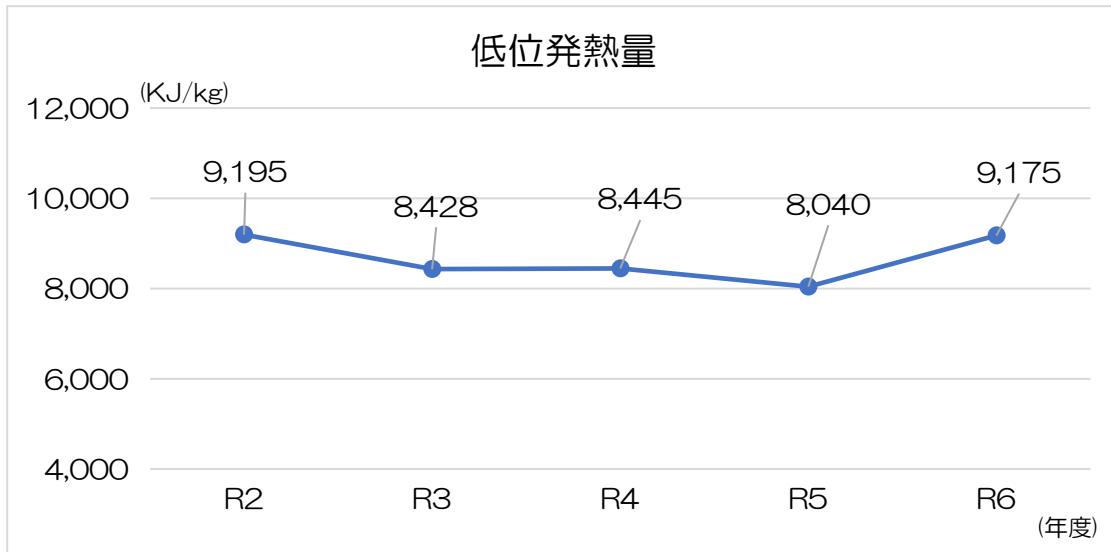
2) ごみ三成分

過去5年間のごみ三成分の構成比(平均値)は、水分が44.3%、可燃分が49.4%、灰分が6.3%となっており、本施設の計画条件(水分:32.8~50.6%、可燃分36.3~62.1%、灰分5.1~13.1%)の範囲内となっています。



3) 低位発熱量

過去5年間の低位発熱量は、8,040~9,195KJ/kgで推移しています。



6. ごみの減量・再生利用の実績

1) 市民によるごみ減量・再資源化

(1) 生ごみの堆肥化

家庭から排出される生ごみの減量を図るために、本市では生ごみの堆肥化容器等の購入費に対して補助を実施しています。令和2年度から令和6年度までの補助基数は8,147基となっています。ごみの減量化を推進することを目的として、今後も補助を継続していきます。

区分	単位	R2	R3	R4	R5	R6
補助基数	基	1,824	1,837	1,695	1,477	1,314

(2) 資源回収

本市では、地域子ども会、行政区やリサイクルグループ等の団体が実施する資源回収活動に対して回収奨励補助金を交付しています。過去5年間の回収量の推移は以下のとおりで、808～1,280t/年となっています。ごみの減量化を推進することを目的として、今後も補助を継続していきます。

区分	単位	R2	R3	R4	R5	R6
紙類	t	1,192	845	886	839	762
布類	t	60	36	31	28	30
アルミ缶	t	15	12	11	12	11
びん類	t	13	9	8	9	5
合計	t	1,280	902	936	888	808

2) 行政によるごみ減量・再資源化等

(1) 資源化物回収量

本市では、資源ごみの分別収集や施設において選別資源化を実施しています。ごみ総排出量に対する資源化率は、令和6年度で23.9%となっています。その内訳としては、ごみ処理施設から排出されるスラグが最も多く全体の48.5%を占めています。

なお、令和5年度の資源化率の全国平均値は19.5%、福岡県平均値は21.4%であり、本市は23.0%と上回っていますが、今後、一層の資源化の推進が必要です。

区分	単位	R2	R3	R4	R5	R6
紙類	t	17	14	10	12	12
金属類	t	830	733	677	594	647
ガラス類	t	297	309	283	266	321
ペットボトル	t	90	105	100	108	113
白色トレイ	t	1	1	1	1	1
小型家電製品	t	24	19	20	17	17
羽毛布団他	t	5	3	4	3	3
家具類	t	6	7	6	8	6
スラグ	t	4,082	3,913	3,945	3,777	3,698
メタル	t	678	586	556	533	596
飛灰	t	1,456	1,356	1,230	1,258	1,396
集団回収	t	1,280	902	936	888	808
合計	t	8,766	7,948	7,768	7,465	7,618
ごみ総排出量	t	35,071	33,742	33,308	32,510	31,925
資源化率	%	25.0	23.6	23.3	23.0	23.9

※資源化率は、「合計÷ごみ総排出量」として試算しています。

(2) ごみ処理施設による減量（減容化）

本市の家庭及び事業者から排出されたごみは全て中間処理されており、選別資源化した後に発生する残渣についても溶融処理されています。

中間処理した後に発生する溶融飛灰については、平成24年度以降資源化を行っています。

7. ごみ処理・処分の実績

1) 収集・運搬体制

本市の収集サービス等の状況は、次表のとおりとなっています。

家庭から排出される可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの収集範囲は本市全域としており、それぞれ市が委託する業者により収集しています。

また、事業所から排出される事業系ごみは、市が許可する業者によって収集しています。なお、家庭から排出されるごみも事業所から排出されるごみも糸島市クリーンセンターへ直接持ち込むことができます。

収集形態		収集方式	収集回数	排出容器	指定袋 処理券	料金 (円/袋)	収集 体制							
生 活 系	可燃ごみ	ステーション 方式	2回/週	指定 ごみ袋	大 (60L)	50	委託							
	資源ごみ				中 (40L)	28								
	不燃ごみ				ミニ (20L)	14								
	粗大ごみ		2回/月	指定 ごみ袋	大 (40L)	40								
					小 (20L)	20								
	粗大ごみ		1回/月	指定 ごみ袋	大 (40L)	50								
					小 (20L)	25								
事 業 系	可燃ごみ	戸別	契約ごと に異なる	指定 ごみ袋	大 (100L)	85	許可							
	資源ごみ				小 (55L)	47								
	不燃ごみ			指定 ごみ袋	55L	60								
	直接搬入			指定 ごみ袋	55L	70								
	搬入場所：糸島市クリーンセンター													
搬入時間：9:00～12:00、13:00～16:00														
休日：土・日・祝日、8月14日～15日、12月29日～1月3日														
料金：134円/10kg（事業所の粗大ごみは191円/10kg）														

※表に記載している金額は税抜価格です。

2) 中間処理施設

本市の中間処理施設は、平成 12 年 3 月に竣工したごみ処理施設（粗大前処理設備併設）とリサイクルプラザがあります。各施設の概要は次項表に示すとおりとなっています。

ごみ処理施設は、毎年の点検整備を行ってきましたが、設備の各所の老朽化が激しく、緊急工事や定期整備箇所が年々増加していたことから、平成 26 年度～28 年度の 3 か年事業として、基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図っています。

基幹的設備改良工事では、施設の延命化に加え、二酸化炭素排出抑制対策の工事も行い、燃料の使用量を削減するとともに、電気使用量も低減させる対策を実施し低炭素社会の実現に向けた対策を講じています。

また、リサイクルプラザについては、毎年の整備工事を実施しながら施設の延命化を図っています。

3) 最終処分場

本市の最終処分場は、糸島市クリーンセンター埋立処分地施設と糸島清掃センター最終処分場があります。

糸島市クリーンセンター埋立処分地施設は、平成 12 年 3 月に竣工し、平成 24 年 4 月まで約 20,000 m³ の飛灰の埋立処分を行ってきましたが、平成 24 年 5 月より飛灰の資源化を開始したことにより、現在は、埋立処分を実施していません。

また、糸島清掃センター最終処分場は、昭和 59 年 3 月に竣工し、平成 11 年度まで焼却残渣、不燃ごみ、粗大ごみ、破碎ごみ処理残渣の埋立処分を行ってきましたが、残余容量が 0 m³ となったため、平成 11 年度以降、埋立は行っていません。

施設名称	糸島市クリーンセンター				
所在地	福岡県糸島市志摩西貝塚 122 番地				
事業主体	糸島市（竣工時：糸島地区消防厚生施設組合）				
全体敷地面積	約 88,000m ²				
着工・竣工	ごみ処理施設	着工	平成 9 年 5 月	竣工	平成 12 年 3 月
	リサイクルプラザ	着工	平成 10 年 5 月	竣工	平成 12 年 3 月
	埋立処分地施設	着工	平成 10 年 5 月	竣工	平成 12 年 3 月
運営管理体制	委託				
ごみ処理施設					
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融方式				
能力	200 t / 日 (100 t / 日 × 2 炉)				
受入供給設備	ピット&クレーン方式				
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式				
排ガス処理設備	乾式有害ガス除去装置十バグフィルター十触媒式脱硝設備				
灰処理設備	薬剤処理方式				
余熱利用	電力：場内利用（余剰電力は売電） 蒸気：場内利用				
リサイクルプラザ					
能力	35 t / 5H				
選別の種類	鉄類・アルミ類・カレット類・ペットボトル・白色トレイ・牛乳パック・二級鉄				
受入供給設備	ピット&クレーン方式十供給コンベア方式				
選別設備	手選別コンベア・磁力選別機・アルミ選別機				
再生設備	鉄圧縮機・アルミ圧縮機・ペットボトル圧縮機				
埋立処分地施設					
埋立場所	山間				
埋立対象物	溶融飛灰				
埋立開始年度	平成 12 年度				
埋立面積/容量	4,800m ² /25,600m ³				
遮水工	表面 2 重遮水シート工法十遮光マット				
浸出水処理施設	15m ³ /日				
浸出水処理方式	カルシウム除去十凝集沈殿十高度処理（砂ろ過十活性炭吸着）				

施設名称	糸島清掃センター最終処分場			
所在地	福岡県糸島市志摩馬場 846 番地2			
事業主体	糸島市（竣工時：糸島郡消防厚生施設組合）			
全体敷地面積	約 17,700m ²			
着工・竣工	着工	昭和 58 年 9 月	竣工	昭和 59 年 3 月
最終処分場				
埋立場所	山間			
埋立対象物	焼却残渣、不燃ごみ、粗大ごみ、破碎ごみ処理残渣			
埋立開始年度	昭和 59 年度			
埋立終了年度	平成 11 年度			
埋立面積/容量	10,500m ² /64,600m ³			
浸出水処理施設	30 m ³ /日			
浸出水処理方式	回転円盤+接触酸化+凝集沈殿+砂濾過+滅菌			

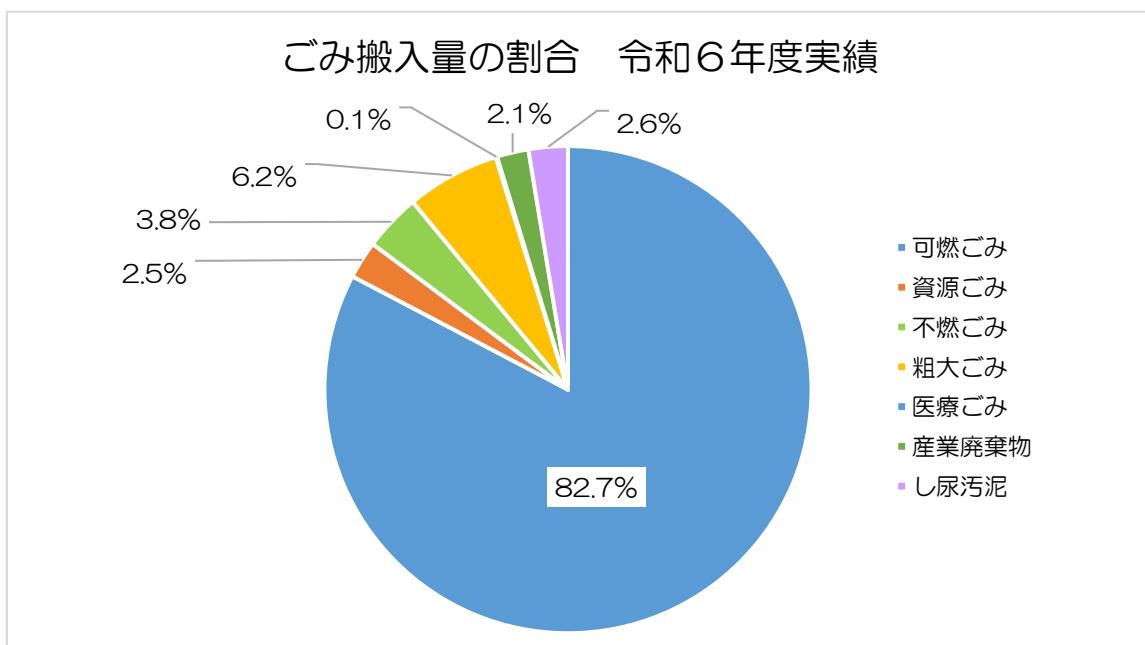
4) ごみ処理・処分量

令和6年度に排出されたごみのうち、中間処理率は100.0%で、そのうち96.4%を溶融処理しています。

また、集団回収量を除いた資源化量は6,810tで、資源化率は21.9%となっています。

区分/年度		単位	R2	R3	R4	R5	R6
可燃ごみ		t/年	27,099	26,647	26,601	26,230	25,738
資源ごみ		t/年	742	762	793	776	783
不燃ごみ		t/年	1,513	1,361	1,295	1,243	1,188
粗大ごみ		t/年	3,250	2,656	2,267	1,930	1,934
医療ごみ		t/年	12	16	21	18	17
産業廃棄物		t/年	283	435	557	583	657
し尿汚泥		t/年	892	963	838	842	800
ごみ総排出量 合計		t/年	33,791	32,840	32,372	31,622	31,117
ごみ処理	溶融処理量	t/年	32,521	31,649	31,271	30,613	29,997
	溶融処理率	%	96.2	96.4	96.6	96.8	96.4
リサイクル	資源ごみ	t/年	742	762	793	776	783
	資源化量	t/年	427	478	440	441	501
	残渣	t/年	315	284	353	335	282
	不燃ごみ	t/年	1,513	1,361	1,295	1,243	1,188
	資源化量	t/年	446	350	345	275	303
	残渣	t/年	1,067	1,011	950	968	885
粗大ごみ処理	粗大ごみ	t/年	3,250	2,656	2,267	1,930	1,934
	資源化量	t/年	397	363	316	293	316
	残渣	t/年	2,853	2,293	1,951	1,637	1,618
資源化	紙類	t/年	17	14	10	12	12
	金属類	t/年	830	733	677	594	647
	ガラス類	t/年	297	309	283	266	321
	ペットボトル	t/年	90	105	100	108	113
	白色トレイ	t/年	1	1	1	1	1
	小型家電製品	t/年	24	19	20	17	17
	羽毛布団他	t/年	5	3	4	3	3
	家具類	t/年	6	7	6	8	6
	スラグ	t/年	4,082	3,913	3,945	3,777	3,698
	メタル	t/年	678	586	556	533	596
	飛灰	t/年	1,456	1,356	1,230	1,258	1,396
	合計	t/年	7,486	7,046	6,832	6,577	6,810
	資源化率	%	22.2	21.5	21.1	20.8	21.9
最終処分	最終処分量	t/年	0	0	0	0	0

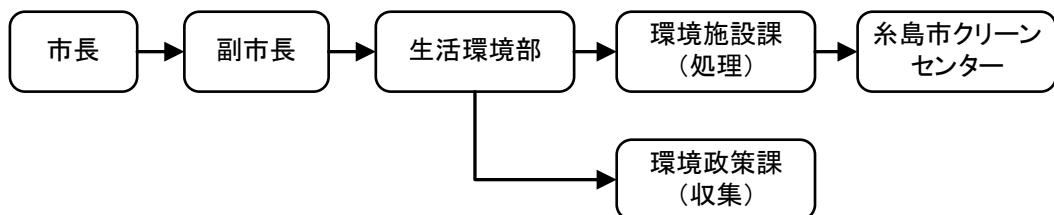
※資源化率=資源化量合計÷ごみ総排出量としています。



8. ごみ処理体制及びごみ処理経費

1) ごみ処理体制

本市におけるごみ処理等に関する組織体制は、次のとおりとなっています。



【管理体制】

●環境施設課

課長	:	1名
課長補佐	:	1名
係長	:	1名
職員	:	1名

●環境政策課

課長	:	1名
係長	:	1名
職員	:	2名

●糸島市クリーンセンター

職員	:	2名
----	---	----

ごみ処理施設運転管理委託業者	:	26名
リサイクルプラザ運転管理委託業者	:	16名
プラザ棟委託業者	:	9名
水処理施設運転管理業者	:	1名

2) ごみ処理経費

本市における収集運搬及びごみ処理・処分費用は、次表のとおりとなっています。

令和6年度におけるごみ1t当たりの処理経費は49,148円/tとなっています。

なお、1人当たりの処理経費は14,702円/人となっており、福岡県の令和5年度実績値13,418円/人(=69,041,825千円÷5,145,330人)を上回っています。

区分		単位	R2	R3	R4	R5	R6
行政区内地域	人口	人	102,160	103,020	103,508	103,817	104,021
ごみ排出量	t/年		33,791	32,840	32,372	31,622	31,117
処理費用等	●収集運搬	千円	516,122	527,252	534,578	541,569	623,514
	1人あたり	円/人	5,052	5,118	5,165	5,217	5,994
	排出量あたり	円/t	15,274	16,055	16,514	17,126	20,038
	●糸島市クリーンセンター	千円	832,742	890,681	932,012	901,203	905,830
	1人あたり	円/人	8,151	8,646	9,004	8,681	8,708
	排出量あたり	円/t	24,644	27,122	28,791	28,499	29,110
	●計	千円	1,348,864	1,417,933	1,466,590	1,442,772	1,529,344
	1人あたり	円/人	13,203	13,764	14,169	13,897	14,702
	排出量あたり	円/t	39,918	43,177	45,304	45,626	49,148

9. ごみ処理の評価

本市のごみ処理について、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、令和5年度実績を基に、本市と同程度の人口規模の自治体との比較評価は次のとおりです。

人口1人1日あたりごみ排出量は、類似市町村の平均が0.830 kg/人・日であるのに対して、本市は0.856 kg/人・日と平均を上回っています。

また、廃棄物からの資源回収量が0.191 t/t、廃棄物のうち最終処分される割合が0t/tとどちらも、類似市町村と比較し資源化量が多く、最終処分量が少ない結果となっています。

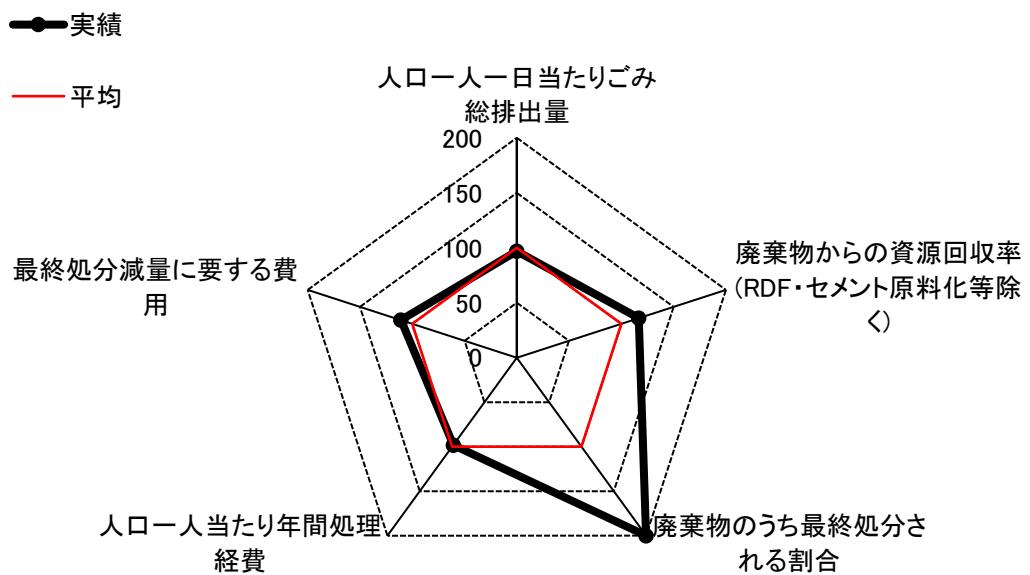
人口1人あたり年間処理経費は16,097円/人で類似市町村と同程度となっており、最終処分減量に要する費用は47,096円/tで、類似市町村と比較して、低くなっています。

指標		指数の見方
循環型 社会 形成	人口1人1日あたりごみ総排出量	指数が大きいほど、ごみ排出量は少なくなる。
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	指数が大きいほど、資源回収率が高くなる。
	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる。
経済性	人口1人あたり年間経費	指数が大きいほど、1人あたりの年間経費が少なくなる。
	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど、費用対効果は高くなる。

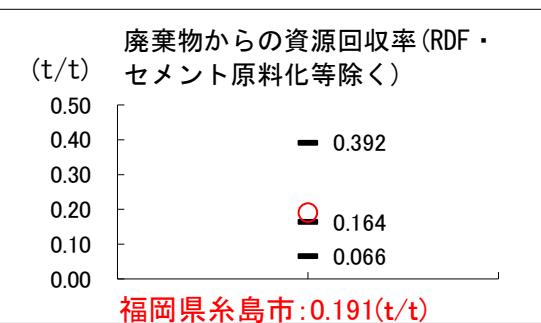
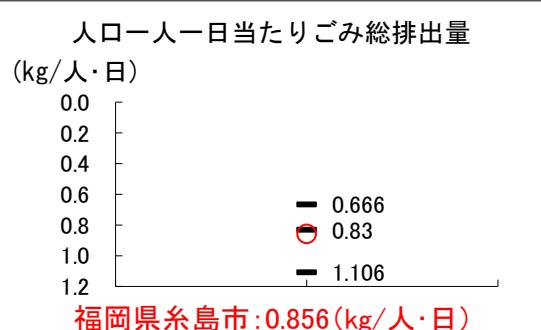
標準的な指標		人口1人1日あたりごみ総排出量(kg/人日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)(t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合(t/t)	人口1人あたり年間処理経費(円/人・年)	最終処分減量に要する費用(円/t)
類似市町村	平均	0.830	0.164	0.053	15,835	52,772
	最大	1.106	0.392	0.138	26,032	91,400
	最少	0.666	0.066	0	10,754	28,356
	標準偏差	0.090	0.069	0.049	3,819	13,353
本市実績		0.856	0.191	0	16,097	47,096
指數値		96.9	116.5	200.0	98.3	110.8

福岡県糸島市

類似市町村数 26



資料:令和6年度一般廃棄物処理事業実態調査結果(令和5年度実績)



廃棄物のうち最終処分される割合
(t/t)



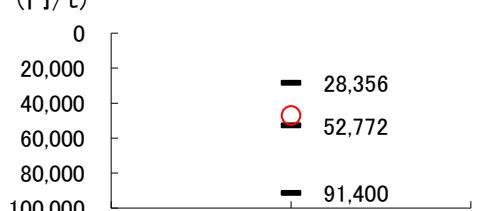
福岡県糸島市:0.0(t/t)

(円/人・年) 人口一人当たり年間処理経費



福岡県糸島市:16,097(円/人・年)

(円/t) 最終処分減量に要する費用



福岡県糸島市:47,096(円/t)

10. ごみ処理行政の動向

1) 我が国におけるごみ処理関係法令の歴史

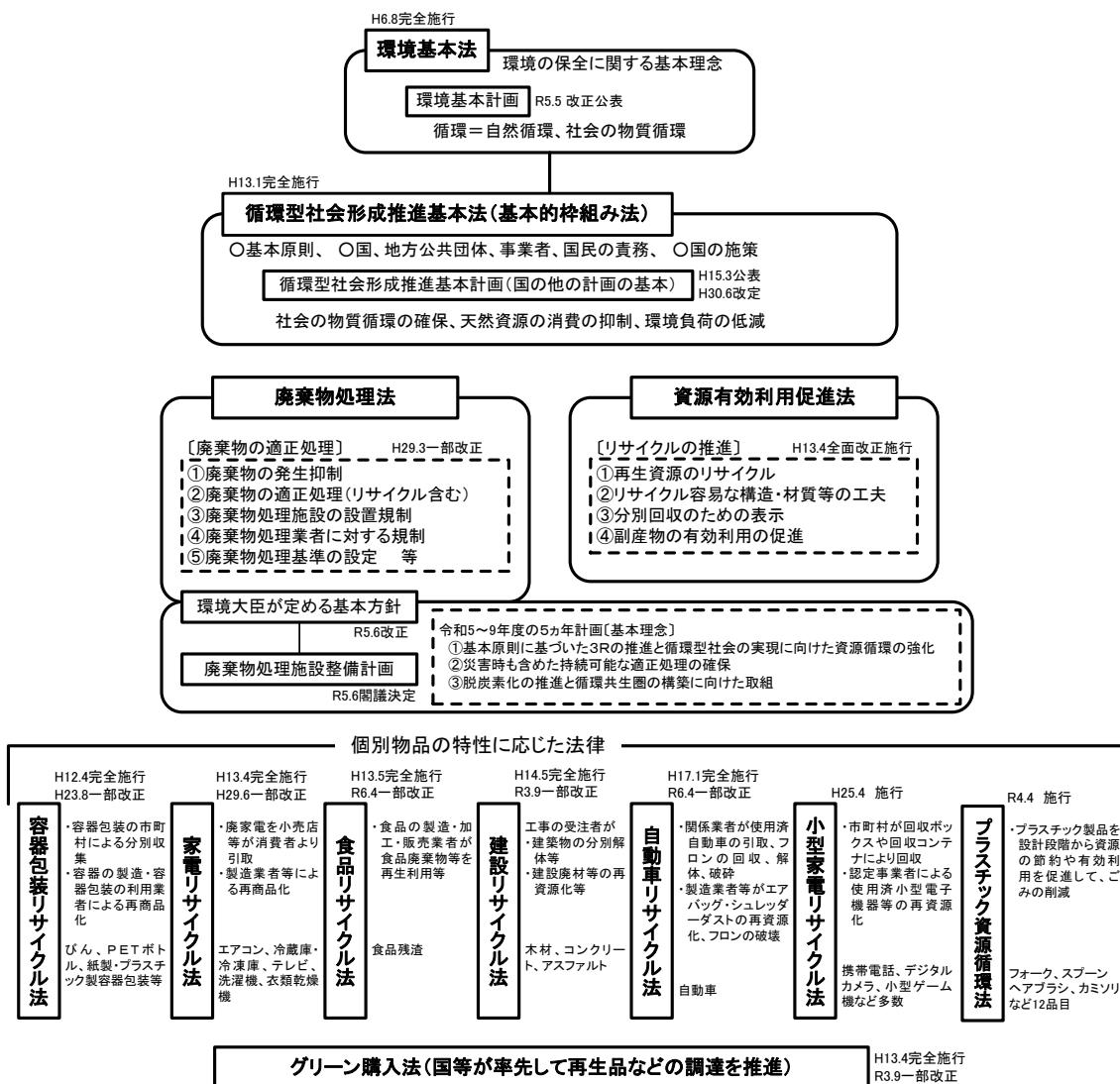
我が国は、時代によって変化してきた廃棄物に関する課題に対して、法制度の制定、改正等を行い、地方自治体、民間事業者、住民等と協力して適正な廃棄物処理と資源の有効活用を推進し、循環型社会を着実に構築してきました。

ごみ処理関係法令の歴史は、以下のようになっています。

年代	主な課題	法律の制定
戦後 ～1950年代	・環境衛生対策としての廃棄物処理 ・衛生的で、快適な生活環境の保持	・清掃法（1954）
1960年 ～1970年代	・高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化 ・環境保全対策としての廃棄物処理	・生活環境施設整備緊急措置法（1963） ・廃棄物処理法（1970） ・廃棄物処理法改正（1976）
1980年代	・廃棄物処理施設整備の推進 ・廃棄物処理に伴う環境保全	・広域臨海環境整備センター法（1981） ・浄化槽法（1983）
1990年代	・廃棄物の排出抑制、再生利用 ・各種リサイクル制度の構築 ・有害物質（ダイオキシン類含む）対策 ・廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入	・廃棄物処理法改正（1991） ・産業廃棄物処理特定施設整備法（1992） ・バーゼル法（1992） ・環境基本法（1993） ・容器包装リサイクル法（1995） ・廃棄物処理法改正（1997） ・家電リサイクル法（1998） ・ダイオキシン類対策特別措置法（1999）
2000年代	・循環型社会形成を目指した3Rの推進 ・産業廃棄物処理対策の強化 ・不法投棄対策の強化	・循環型社会形成推進基本法（2000） ・グリーン購入法（2000） ・資源有効利用促進法（2000） ・建設リサイクル法（2000） ・食品リサイクル法（2000） ・廃棄物処理法改正（2000） ・PCB特別措置法（2001） ・自動車リサイクル法（2002） ・産業廃棄物支障除去特別措置法（2003） ※2023年3月31日失効 ・廃棄物処理法改正（2003～6）
2010年～	・災害廃棄物対策の強化 ・持続可能な開発目標達成の推進 ・脱炭素社会の実現 ・海洋プラスチック問題に対する対策	・廃棄物処理法改正（2010） ・小型家電リサイクル法（2012） ・廃棄物処理法及び災害対策基本法改正（2015） ・食品ロスの削減の推進に関する法律（2019） ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（2021）

2) 廃棄物・リサイクル関連の法制度

循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。



3) 国の廃棄物処理の目標

国の基本方針における廃棄物の減量化の目標値については、令和 12 年度を目標年度とし、総排出量を現状（令和 4 年度）に対して約 9% 削減し、資源化率を現状（令和 4 年度）の約 20% から約 26% に増加させるとともに、最終処分量を現状（令和 4 年度）に対し約 5% 削減することが定められています。

区分	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R12 (目標値)
一般廃棄物の排出量	万㌧	4,275	4,167	4,095	4,034	3,897	3,700
資源化率	%	19.6	20.0	19.9	19.6	19.5	26
一般廃棄物の最終処分量	万㌧	380	364	342	337	316	320

資料：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和 7 年 2 月改訂）

4) 第五次循環型社会形成推進基本計画

第五次循環型社会形成推進基本計画は循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、

- ① 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ② 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③ 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④ 資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

を掲げ、その実現に向けて国が講すべき施策を示すとともに、令和 12 年度を目標年次として数値目標を設定しています。

項目	数値目標	目標年次
循環型社会の全体像に関する物質フロー指標と数値目標		
入口側循環利用率	約 19%	2030 年度
出口側循環利用率	約 44%	2030 年度
最終処分量	約 1,100 万トン	2030 年度
循環型社会の全体像に関する取組指標と数値目標		
廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	90%	2030 年度
具体的な 3R 行動の実施率	50%	2030 年度
多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現に関する指標		
1人1日当たりごみ焼却量	約 580g	2030 年度
廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合	46%	2027 年度
長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合	100%	2027 年度
資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行に関する指標		
一般廃棄物最終処分場の残余容量・残余年数	2020 年度の水準 (22 年分) を維持	2030 年度
産業廃棄物最終処分場の残余容量・残余年数	2020 年度の水準 (17 年分) を維持	2030 年度

5) 県の廃棄物処理の目標

福岡県は、令和2年度に福岡県廃棄物処理計画を策定し、減量、再資源化目標を次のように定めています。

区分	平成30年度	令和7年度
ごみの総排出量	1,769千t	1,681千t (H30年度比で5%減)
家庭から排出される1人1日あたりの平均排出量	528g	516g (H30年度比で2%減)
再生利用率	21.6%	22.0%
最終処分量	182千t	171千t (H30年度比で6%減)

6) ごみ処理広域化計画

平成9年5月に「ごみ処理の広域化計画について」が環境省（旧厚生省）より通知されており、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することが求められています。

その後、環境省では新たに循環型社会形成推進計画や廃棄物処理計画を策定しており、近年災害が多発している状況を踏まえ、改めて中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討する必要があることから、令和6年3月に「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」が通知され、都道府県においてごみ処理施設の集約化計画の策定が求められています。

本通知を受け、福岡県では現在、廃棄物処理施設の長期的な広域化・集約化に係る計画を策定している状況となっています。

11. 課題の整理

本市におけるごみ処理行政に関する課題は、次のとおりです。

1) 家庭系ごみの減量

家庭系ごみの1人1日平均排出量は、減少傾向となっています。今後、更に1人1日平均排出量の減量化を進めるため、生ごみの堆肥化容器の推進をはじめ、各種施策を継続して実施する必要があります。

2) 事業系ごみの減量

事業系ごみの排出量は増加傾向にあるため、今後も引き続き減量化に対する協力を求めていきます。

3) 啓発活動の強化

地域子ども会や行政区及びリサイクルグループによる資源回収活動や生ごみ堆肥化容器等の補助事業について、積極的に広報やHP等で啓発をしていく必要があります。

4) 分別の指導強化

現在実施している資源ごみの分別収集は、缶類・びん類・ペットボトルを混合して収集していますが、収集された資源ごみの状態が悪く最終的に資源化できる量も限られ資源化率が低くなっています。

このような状況を改善していくためには、ごみの出し方の指導を強化していく必要があります。

5) プラスチック使用製品等の分別収集

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行されており、これまで燃やすごみとされていた「プラスチック使用製品」の市町村による分別回収と再商品化を推進する法律です。本市でもプラスチック使用製品等の分別収集等について、分別区分の見直し等の検討を行う必要があります。

6) 環境美化及び不法投棄対策

環境美化及び不法投棄対策として、「糸島市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」の周知徹底や不法投棄防止のための市民への啓発及び監視体制の強化を図っていく必要があります。

7) 在宅医療系ごみへの対応

本市では、現在ごみ処理施設で事業系の医療系ごみを処理していますが、今後の高齢化社会の進展に伴い在宅医療系ごみの排出方法等が問題になってくると考えられます。

本市で発生する在宅医療系ごみについては、ごみ処理施設で処理することは可能ですが、在宅医療系ごみには感染性のごみが混入している場合もあるため医療機関の協力のもと分別排出の徹底等、市民に対して啓発を行っていく必要があります。

8) 中間処理

現在のごみ処理施設については、平成12年より供用し、稼動後26年目を迎えていました。その間、必要に応じて補修・整備等を実施してきましたが、設備・装置において部分的に老朽化が進行していたため、平成26年度より3か年事業としてごみ処理施設の延命化工事を実施しました。

この延命化工事では、基幹的設備の更新に加え、二酸化炭素排出量を3%以上低減させるための改造工事も実施し、低炭素社会の実現、更に施設の延命化を図りました。

一方、リサイクルプラザについては、現在の分別区分に対応した設備構成となっており、現段階では支障なく選別資源化処理がなされています。しかし、資源回収量を増加させる必要があるため、その対策が必要となります。

9) 最終処分

平成12年度より溶融飛灰の埋立を実施していましたが、平成24年度より飛灰の資源化を開始したことで、現在は埋立を行っていません。

今後最終処分場の在り方について十分な検討が必要となります。

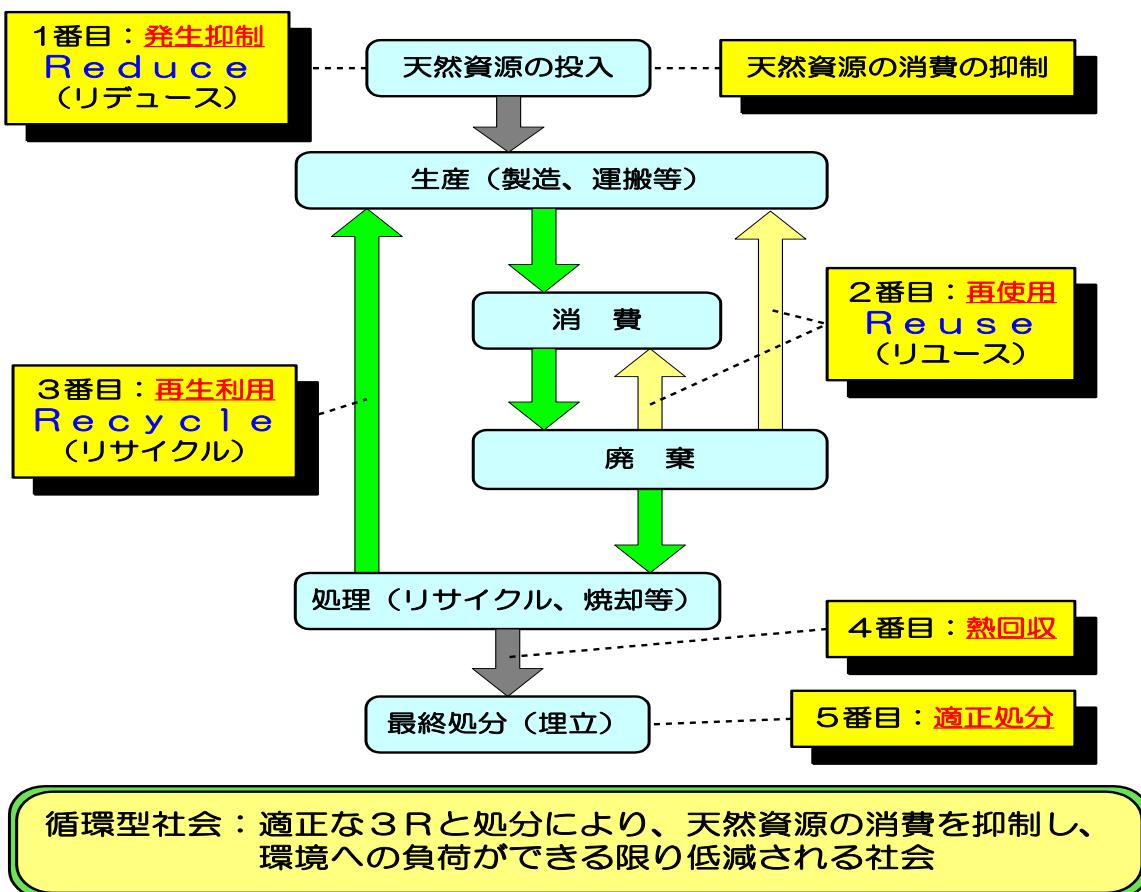
10) 温室効果ガス削減に対する課題

地球温暖化に対する取組を推進する立場から、容器包装を含むプラスチック系のごみ量削減に加え、エネルギー回収効率向上に向けた施設のあり方について検討する必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針

我が国では平成12年度に循環型社会形成推進基本（法律第110号）が制定され、廃棄物・リサイクル対策として、廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、廃棄物の再使用（Reuse：リユース）、廃棄物の再生利用（Recycle：リサイクル）、熱回収、循環利用できない廃棄物を適正に処分という優先順位をつけ、「循環型社会の構築」が進められています。



資料：循環型社会に向けた処理の優先順位（環境白書より）

本計画における「発生抑制」及び「排出抑制」のイメージを次に示します。

「発生抑制」は「ごみになる可能性がある不用なものをなるべく生じさせないこと」、「排出抑制」は「不用になってしまったものはリユース・リサイクルを図り、なるべくごみとして出さないこと」とし、ごみの発生過程の観点から段階的に、それぞれを位置付けています。

ごみの発生抑制とは？



マイバッグ持参で
レジ袋を削減



過剰包装を断る



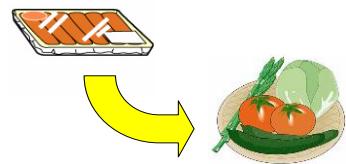
無駄な買い物をしない



リターナブルびんを活用



マイ箸を持参



容器包装のないものを購入

【ごみとなるものを家庭や事業所に持込まない取り組み】

ごみの排出抑制とは？



トレイなどは店頭回収を活用



食べ残しを少なくする！



食べ残しは堆肥化



リサイクルショップの活用



フリーマーケットの活用



修理して長く物を使う



資源物回収活動



オフィスごみの資源化

【家庭や事業所に持込まれたものをごみとしない取り組み】

こうした状況の中で、「循環型社会の構築」の一翼を担う、容器包装リサイクル法をはじめとする各種リサイクル法の制定や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」では、排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限りの循環利用の実施や廃棄物の減量に向けた基本的な減量目標値が示されています。

こうした国の施策状況や社会情勢を踏まえた上で、ごみ処理に関する基本方針を以下のように定めました。

基本方針1：市民・事業者・行政が連携した3Rの推進

発生抑制を主体とする3R（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）を、市民・事業者・行政の3者が連携して実施することにより、一歩進んだ循環型社会の構築を目指していくものとします。

基本方針2：ごみの減量と資源化の推進・拡充

これまで行ってきた施策の推進の拡充を行うことにより、一層のごみの減量と資源化を図っていくものとします。

基本方針3：適正な収集・運搬・処理・処分の実施

安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処分を行います。

あわせて、現在稼動している施設においては、排出されたごみを適正に処理・処分していくとともに、適正な運転管理を行っていくものとします。

2. 計画目標年度

第1章で示しましたように、本計画は長期的視点に立脚した検討が必要であることから、「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき本計画の目標年度を10年後の令和17年度とし、今後10年間のごみ処理に関する基本施策を設定するものとします。同時に、本計画は概ね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に変動があった場合にも見直しを行うものとします。

なお、本計画の対象地域は、本市全域とします。

計画対象地域：市内全域

計画期間：令和8年度～令和17年度（10年間）

基準年度：令和6年度

計画目標年度：令和17年度

中間目標年度：令和12年度

3. ごみ排出量及び処理量の見込み

1) 将来推計の方法

将来人口については、「第二次糸島市長期総合計画」に示されています目標人口を基に設定します。また、ごみ量の将来の推計方法は、「ごみ処理施設構造指針解説」にて示されています記述を基に、原則として過去5年間の実績値を用いて推計を行っています。なお、推計は、次表に示す5つの推計式により実施します。

推 計 式	概 要	特 性
一次傾向線 $Y = a + bX$	最も一般的な式であり使用頻度の高い式です。過去の実績値が漸増・漸減している場合等に良く適合するという経験則があり、採用されるケースが多くなっています。	① 傾向を直線に置き換えたときの推計式です。 ② 式の b はこの直線の勾配の値で、 b 正符号のとき上昇傾向となり、 b が負符号のとき下降傾向となります。 ③ 見積りが少なく出る傾向があります。
二次傾向線 $Y = a + bX + cX^2$	本推計式は、増減の大きな傾向曲線を示す場合が多く、実績値によっては、傾向曲線の中に極値を含み、増減の逆転が生じる場合もあります。したがって、人口推計の場合、あまり整合性が良くありませんが、ごみ量の推計では、採用されることがあります。	① 傾向を放物線に置き換えたときの推計式です。 ② 遍増的・遍減的な増加または減少を示す曲線であります。 ③ 人口推定ではありませんが、ごみ量の推計では用いられることがあります。
一次指数曲線 $Y = a \times b^X$	過去のデータが等比級数的な傾向の時に整合性が良いといわれています。したがって、発展性の強い都市以外では、推定値が大きくなることがあります。	① 過去のデータの伸びを一定の比率で遍増または遍減させる推計式です。 ② 増加あるいは減少傾向は急激になります。 ③ 過去のデータが等比級数的な傾向のときに整合性が良いといわれています。
べき曲線 $Y = c + b(X - 1)^a$	比較的整合性が良く、多くの都市の人口推定に適用できます。しかし、推定値が過大となるおそれもあるので十分な配慮が必要となります。	① 過去のデータの伸びを徐々に増加させる推計式です。 ② 実績値が増加し続ける条件で、最も整合性が良いとされています。 ③ 多くの都市の人口推定に適用できます。
ロジスティック曲線 $Y = c \div \{1 + e^{(b-ex)}\}$	本推計式は、人口増加の法則の研究から導かれたものであり、一定年後に増加率が、最大となりその後増加率が減少して無限年後に飽和に達するような曲線式を基にする方法で、大規模な都市の人口を推計する場合によく適用されます。	① 前半は加速度的に増加率が増加し、後半は次第に増加率が鈍化して、無限年数に飽和に達するような傾向を表わす推計式です。 ② S字曲線で表現することができます。

2) 人口及びごみ排出量の推計結果

推計した結果を次表に示します。

人口は現在のまま推移すると、増加傾向が将来も続くと推測され、ごみ排出量も増加傾向になると推測されます。

内訳としては、収集ごみが令和6年度実績に対して目標年度である令和17年度までに1.9%増加、直接搬入ごみが0.2%増加すると推測されます。

区分	単位	実績		推計結果		R17-R6 (比較)
		R2	R6	R12	R17	
行政区内外人口 (計画収集人口)	人	102,160	104,021	106,000	105,834	+1,813 (+1.7%)
ごみ総排出量	t/年	35,071	31,925	32,292	32,325	+400 (+1.3%)
収集ごみ	t/年	27,972	26,549	27,022	27,054	+505 (+1.9%)
直接搬入ごみ	t/年	5,819	4,568	4,577	4,578	+10 (+0.2%)
集団回収	t/年	1,280	808	693	693	▲ 115 (▲14.2%)
1人1日あたりのごみ排出量	g/人・日	941	841	835	837	▲ 4 (▲0.5%)
収集ごみ+直接搬入ごみ	g/人・日	906	820	817	819	▲ 1 (▲0.1%)
収集ごみ	g/人・日	750	699	698	700	+1 (+0.1%)

4. 減量・資源化及び処理・処分に関する目標設定

1) 減量及び資源化に関する目標の設定

ごみの減量及び資源化の目標については、国及び県の計画や過去の実績に基づき次のように設定します。

可燃ごみの1人1日あたりの排出量の減量化を図り、令和17年度までに、令和6年度実績に対して、34g/人・日削減するものとします。

区分	目標	対象品目
可燃ごみの1人1日あたりの排出量	令和12年度までに665g 令和17年度までに643g	可燃ごみ排出量
ごみの資源化率	令和6年度の資源化率を維持する。	資源ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ

2) 処理・処分に関する目標の設定

本市におけるごみ減量化及び資源化に関する目標は前記したとおりであります
が、排出されたごみは現在と同様に適正に処理・処分しなければなりません。

現在、本市の中間処理及び最終処分は、「糸島市クリーンセンター」で適正に処理・処分を実施しています。

ごみ処理施設は、平成26年度より3か年事業として施設の延命化工事を実施してお
り、令和16年度まで施設を使用することとしています。

また、最終処分場は、循環型社会形成構築の観点から、溶融飛灰の資源化を実施して
います。

このような状況を踏まえた本市のごみ処理・処分に関する目標を次表のように設定します。

中間処理の内訳

区分	目標	処理施設	資源化割合
可燃ごみ	現行とおり	ごみ処理施設	スラグ 12.3%、メタル 2.0%、飛灰 4.7%
資源ごみ	現行とおり	リサイクルプラザ	資源化率 64.0%
不燃ごみ	現行とおり	リサイクルプラザ	資源化率 25.5%
粗大ごみ	現行とおり	ごみ処理施設 (前処理設備)	資源化率 16.3%
し尿汚泥	現行とおり	ごみ処理施設	スラグ 12.3%、メタル 2.0%、飛灰 4.7%
産業廃棄物	現行とおり	ごみ処理施設	スラグ 12.3%、メタル 2.0%、飛灰 4.7%
医療ごみ	現行とおり	ごみ処理施設	スラグ 12.3%、メタル 2.0%、飛灰 4.7%

最終処分の内訳

区分	目標	処理施設
溶融飛灰	現行とおり	民間委託（資源化）

5. 減量・資源化施策実施後の推計結果

1) 行政区域内人口（＝計画収集人口）の推計結果

「第2次糸島市長期総合計画」の目標人口を踏まえた行政区域内人口の推計結果は、次表に示すとおりとなります。

区分	単位	R2	R6	R12	R17
		実績		中間目標	計画目標
行政区域内人口 (計画収集人口)	人	102,160	104,021	106,000	105,834

2) 収集ごみの推計結果

ごみ減量化及び資源化の目標値を踏まえた収集ごみ（可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの合計）の推計結果は、次表に示すとおりとなります。

区分	単位	R2	R6	R12	R17
		実績		中間目標	計画目標
収集ごみ	t/年	27,960	26,532	26,579	25,798
	g/人・日	750	699	687	666

3) 直接搬入ごみの推計結果

ごみ減量化及び資源化の目標値を踏まえた直接搬入ごみ（可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、医療ごみ、産業廃棄物及びし尿汚泥の合計）の推計結果は、次表に示すとおりとなります。

区分	単位	R2	R6	R12	R17
		実績		中間目標	計画目標
直接搬入ごみ	t/年	5,831	4,585	4,555	4,518

4) 集団回収量の推計結果

ごみ減量化及び資源化の目標値を踏まえた集団回収ごみの推計結果は、次表に示すとおりとなります。

区分	単位	R2	R6	R12	R17
		実績		中間目標	計画目標
集団回収	t/年	1,280	808	693	693

5) 推計結果のまとめ

前述した将来予測結果をとりまとめると、次表に示すとおりとなります。

区分	単位	実績		推計結果		R17-R6 (比較)
		R2	R6	R12	R17	
行政区内外人口 (計画収集人口)	人	102,160	104,021	106,000	105,834	1,813 (1.7%)
ごみ総排出量	t/年	35,071	31,925	31,827	31,009	▲ 916 (▲2.9%)
収集ごみ	t/年	27,960	26,532	26,579	25,798	▲ 734 (▲2.8%)
直接搬入ごみ	t/年	5,831	4,585	4,555	4,518	▲ 67 (▲1.5%)
集団回収	t/年	1,280	808	693	693	▲ 115 (▲14.2%)
1人1日あたりのごみ排出量	g/人/日	941	841	823	801	▲ 40 (▲4.8%)
収集ごみ+直接搬入ごみ	g/人/日	906	820	805	783	▲ 37 (▲4.5%)
収集ごみ	g/人/日	750	699	687	666	▲ 33 (▲4.7%)

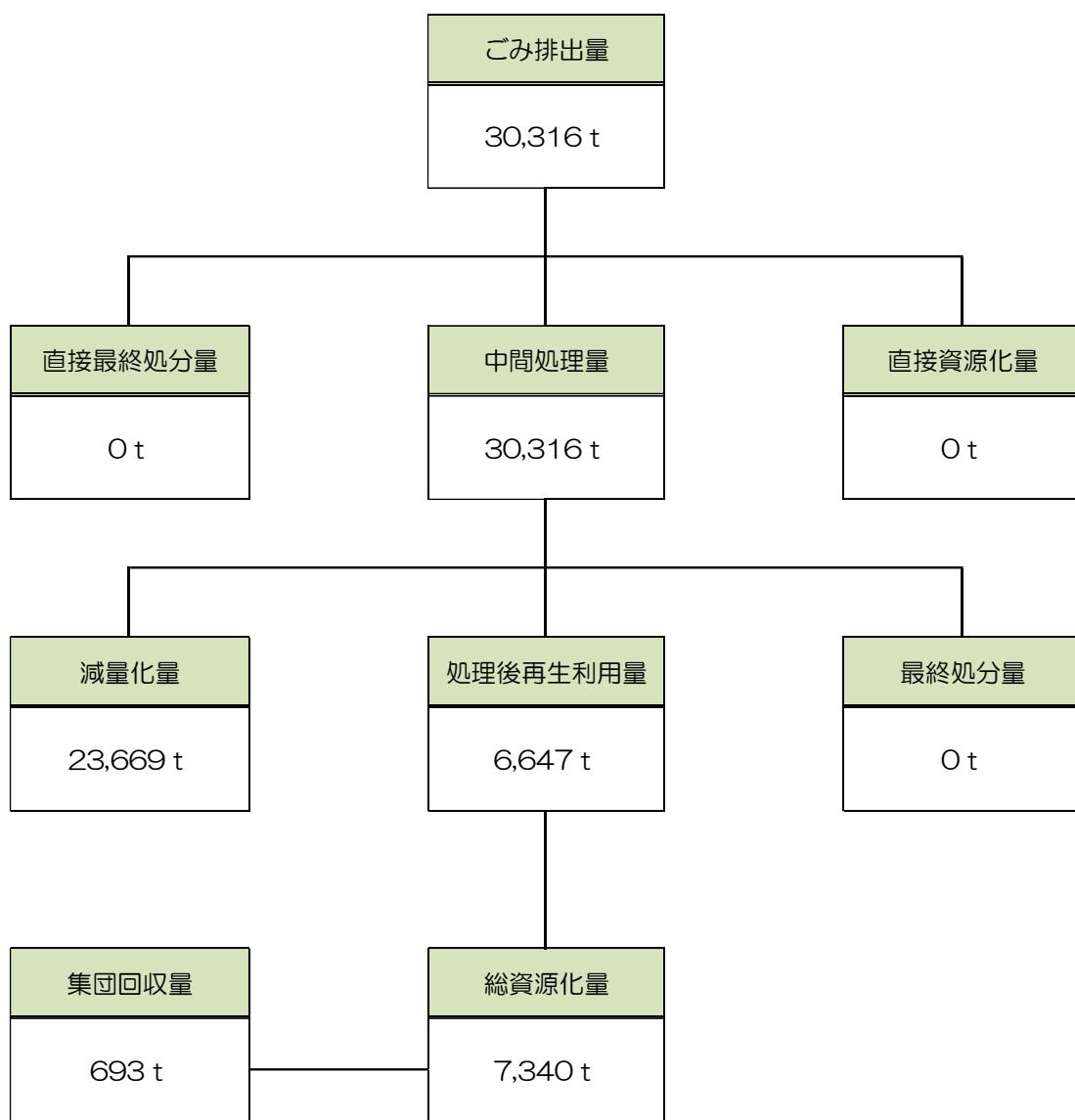
6) 処理・処分量

本市におけるごみ処理・処分量の推計結果は、次表に示すとおりとなります。

推計した結果、本計画目標年度である令和 17 年度の資源化率は 24%、最終処分率は 0%と推測されます。

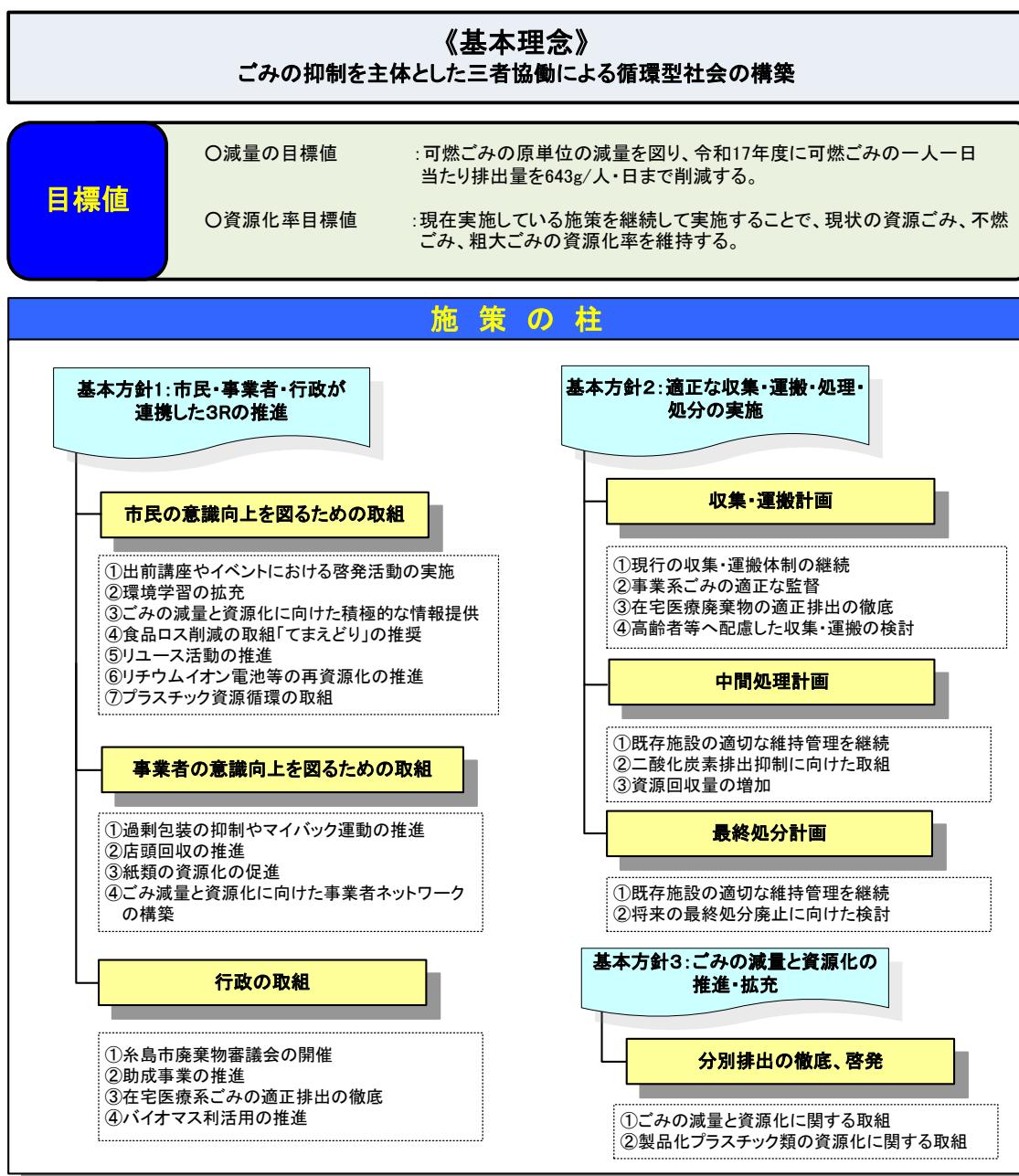
区分	単位	R2	R7	R12	R17
		実績		中間目標	計画目標
ごみ総排出量	t /年	35,071	31,925	31,827	31,009
溶融処理	t /年	32,521	29,997	31,134	29,192
資源化量	集団回収量	t /年	1,280	808	693
	選別資源化	t /年	7,486	6,810	6,818
	計	t /年	8,766	7,618	7,511
	(率)	%	25	24	24
最終処分率	t /年	0	0	0	0

本計画目標年度（令和 17 年度）におけるごみ処理・処分フロー



6. ごみの減量・資源化に向けた基本方針

前述したごみの減量や資源化を進めていくために、今後実施または検討する施策の基本フレームは、次表に示すとおりとなります。



7. ごみの発生・排出抑制及び再資源化の方策に関する事項

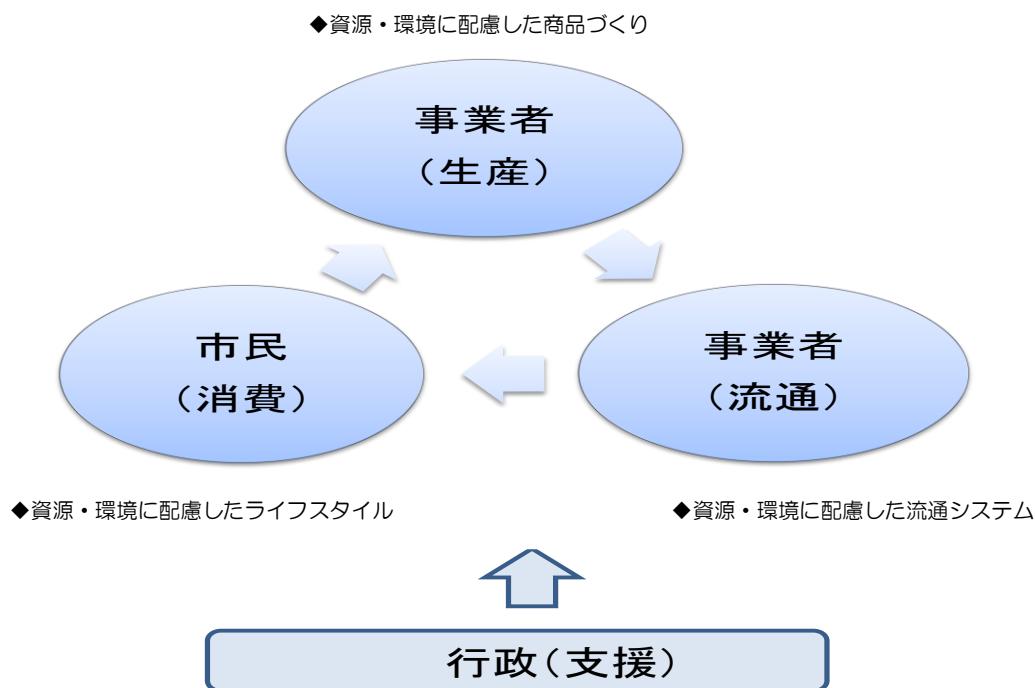
1) 基本方針

ごみの発生・排出抑制及び再資源化の基本方針は、以下のとおりです。

市民・事業者・行政が連携した3Rの推進

ごみの発生・排出抑制及び再資源化の目標を達成するためには、市民・事業者・行政がごみの削減に対する意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続けていくことが必要です。

こうした連携を深めていくためには、消費者である市民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、資源・環境問題に配慮したライフスタイルに転換する行動を、事業者は資源・環境に配慮した事業活動や商品づくり及び流通システムづくりを進める行動を、行政は様々な角度から市民、事業者の取組を支援していくという行動を3者協働により実施しつつ、循環型社会の構築に努めていく必要があります。



2) ごみの発生・排出抑制及び再資源化に関する取組

本市では、ごみの発生・排出抑制及び再資源化施策を推進していくために、市民・事業者に対して以下のような取組を実施し、浸透を図っていくものとします。

(1) 市民の意識向上を図るための取組

市民意識の向上について、有効と判断される施策を以下に示します。

① 出前講座やイベントにおける啓発活動の実施

出前講座や各種イベントの参加をとおして、ごみ削減に向けた啓発を積極的に行っていきます。また、市民や各種団体に対して、集団回収への積極的な協力要請を行うなど、資源化の推進を図っていきます。

② 環境教育の充実

小・中学生を対象に、糸島市クリーンセンター見学などを通して環境教育の啓発に積極的に取り組み、環境にやさしい行動のできる人の育成を推進します。

③ ごみの減量と資源化に向けた積極的な情報提供

店頭回収を行っている店舗、資源回収活動の状況及び生ごみ堆肥化容器等の利用方法などについての情報を積極的に広報し、ごみの減量と資源化に対する市民の意識向上を図ります。

④ 食品ロス削減の取組「てまえどり」の推奨

「てまえどり」とは、購入してすぐに食べる場合に商品棚の手前にある商品など、販売期限が近づいた商品を積極的に選ぶ行動をいい、小売店において期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスを削減する効果が期待されます。購入時には、「てまえどり」を意識するよう、啓発を行います。

⑤ リユース活動の推進

不要品として糸島市クリーンセンターに持ち込まれた家具などを再商品化し、リサイクルプラザで安価で販売することでごみを減量します。また、ごみとして捨てる前に譲渡による再利用を検討してもらうため、民間のリユースプラットフォームを通じたリユース活動を推進します。

⑥ リチウムイオン電池等の再資源化の推進

資源有効利用促進法では、リチウムイオン電池を含む小型二次電池へのリサイクルマークの表示および自主回収、再資源化が求められています。

製品を買う際は、将来の廃棄方法まで考えて回収してくれるメーカーの製品を選ぶよう、啓発を行います。

⑦ プラスチック資源循環の取組

プラスチック資源循環法に基づくプラスチック製品等の分別収集の実施を検討し、可燃ごみ中に含まれる使用済みプラスチック製品の再資源化の推進を図っていきます。

(2) 事業者の意識向上を図るための取組

流通・販売事業者などの事業者の協力・推進について、有効と判断される施策を以下に示します。

① 過剰包装の抑制やマイバッグ運動の推進

事業者は、消費者が商品の購入に伴って排出するごみを少なくすることに視点をおいて、過剰包装を可能な限り控えるような取組に積極的に参加するよう要請します。

また、消費者、事業者、行政が連携してレジ袋削減に取り組んでいきます。

② 店頭回収の推進

大型スーパー等で実施されている食品トレイ、牛乳パック、廃食用油等の店頭回収を推進・拡大するように要請します。協力店舗については優良店舗として取組内容をホームページ等で公表するなど積極的に広報を行います。

③ 紙類の資源化の促進

事業者に対して紙類の分別を徹底するように啓発していきます。

また、生ごみや廃食用油などのバイオマスの利活用についても実施していくよう要請していきます。

④ ごみの減量と資源化に向けた事業者ネットワークの構築

ごみの減量と資源化を進めている事業者の先進的な取組が、情報として他の事業者へ伝わるように事業者間で情報交換できるネットワークの構築に努めています。

ネットワークの構築にあたっては、事業者及び行政が連携して検討を進めていくものとします。

(3) 行政の取組

行政の取組として有効と判断される施策を以下に示します。

① 糸島市廃棄物審議会の開催

一般廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生利用及び処理手数料について調査審議するために「糸島市廃棄物審議会」を設置していることから、必要に応じて、審議会を開催するものとします。

② 助成事業の推進

本市では、各種団体による資源回収活動に対して行っている助成事業を、今後も継続して実施するものとします。あわせて、ごみ減量を目的とした生ごみ堆肥化容器等の購入に対する助成事業についても継続して実施していくものとします。

更に、今後より一層の再生利用の充実と取組の強化を図るため、行政区内外に資源物回収拠点を設置する資源回収システムの構築を進めていきます。

③ 在宅医療系ごみの適正排出の徹底

在宅医療系ごみは、感染性のごみの混入防止など適正な排出を行うための啓発が重要であるため、医療機関との連携を図りながら今後も啓発活動を強化していくものとします。

④ バイオマス利活用の推進

本市では、循環型社会の実現に向けた取組の一環として、廃棄物由来のものや、現在活用されていないバイオマス利活用について検討しています。

具体的には、学校給食残渣の堆肥化や飼料化、間伐材や竹、剪定ごみなどのチップ化による燃料化や堆肥化に向けた調査・研究を行っていきます。

(4) 施策の主体

これまでに示してきた施策について、取り組むべき施策の主体を次表に示します。

取り組むべき施策	主体			
	市民	事業者	行政	
市民の意識向上を図るための取組	① 出前講座やイベントにおける啓発活動の実施	参加	一	支援
	② 環境教育の充実	参加	協力	支援
	③ ごみの減量と資源化に向けた積極的な情報提供	活用	協力	支援
	④ 食品ロス削減の取組「てまえどり」の推奨	参加	連携	連携
	⑤ リユース活動の推進	活用	協力	支援
	⑥ リチウムイオン電池等の再資源化の推進	協力	協力	支援
	⑦ プラスチック資源循環の取組	協力	一	支援
事業者の意識向上を図るための取組	① 過剰包装の抑制やマイバック運動の推進	一	協力	支援
	② 店頭回収の推進	一	協力	支援
	③ 紙類の資源化の促進	一	協力	指導
	④ ごみの減量と資源化に向けた事業者ネットワークの構築	一	連携	連携
行政の取組	① 糸島市廃棄物審議会の開催	参加	参加	支援
	② 助成事業の推進	活用	一	支援
	③ 在宅医療系ごみの適正排出の徹底	協力	協力	指導
	④ バイオマス利活用の推進	協力	参加	支援

8. ごみの減量及び資源化に関する事項

1) 基本方針

ごみ減量と資源化の基本方針は、以下のとおりです。

ごみ減量と資源化の推進・拡充

これまで継続しているごみの減量と資源化に対する啓発活動等を進めることにより、更なる減量の拡充を図る方針とします。

2) ごみの減量と資源化に関する取組

(1) 減量に関する取組

本市におけるごみ減量については、市民にはダンボールコンポストの普及啓発をはじめ、生ごみの水切り活動や詰め替え商品の購入など減量に向けた取組への協力要請を行います。

また、事業所においては独自ルートでの資源化の推進E P R（拡大生産者責任）などの取組への協力要請を実施し、ごみの減量を図っていくものとします。本市は市民や事業所が行う取組を積極的に支援していくものとします。

あわせて、ごみの減量に効果がある指定ごみ袋料金の見直しについても、周辺市町村の状況や課題事項などを調査・研究していくものとします。

なお、具体的な取組については、下記のとおりとします。

- ① ダンボールコンポストの推進により生ごみ減量
- ② 生ごみの水切りの徹底
- ③ 紙ごみ資源化の推進（新聞・雑誌・ダンボール・雑紙）
- ④ 簡易包装の推進（過剰包装をしない、させない）
- ⑤ マイバックの推進（レジ袋削減対策）
- ⑥ 使い捨て商品を使用しないよう推進
- ⑦ 環境商品の利用促進
- ⑧ フリーマーケットの活用推進

(2) 資源化に関する取組

本市における資源化については、現在の資源ごみである「缶類、びん類、ペットボトル」、「白色トレイ、牛乳パック」の適正分別が推進されるように啓発活動を強化することにより、資源物の回収量を増加させていくものとします。

なお、具体的な取組については、下記のとおりとします。

- ① 資源ごみの分別の徹底（資源回収率増加）
- ② 店頭回収の推進
- ③ 集団回収の活用推進
- ④ 廃食用油のリサイクル推進
- ⑤ 草・剪定枝等のリサイクル推進
- ⑥ カキ殻のリサイクル推進

(3) 製品化プラスチック類の資源化の取組

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、本市でもプラスチック製品等の分別収集等について、分別区分の見直し等の検討を行います。

9. ごみ処理施設の整備に関する事項

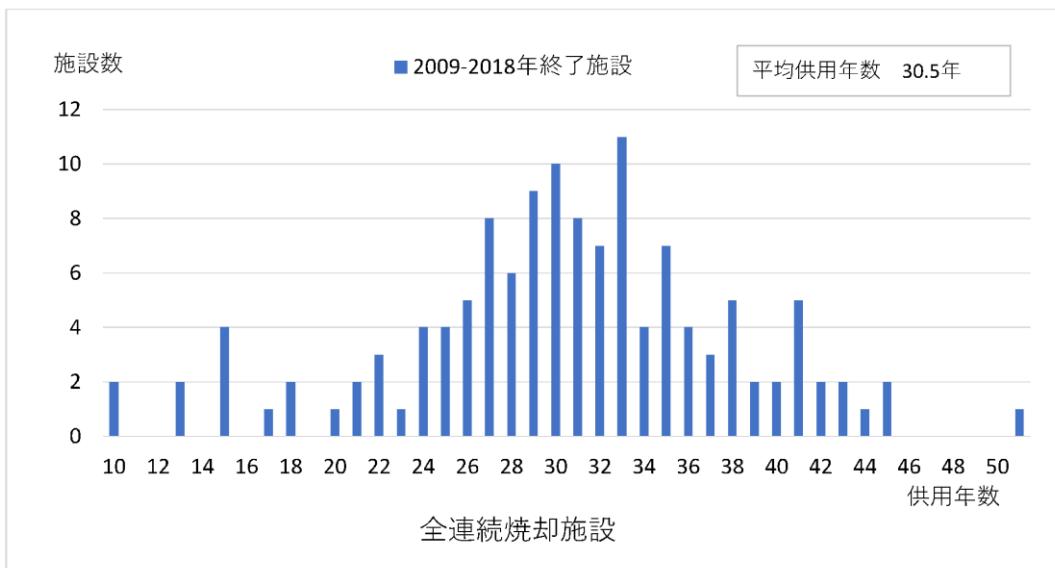
本市におけるごみ処理施設の整備に関する事項は以下のとおりです。

1) ごみ処理施設の更新

糸島市クリーンセンター（ごみ処理施設、リサイクルプラザ）は、平成 12 年度の稼働開始後、本市で適切に維持管理を行っているところです。

本施設では、平成 26 年度より 3 か年事業としてごみ処理施設の延命化工事を実施しており、令和 16 年度までごみ処理施設を使用する計画としていますが、供用開始から約 35 年が経過するため、全国的な平均供用年数となる 30.5 年を上回ることが見込まれます。

そのため、本市では、令和 17 年度を目標として、事業予定地の選定などを含めた様々な調査・検討を実施し、新しいごみ処理施設の整備を進めています。



出典) 廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）、令和3年3月改訂

10. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する事項

1) 基本方針

本市における収集・運搬・中間処理・最終処分計画を総括した基本方針は、以下のとおりです。

適正な収集・運搬・処理・処分を実施

2) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する取組

(1) 収集・運搬計画

本市における収集・運搬計画に関する取組を以下に示します。

① 現行の収集・運搬体制の継続

本市の収集区域及び収集・運搬体制については現行の体制を維持する方針とします。

ただし、今後、施設による資源回収率の向上を図っていくことを目的として新たな手法等を検討し、施設整備等の事業化が可能となった場合は回収量等を鑑みて収集・運搬体制の見直しを実施していくものとします。

② 事業系ごみの適正な監督

事業所の排出責任や自己処理の徹底を図るため、訪問指導や説明会の実施、収集運搬許可業者の研修会や搬入車両の検査等を実施していきます。また、こうした取組が進展するように監督・指導していきます。

収集・運搬計画量の見込み（施策実施後、収集ごみのみ）

区分	単位	令和6年度	令和12年度	令和17年度
		実績	中間目標	最終目標
可燃ごみ	t /年	24,393	24,413	23,628
資源ごみ	t /年	779	774	775
不燃ごみ	t /年	1,188	1,199	1,201
粗大ごみ	t /年	172	193	194
合 計	t /年	26,532	26,579	25,798

3) 中間処理計画

本市における中間処理計画の方向性を以下に示します。

① 既存施設の適切な維持管理の継続

本市のごみ処理施設及びリサイクルプラザについては、今後も適正な維持管理や補修等を継続しつつ、施設の延命化に努めるものとします。

ごみ処理施設については、延命化工事を施工しており、令和16年度までの安定操業と施設の維持管理を実施します。

また、リサイクルプラザについては、現在の分別区分に対応した設備構成となっており、現段階では支障なく選別資源化処理がなされており、今後も継続していきます。

将来的な中間処理量の推移を次表に示します。

中間処理量の見込み（施策実施後）

区分	単位	令和6年度	令和12年度	令和17年度
		実績	中間目標	最終目標
ごみ処理施設処理量	t/年	29,997	30,011	29,192
リサイクルプラザ処理量	t/年	1,971	1,982	1,980
前処理設備処理量	t/年	1,934	1,955	1,956

② CO₂削減に向けた取組の推進

本市の一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量は、前述したように全国実績値よりも大きな値となっています。その要因としては、ごみ処理施設においてコークスの使用が不可欠であることが挙げられます。

4) 最終処分計画

本市における最終処分計画に関する取組を以下に示します。

① 既存の施設の適正な維持管理の継続

糸島市クリーンセンター埋立処分地施設については、今後も適正な維持管理や補修等を継続しつつ、延命化に努めるものとします。

あわせて、糸島清掃センター最終処分場の浸出水処理施設などについても、適正な維持管理を継続して行います。

11. その他ごみ処理に関し必要な事項

1) 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法に基づいて、①ばいじん、②P C B 使用製品、③感染性医療廃棄物が指定されています。

事業者が排出するばいじんは産業廃棄物であることから、排出事業者による適正処理が行われるように指導していきます。

P C B 使用製品はメーカーによる処理を原則とし、適正処理を推進するために販売店での引き取り協力や、市民に対しても適正排出の協力を要請します。

感染性廃棄物については、本市のごみ処理施設で処理可能であることから医療関係者と連携を図りながら引き続き適正に処理していきます。

2) 適正処理困難物

適正処理困難物は、廃棄物処理法により、①廃タイヤ、②25 インチ以上のテレビ、③250ℓ以上の冷蔵庫、④スプリング入りマットレスが指定されています。このうち、廃タイヤについては、適正処理ルートが構築され、テレビ、冷蔵庫については、家電リサイクル法に基づく再商品化が行われています。また、スプリング入りマットレスについても、全日本ベッド工業会において、一括して指定一般廃棄物処理業者としての申請が行われ、認められている（厚生省生衛 水道環境部環境整備課 事務連絡平成 11 年 6 月 29 日）ことから、業者による処理が行われています。なお、本市では収集できないものとして次表に示すようなものを指定しており、販売店等による引き取りを指導しています。

本市の収集できないごみ

項目	内容
適正処理困難物	テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機 パソコン・タイヤ・ガスボンベ・バッテリー・塗料・シンナー 廃油・農薬・劇薬等の薬品類・消火器・バイク・ピアノ・金庫など

3) 特定家庭用機器再商品化法

特定家庭用機器再商品化法（以下、「家電リサイクル法」という。）に適用される家電製品は、構造・組成が複雑であるなどの理由から市町村での処理が困難であるものを指しています。これらの家電製品は廃棄物の減量及び再生が十分に行われていなかったため、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を図ることを目的として、平成10年6月に家電リサイクル法が公布されました。

具体的には、一般の家庭で通常使用される機械器具のうち、次に掲げるものが対象となっています。

- ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- テレビジョン受信機（ブラウン管式のものに限る。）
- 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 電気洗濯機
- 液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機（平成21年4月～）

本市においても家電リサイクル法に基づく再商品化を進めていくことを目的に、引き取りは販売者若しくは収集運搬許可業者が実施することとしています。

4) 家庭系パソコンリサイクル

平成15年10月1日より「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、家庭から排出される使用済みパソコンの回収とリサイクルが実施されています。

本制度は、平成12年より産業構造審議会及び環境省パソコンリサイクル検討会において審議が開始され、平成15年4月に改正省令の公布がなされたものです。

本制度の特徴は、消費者がパソコンを購入する際に、処理責任を負うメーカーが処理費用を「前払い方式」で徴収し、排出時には無料で回収・リサイクルを請け負う、という点にあり、家電4品目の際に問題となった排出時の処理費用支払いを嫌う市民等による不法投棄問題が、中長期的に解決されることが期待されています。

また、「前払い方式」が適用されるパソコンには「PCリサイクルマーク」が貼られており、判別が可能となっています。

一方で、PCリサイクルマークが付いていないパソコンについては、回収費用、リサイクル費用を負担する必要があるため、旧型のパソコンについては家電4品目と同等な問題が発生する可能性もありますが、パソコンについては中古市場が活発化しているため、この市場へ流れしていくことも考えられることから今後の市場動向を確認する必要があります。

本市においても、家庭系パソコンのリサイクルに対する今後の動向を確認していく必要があります。次表に回収の対象となる品目を示します。

項目	内容
回収対象品目	デスクトップパソコン（本体） パソコン用ブラウン管ディスプレイ パソコン用液晶ディスプレイ デスクトップ一体型パソコン ノート型パソコン マウス・キーボード・スピーカー・ケーブル（標準添付品に限る）
対象外品目	プリンター・スキャナー・ワープロ専用機 PDA・マニュアル本・CD-ROM等

5) 災害時の廃棄物処理に関する事項

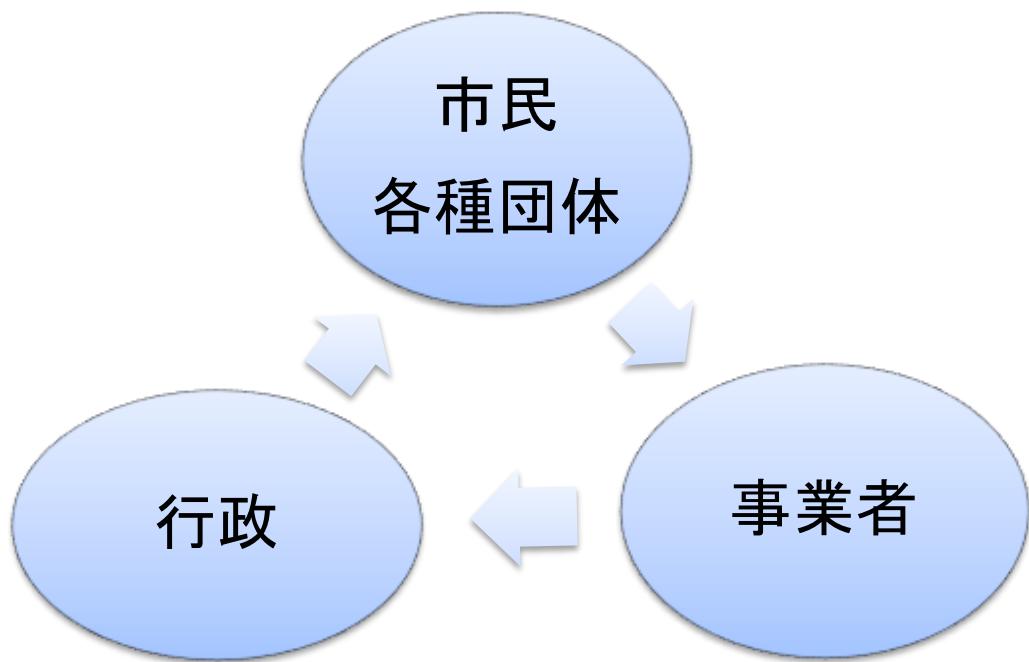
災害発生時の廃棄物処理をより適切かつ効率的に実施していくために、地域防災計画等の周知や広域的な協力体制の確保を図り、周辺地域との連携体制を構築していきます。

12. 推進体制

前述した各種施策は、行政だけの取組で推進できるものではありません。市民・各種団体等、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、パートナーシップと協働のしくみを築き、実行することで初めて実現が可能となります。

行政は、これらのしくみを築くために、施策の推進に向けた組織づくりや意見交換する場の提供に努めます。

また、全国的な対応が必要と思われるごとにについて、周辺市町村との連携や国・県に対する働きかけを行います。



第5章 生活排水処理の現状と分析

1. 汚水処理施設整備事業の種類

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する啓発を進めるとともに、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で、生活排水処理は重要であり、地域の特性、周辺環境及び経済性等を考慮しつつ、汚水処理施設を逐次整備していく必要があります。

汚水処理施設整備を進めるために、以下のような事業があり、本市では、これらの事業のうち、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業を実施しています。

汚水処理施設	集合処理施設	流域下水道事業	(国土交通省)	2市町村以上の区域の下水を排除し、処理する下水道です。管理主体は原則として都道府県です。
		公共下水道事業	(国土交通省)	都市計画区域内で計画処理人口が10,000人以上の下水道です。
	特定環境保全公共下水道事業	(国土交通省)	市街化区域以外の地域で計画処理人口が概ね1,000人以上10,000人未満の下水道です。	
	農業集落排水事業	(農林水産省)	農業振興地域内であり、計画処理人口が概ね1,000人程度までの汚水処理施設です。	
	漁業集落排水事業	(農林水産省)	漁業集落内であり、計画処理戸数が概ね100戸以上5,000戸程度までの汚水処理施設です。	
	林業集落排水事業	(農林水産省)	山村地域の生活環境基盤の整備を促進するため、林業経営及び集落におけるし尿、生活排水等を処理する施設です。	
	簡易排水事業	(農林水産省)	山村振興地域等において、各戸から排出される汚水を処理する施設です。	
	コミュニティ・プラント事業	(環境省)	計画処理人口が101人以上30,000人未満の団地や集合住宅等における環境省所管の地域し尿処理施設整備事業により設置された処理施設です。	
	小規模集合排水処理整備事業	(総務省)	原則として住宅戸数2戸以上20戸未満における汚水処理施設です。	
	合併処理浄化槽設置整備事業	(環境省)	下水道など汚水を集合的に処理できない地域において、個人が設置管理する浄化槽の設置に対し市町村が補助を行うものです。	
	浄化槽等整備推進事業	(環境省)	下水道など汚水を集合的に処理できない地域において、市町村が設置管理主体となり、年間20戸以上の面的整備を行うものです。	
	個別排水処理施設整備事業	(環境省・総務省)	市町村が設置管理主体となり、年間20戸未満の浄化槽整備を行うものです。	
	その他		上記の汚水処理施設以外で、民間、個人等が設置する施設です。	

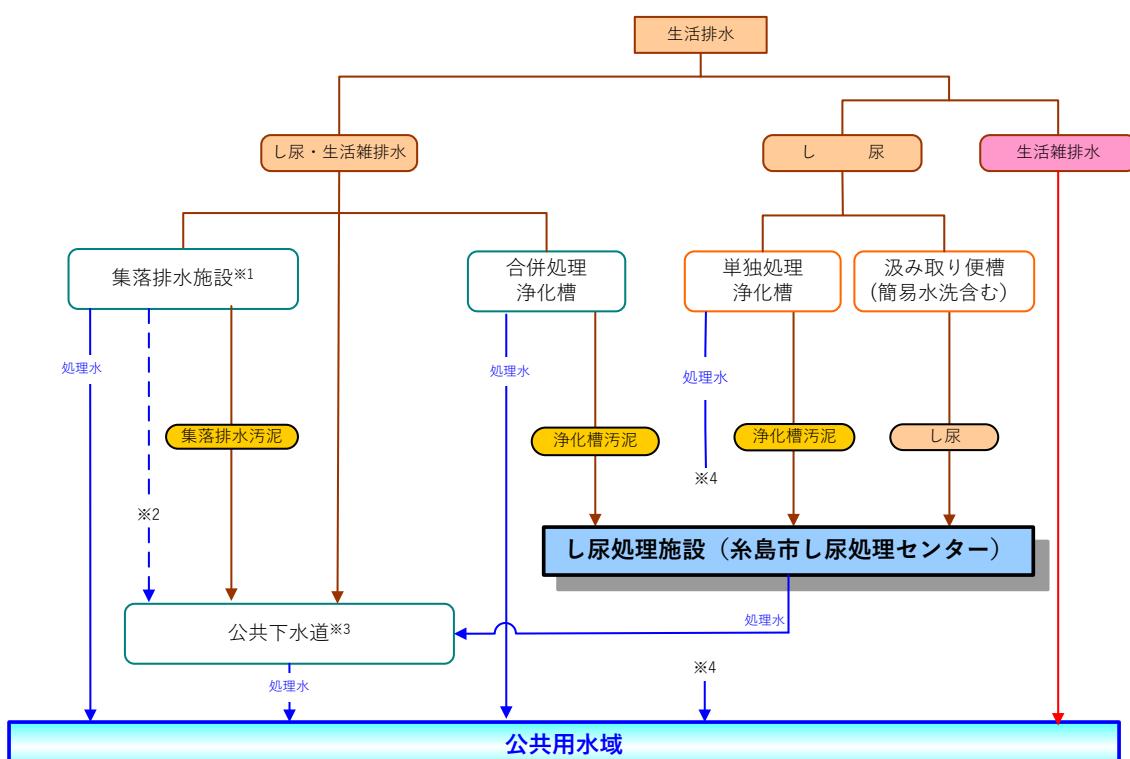
：上記の色付けをしているものは、本市で実施している事業です。

2. 生活排水処理体系

本市で発生するし尿及び生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽で処理されていますが、一部の生活雑排水は未処理のまま河川等の公共用水域に放流されています。

また、汲み取り便槽から発生するし尿、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥については、本市のし尿処理施設（糸島市し尿処理センター）へ搬入し、処理しています。

本市の生活排水処理・処分体系は、次のとおりです。



3. 汚水処理施設整備事業の現状

1) 公共下水道事業

(1) 公共下水道事業の概要

前原下水管管理センターは、前原地区及び可也引津地区から排出される生活排水を処理しており、本施設の概要を次表に示します。

前原下水管管理センターの概要

項目	概要	
施設名	前原下水管管理センター	
所在地	糸島市荻浦692番地	
敷地面積	60,020m ²	
都市計画決定	昭和57年11月29日	
下水道法事業認可	昭和59年1月25日	
事業期間	昭和63年度～令和9年度	
供用開始	平成3年3月28日	
排除方式	分流式	
処理方式	標準活性汚泥法	
放流先	雷山川	
項目	全体計画	事業計画
計画処理人口	72,890人	70,400人
計画処理面積	1,831ha	1,257ha
処理能力	32,000 m ³ /日	29,000 m ³ /日 (現有処理能力: 23,500m ³ /日)
計画汚水量	日平均	25,780 m ³ /日
	日最大	32,170 m ³ /日
	時間最大	52,310 m ³ /日
計画水質	BOD (mg/L)	流入220→放流15
	SS (mg/L)	流入170→放流40

前原下水管管理センターの処理内訳

項目	単位	年 度				
		R2	R3	R4	R5	R6
1.汚水処理能力	m ³ /日	23,500	23,500	23,500	23,500	23,500
2.処理状況						
(1)流入汚水量	m ³ /日	19,194	19,309	18,927	19,370	19,838
(2)発生汚泥量	t/日	11.55	11.02	11.48	12.04	11.79
3.年間総処理水量	m ³ /年	7,005,660	7,047,614	6,908,323	7,089,591	7,240,981
4.年間発生汚泥量	t/年	4,214	4,022	4,189	4,406	4,305

(2) 公共下水道事業の進捗状況

本市の公共下水道事業は、生活環境の改善、公共用水域の水質汚濁防止を目標として、前原地区及び可也引津地区を計画処理区域とし、公共下水道の整備及び管渠への接続を推進しています。

公共下水道事業計画の概要は次表に示すとおりです。

また、公共下水道事業の人口普及率（処理区域内人口に対して、公共下水道につなぐことができる人口の割合）及び接続率（処理人口に対して、既に公共下水道に接続している人口の割合）は次表に示すとおりで、人口普及率及び接続率とも増加傾向にあり、着実に公共下水道事業が進んでいることがうかがえます。

公共下水道事業の概要

処理区	区分	計画目標年度	面積 (ha)	計画処理人口
前原地区	全体計画（予定）	令和17年度	1,474	63,260
	事業計画	令和9年度	1,173	67,770
可也引津地区	全体計画（予定）	令和17年度	357	9,630
	事業計画	令和9年度	84	2,630

公共下水道事業の進捗状況

項目	単位	年 度					
		R2	R3	R4	R5	R6	
行政区域内人口	人	102,434	102,936	103,562	103,655	103,984	
処理区域内人口(A)	人	89,855	90,347	90,850	90,903	91,317	
前原地区	人	73,165	73,635	74,175	74,263	74,579	
可也引津地区	人	16,690	16,712	16,675	16,640	16,738	
処理人口(B)	人	69,112	70,067	70,748	71,087	71,714	
前原地区	人	66,961	67,881	68,563	68,711	69,105	
可也引津地区	人	2,151	2,186	2,185	2,376	2,609	
人口普及率(B/A)	%	76.9	77.6	77.9	78.2	78.5	
前原地区	%	91.5	92.2	92.4	92.5	92.7	
可也引津地区	%	12.9	13.1	13.1	14.3	15.6	
接続人口(C)	人	66,527	67,613	68,236	68,698	69,366	
前原地区	人	65,007	66,059	66,681	66,953	67,381	
可也引津地区	人	1,520	1,554	1,555	1,745	1,985	
接続率(C/B)	%	96.3	96.5	96.4	96.6	96.7	
前原地区	%	97.1	97.3	97.3	97.4	97.5	
可也引津地区	%	70.7	71.1	71.2	73.4	76.1	

※各年度末人口

2) 特定環境保全公共下水道事業

(1) 特定環境保全公共下水道事業の概要

黒磯浄化センターは、芥屋処理区から排出される生活排水を処理しています。次表に本施設の概要を示します。

黒磯浄化センターの概要

項目		概要
施設名		黒磯浄化センター
所在地		糸島市志摩芥屋143番地7
敷地面積		約4,785m ²
供用開始		平成8年3月4日
処理方式		POD(プレハブ式オキシデーションディッチ法)
放流先		水路を経て筑前海
処理能力		650m ³ /日
計画 原単位 汚水量	日平均	550 m ³ /日
	日最大	650 m ³ /日
	時間最大	1,250 m ³ /日
計画 水質	BOD (mg/L)	流入200→放流20
	SS (mg/L)	流入180→放流30

黒磯浄化センターの処理内訳

項目	単位	年 度				
		R2	R3	R4	R5	R6
1.汚水処理能力	m ³ /日	650	650	650	650	650
2.処理状況						
(1)流入汚水量	m ³ /日	199	191	189	197	199
(2)発生汚泥量	t /日	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2
3.年間総処理水量	m ³ /年	72,659	69,745	68,883	71,953	72,625
4.年間発生汚泥量	t /年	55	60	51	44	58

(2) 特定環境保全公共下水道事業の進捗状況

本市の特定環境保全公共下水道事業は、公共用水域の水質汚濁防止を目標として、芥屋処理区を計画処理区域としており、整備は完了しています。

特定環境保全公共下水道事業の事業計画概要は次表に示すとおりです。

また、特定環境保全公共下水道事業の人口普及率及び接続率は次表に示すとおり、令和6年度実績では100%となっています。

特定環境保全公共下水道事業の概要

項目	概要
都市計画決定	平成4年2月15日
下水道法事業計画	平成4年12月9日
都市計画法事業計画	平成4年12月14日
事業期間	平成4年度～平成14年度
排除方式	分流式
処理面積	32 ha ※平成8年3月一部供用開始(11.6ha)
計画処理人口	6,570人 ※うち定住人口：970人、観光人口5,600人

特定環境保全公共下水道事業の進捗状況

項目	単位	年 度				
		R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口(A)	人	102,434	102,936	103,562	103,655	103,984
処理区域内人口(B)	人	567	643	634	630	626
人口普及率(B/A)	%	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
接続人口(C)	人	542	643	634	630	626
接続率(C/B)	%	95.6	100	100	100	100

※各年度末人口

3) 農業集落排水事業

(1) 農業集落排水事業の概要

農業振興地域内で農業生産のための基盤整備等が完了した地域で、農業用水の水質保全と農村地域の生活環境の向上を目指して、三坂地区、高上地区、西堂地区、瀬戸地区、白糸地区、長糸地区及び怡土地区の7地区を農業集落排水区域として設定しています。

7地区とも全て整備が完了しており、このうち、長糸地区及び怡土地区を除く5地区から排出されるし尿及び生活雑排水は、次表に示す農業集落排水施設にて処理しています。

なお、長糸地区及び怡土地区については公共下水道へ流入しています。

農業集落排水施設の概要

地区名	三坂地区・高上地区	西堂地区	瀬戸地区	白糸地区
施設名	三坂浄化センター	西堂浄化センター	瀬戸浄化センター	白糸浄化センター
所在地	糸島市三坂719	糸島市西堂1025-1	糸島市瀬戸646-3	糸島市白糸1025-5
事業期間	H9～H16	H11～H14	H13～H17	H19～H24
供用開始	平成14年3月28日	平成15年1月28日	平成17年7月1日	平成24年4月1日
計画人口 (人)	770	200	340	140
計画戸数 (戸)	103	44	81	39
整備戸数 (戸)	98	44	56	24
処理区域 (ha)	16.5	7.7	9.1	3.7
管路延長 (m)	5,378	2,342	3,497	805
処理施設面積 (m ²)	1,563	1,300	980	950
処理方式	連続流入間欠 ばっ氣方式	流量調整型接觸 ばっ氣方式	連続流入間欠 ばっ氣方式	担体流動方式
処理能力 (m ³ /日)	208	54	92	38
放流 BOD (mg/L)	20	20	20	20
水質 SS (mg/L)	50	50	50	50
放流先	雷山川	川原川	羅漢川	長野川
事業費 (百万円)	780	260	388	96

(2) 農業集落排水事業の進捗状況

農業集落排水施設への接続率の推移は次表のとおりで、概ね横ばいで推移しており、令和6年度で接続率は86.3%となっています。

農業集落排水事業の進捗状況

項目	単位	年 度				
		R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口	人	102,434	102,936	103,562	103,655	103,984
処理区域内人口(A)	人	4,445	4,323	4,383	4,335	4,294
接続人口(B)	人	3,797	3,827	3,775	3,746	3,707
接続率(B/A)	%	85.4	88.5	86.1	86.4	86.3

※各年度末人口

4) 漁業集落排水事業

(1) 漁業集落排水事業の概要

本市では、漁港及びその背後の集落で、漁港・漁場環境保全のため、水質汚濁防止を図る必要性の高い姫島地区を漁業集落排水区域として設定し、漁業集落排水施設の整備を行い、平成4年4月1日に供用開始しました。

漁業集落排水施設の概要

地区名	姫島地区
所在地	糸島市志摩姫島 963 番地 11
事業期間	H1～H3
供用開始	H4.4.1
計画人口(人)	230
計画戸数(戸)	56
整備戸数(戸)	56
管路延長(m)	1,530
処理施設面積(m ²)	68.12
処理方式・型式	接触ばつ気方式
処理能力(m ² /日)	63
放流水質(mg/L)	BOD:流入200、放流20 SS流入200、放流20
事業費(百万円)	288
接続人口(令和6年3月末)	136
接続率(%)	100

(2) 漁業集落排水事業の進捗状況

漁業集落排水施設への接続率の推移は次表のとおりで、接続率は100%となっています。

漁業集落排水事業の進捗状況

項目	単位	年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
行政区内地域内人口	人	102,434	102,936	103,562	103,655	103,984
処理区域内人口(A)	人	159	152	148	144	136
接続人口(B)	人	159	152	148	144	136
接続率(B/A)	%	100	100	100	100	100

※各年度末人口

5) 合併処理浄化槽設置整備事業

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の事業計画区域、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の計画区域を除く市全域を補助対象区域とし、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置整備事業を行っており、個人で設置した合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助しています。

4. 糸島市における生活排水処理の現状

1) 生活排水処理形態別人口

本市の生活排水の処理状況を過去5年間の生活排水形態別人口の推移を次表に示します。

項目	単位	年 度					備 考	
		R2	R3	R4	R5	R6		
①行政区域内人口	人	102,434	102,936	103,562	103,655	103,984		
②計画処理区域内人口	人	102,434	102,936	103,562	103,655	103,984	$(\text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦})$	
	%	100	100	100	100	100		
非水洗化人口	③計画収集人口	人	11,015	10,793	10,010	9,713	9,380	$(\text{①} - (\text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦}))$
		%	10.8	10.5	9.7	9.4	9.0	$(\text{③} \div \text{②}) \times 100$
	④自家処理人口	人	0	0	0	0	0	
		%	0	0	0	0	0	
	小計(A)	人	11,015	10,793	10,010	9,713	9,380	$(\text{③} + \text{④})$
		%	10.8	10.5	9.7	9.4	9.0	$(\text{小計A} \div \text{②}) \times 100$
	⑤公共下水道人口	人	67,069	68,256	68,870	69,328	69,992	
		%	65.5	66.3	66.5	66.9	67.3	$(\text{⑤} \div \text{②}) \times 100$
水洗化人口	⑥コミュニティプラント	人	0	0	0	0	0	
		%	0	0	0	0	0	
	⑦浄化槽人口	人	24,350	23,887	24,682	24,614	24,612	$(\text{⑧} + \text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪})$
		%	23.8	23.2	23.8	23.7	23.7	$(\text{⑦} \div \text{②}) \times 100$
	⑧合併処理浄化槽人口	人	19,910	19,425	20,300	20,270	20,319	
		%	19.4	18.9	19.6	19.6	19.5	$(\text{⑧} \div \text{②}) \times 100$
	⑨農業集落排水処理人口	人	3,797	3,827	3,775	3,746	3,707	
		%	3.7	3.7	3.6	3.6	3.6	$(\text{⑨} \div \text{②}) \times 100$
水洗化人口	⑩漁業集落排水処理人口	人	159	152	148	144	136	
		%	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	$(\text{⑩} \div \text{②}) \times 100$
	⑪単独処理浄化槽人口	人	484	483	459	454	450	
		%	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	$(\text{⑪} \div \text{②}) \times 100$
	小計(B)	人	91,419	92,143	93,552	93,942	94,604	$(\text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦})$
		%	89.2	89.5	90.3	90.6	91.0	$(\text{小計B} \div \text{②}) \times 100$
	水洗化率	%	89.2	89.5	90.3	90.6	91.0	$(\text{小計B} \div \text{②}) \times 100$
	非水洗化率	%	10.8	10.5	9.7	9.4	9.0	$(\text{小計A} \div \text{②}) \times 100$
公共下水道水洗化率	%	65.5	66.3	66.5	66.9	67.3	$(\text{⑤} \div \text{②}) \times 100$	
	浄化槽水洗化率	%	23.8	23.2	23.8	23.7	23.7	$(\text{⑦} \div \text{②}) \times 100$
うち合併処理	%	23.3	22.7	23.4	23.3	23.2	$[(\text{⑧} + \text{⑨} + \text{⑩}) \div 2] \times 100$	

※各年度末人口

※公共下水道人口には特定環境保全公共下水道人口を含みます。

(1) 公共下水道人口・特定環境保全公共下水道人口

本市の生活排水対策の基幹として、前原地区、可也引津及地区及び芥屋処理区の3地域において整備及び管渠への接続を推進しており、令和6年度末現在の公共下水道人口及び特定環境保全公共下水道人口の合計(以下、「公共下水道人口」という。)は69,992人で、行政区域内人口の67.3%となっています。

(2) コミュニティ・プラント人口

本市において、整備実績及び計画ともありません。

(3) 農業集落排水処理人口

三坂地区、高上地区、西堂地区、瀬戸地区、白糸地区、長糸地区及び怡土地区の7地区において整備及び管渠への接続を推進しており、令和6年度末現在の農業集落排水処理人口は3,707人で、行政区域内人口の3.6%となっています。

(4) 漁業集落排水処理人口

姫島地区において整備は完了しており、令和6年度末現在の漁業集落排水処理人口は136人で、行政区域内人口の0.1%となっています。

(5) 合併処理浄化槽人口

公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の事業区域以外の地域・地区において合併処理浄化槽の設置普及に努めており、令和6年度末現在の合併処理浄化槽人口は20,319人で、行政区域内人口に対して19.5%となっています。

(6) 単独処理浄化槽人口

単独処理浄化槽人口は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の推進や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えにより、経年的には減少傾向にあり、令和6年度末現在、単独処理浄化槽人口は450人で、行政区域内人口に対して0.4%を占めています。

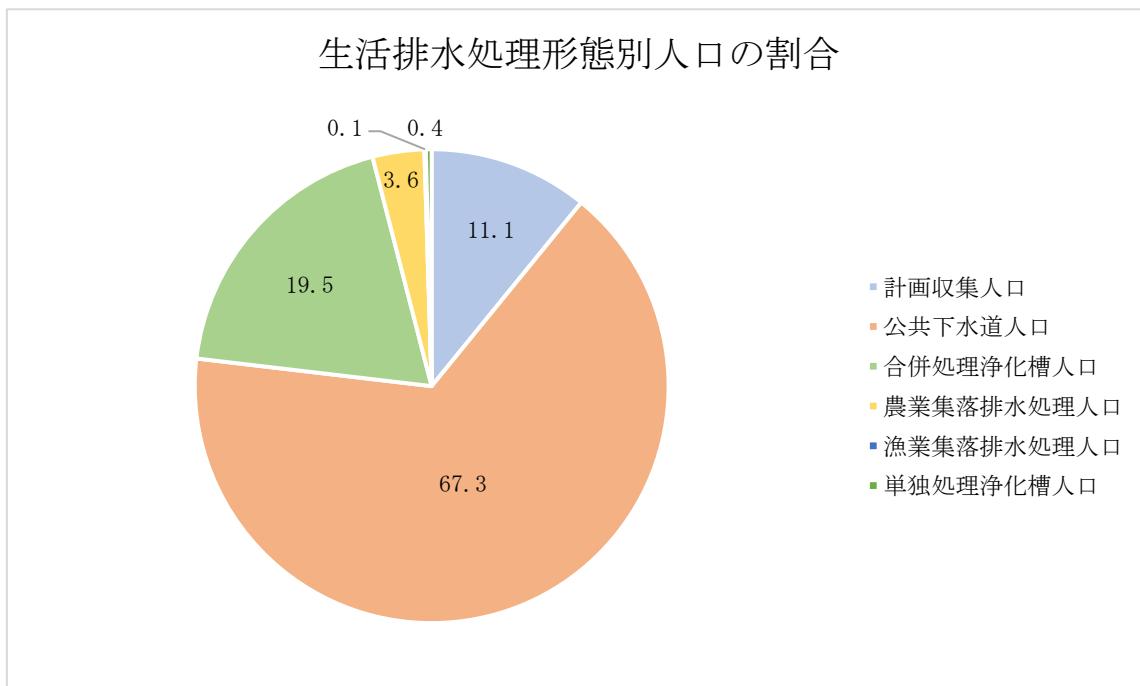
なお、平成12年の浄化槽法の一部改正により、浄化槽の定義から削除され、平成13年4月1日からは原則として合併処理浄化槽でなければ新設できないこととなっていることから、合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義し、既設の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」として浄化槽法の適用対象としていますが、本市では未だ単独処理浄化槽が残存しております、「浄化槽」という表現が間違いを生じやすいため、本計画では従来どおり「合併処理浄化槽」及び「単独処理浄化槽」と

記載することとします。

(7) 計画収集人口及び自家処理人口

計画収集人口は単独処理浄化槽と同様、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の推進及び合併処理浄化槽の整備により、経年的には減少傾向にあり、令和6年度末現在、計画収集人口は9,380人で、行政区域内人口に対して11.1%となっています。

なお、自家処理人口は0人となっています。



2) 生活排水処理の状況

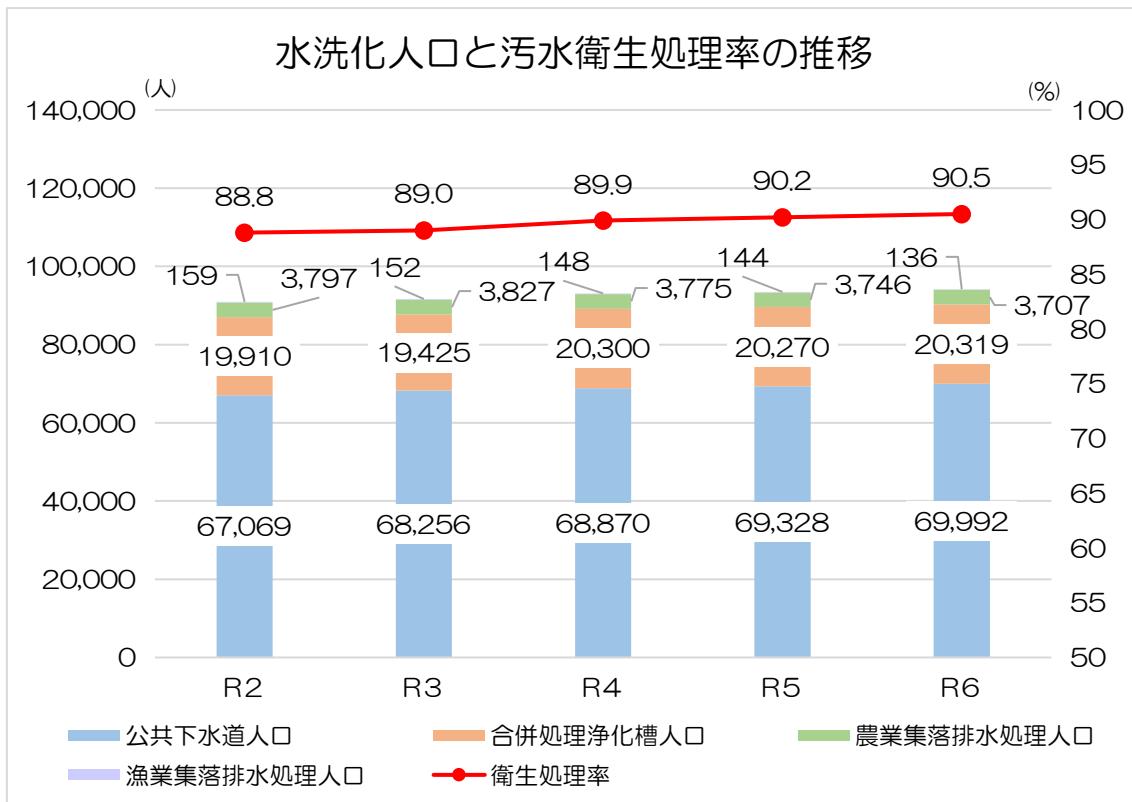
(1) 汚水衛生処理率の推移

本市の汚水衛生処理率は、公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の推進及び合併処理浄化槽の整備に伴い、経年的には増加傾向にあり、着実に向上してきています。

令和6年度の汚水衛生処理率は90.5%となっており、本市の生活排水処理の状況は継続して向上しているものと言えます。

項目	単位	年 度				
		R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口	人	102,434	102,936	103,562	103,655	103,984
水洗化・生活排水処理人口	人	90,935	91,660	93,093	93,488	94,154
公共下水道人口	人	67,069	68,256	68,870	69,328	69,992
合併処理浄化槽人口	人	19,910	19,425	20,300	20,270	20,319
農業集落排水処理人口	人	3,797	3,827	3,775	3,746	3,707
漁業集落排水処理人口	人	159	152	148	144	136
汚水衛生処理率	%	88.8	89	89.9	90.2	90.5

※各年度末人口



(2) 污水処理人口普及率の推移

污水処理人口普及率は、令和6年度末で93.4%となっています。

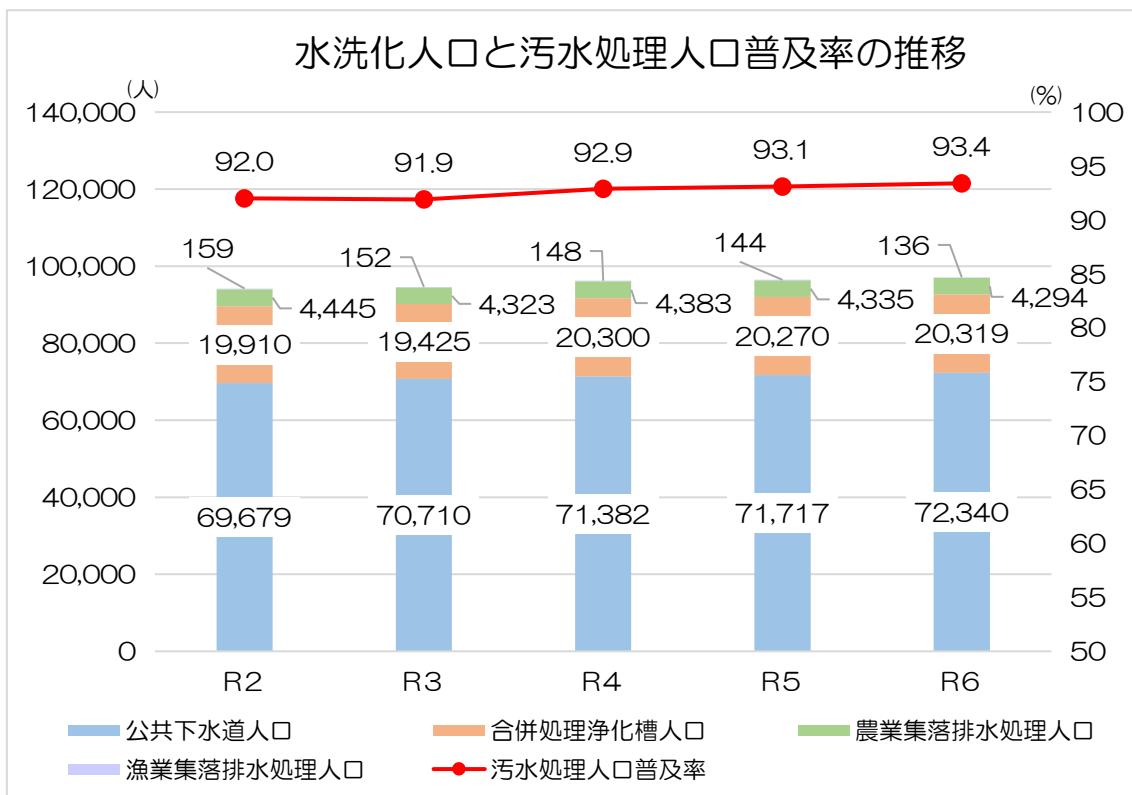
集合処理施設が整備され、接続可能であるにもかかわらず未接続である人口は2,935人（公共下水道人口2,348人、農業集落排水処理人口587人）となっています。

項目	単位	年 度				
		R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口	人	102,434	102,936	103,562	103,655	103,984
水洗化・生活排水処理人口	人	94,193	94,610	96,213	96,466	97,089
公共下水道人口 ^{※1}	人	69,679	70,710	71,382	71,717	72,340
合併処理浄化槽人口 ^{※2}	人	19,910	19,425	20,300	20,270	20,319
農業集落排水処理人口 ^{※1}	人	4,445	4,323	4,383	4,335	4,294
漁業集落排水処理人口 ^{※1}	人	159	152	148	144	136
汚水処理人口普及率	%	92.0	91.9	92.9	93.1	93.4

※1 処理区域内人口

※2 設置済み人口

※各年度末人口



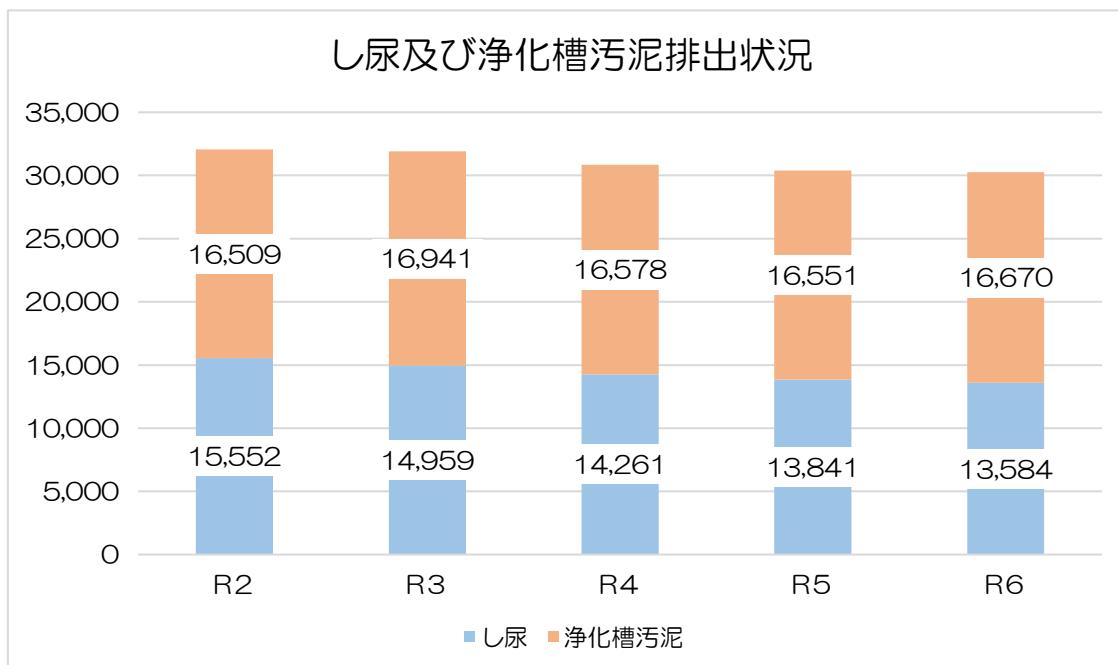
(3) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

し尿の排出量は、計画収集人口の減少傾向と同様、公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の推進及び合併処理浄化槽の整備を背景に減少傾向となっており、令和2年度に対して87.3%の排出量となっています。

一方、浄化槽汚泥の搬出量は、概ね横ばいで推移しており、令和2年度に対して101.0%の排出量となっています。

なお、排出量割合は、令和6年度実績でし尿が44.9%、浄化槽汚泥が55.1%と年々し尿の割合が減少しています。

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6
し尿	KL	15,552	14,959	14,261	13,841	13,584
浄化槽汚泥	KL	16,509	16,941	16,578	16,551	16,670
合 計	KL	32,061	31,900	30,839	30,392	30,254

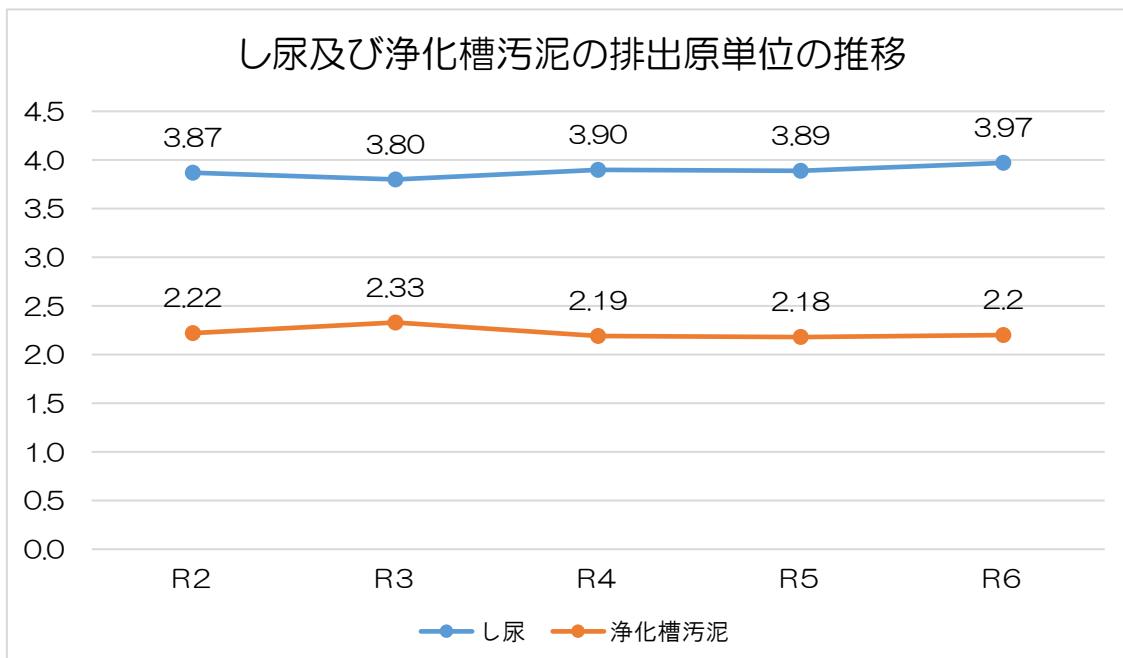


処理人口及びし尿・浄化槽汚泥の排出状況の推移

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6
計画収集人口	人	11,015	10,793	10,010	9,713	9,380
浄化槽人口	人	20,394	19,908	20,759	20,724	20,769
し尿	KL	15,552	14,959	14,261	13,841	13,584
浄化槽汚泥	KL	16,509	16,941	16,578	16,551	16,670
合 計	KL	32,061	31,900	30,839	30,392	30,254
割合	し尿	%	48.5	46.9	46.2	45.5
	浄化槽汚泥	%	51.5	53.1	53.8	54.5
原単位	し尿	L/人・日	3.87	3.80	3.90	3.89
	浄化槽汚泥	L/人・日	2.22	2.33	2.19	2.18

(4) し尿及び浄化槽汚泥の排出原単位の推移

し尿の原単位及び浄化槽汚泥の原単位は、ほぼ横ばいの状況となっています。



3) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に関する状況

本市で排出されるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に関する状況は、次表に示すとおりです。

なお、し尿の処分にかかる手数料は、「糸島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の第22条で定められており、次表に示すとおりです。

項目	し尿	浄化槽汚泥
収集方法	個別収集	個別収集
収集頻度	月1回	随時
収集運搬形態	許可業者	許可業者
許可業者数	3者	4者
許可業者保有車両	バキューム車等 28台	

※令和7年3月末

し尿の処分に係る手数料

区分	種類	手数料の額			
し尿	一般家庭	普通便槽	人頭制	1人 529円	
		無臭便槽		1人 626円	
		簡易水洗			
	一般家庭以外		従量制	10リットル 146円	
	臨時汲取り				
	特別料金	(1)ホースの延長については基本50メートルとし、これを超える場合は延長20メートルを増すごとに100円を加算。 (2)便槽が2箇所以上の場合は1箇所増すごとに500円を加算。 (3)臨時汲取りは1,800円を加算。			
	特別料金				

備考

- 一般家庭とは、便槽の主たる使用者が当該便槽のある住居に居住している家庭をいいます。
- 人頭制の額は、月1回の場合の額とします。
- 人頭制によることが適当でないと市長が認めたときは、従量制によることができます。
- 従量制の額は、10リットル未満の端数は10リットルとみなします。
- この表現により算出して得た額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額を手数料とします。

4) 中間処理の状況

市内で収集されたし尿及び浄化槽汚泥については、本市が管理運営するし尿処理施設「糸島市し尿処理センター」に搬入し、処理を行っています。

なお、糸島市し尿処理センターの処理工程で発生する汚泥は脱水処理工程を経て、本市が管理運営する糸島市クリーンセンターで処理・処分しています。

(1) し尿処理施設の概要

糸島市し尿処理センターの概要を次表に示します。

項目	概要
施設名	糸島市し尿処理センター
所在地	糸島市前原 1828 番地 1
敷地面積	約 6,818.55m ²
建築面積	約 4,644.19m ²
着工	平成 4 年 6 月
竣工	平成 7 年 3 月
処理能力	当初：163KL/日（し尿：130KL/日 浄化槽汚泥：33KL/日） ↓ 基幹的設備改良工事により処理能力の変更（平成 30 年度） 変更後：96KL/日（し尿：42KL/日 浄化槽汚泥：54KL/日）
処理方式	当初：高負荷脱窒素処理方式+高度処理（ろ過+活性炭吸着） ↓ 下水道接続工事により処理方式の変更（平成 28 年度） 変更後：高負荷脱窒素処理方式+下水道放流
プロセス用水の種類	上水
処理水質	BOD : 600mg/L 以下 SS : 600mg/L 以下 T-N : 240mg/L 以下 T-P : 32mg/L 以下

(2) 搬入実績

糸島市し尿処理センターの令和2年度～令和6年度のし尿及び浄化槽汚泥の搬入実績等を以下に示します。

① し尿搬入量

し尿搬入量は減少傾向で推移しています。

令和6年度搬入量実績（365日平均）は37.2KL/日で、令和2年度に対して87.3%の搬入量となっています。

② 浄化槽汚泥搬入量

浄化槽汚泥搬入量は概ね横ばいで推移しています。

令和6年度搬入量実績（365日平均）は45.7KL/日で、令和2年度に対して101.0%の搬入量となっています。

③ 総搬入量

総搬入量はし尿の減少傾向を反映して減少傾向で推移しています。

令和6年度搬入量実績（365日平均）は82.9KL/日で、令和2年度に対して94.4%の搬入量となっており、施設処理能力（96KL/日）に対する搬入率は86.4%となっています。

④ 浄化槽汚泥混入率（総搬入量に対する浄化槽汚泥搬入量の占める割合）

令和6年度における搬入し尿と搬入浄化槽汚泥の割合は、し尿44.9%、浄化槽汚泥55.1%となっています。

し尿及び浄化槽汚泥の搬入量と搬入割合

項目	単位	し尿搬入量	浄化槽汚泥搬入量	総搬入量
計画値	KL/日	42.0 (43.7%)	54.0 (56.3%)	96.0 (100.0%)
令和6度実績	KL/日	37.2 (44.9%)	45.7 (55.1%)	82.9 (100.0%)

搬入実績

項目		単位	年 度				
			R2	R3	R4	R5	R6
し尿	搬入量	KL/年	15,552	14,959	14,261	13,841	13,584
	日平均	KL/日	42.6	41.0	39.1	37.8	37.2
	混入率	%	48.5	46.9	46.2	45.5	44.9
	増加指数	%	100	96.2	91.7	89	87.3
浄化槽汚泥	搬入量	KL/年	16,509	16,941	16,578	16,551	16,670
	日平均	KL/日	45.2	46.4	45.4	45.2	45.7
	混入率	%	51.5	53.1	53.8	54.5	55.1
	増加指数	%	100	102.6	100.4	100.3	101.0
総排出量	搬入量	KL/年	32,061	31,900	30,839	30,392	30,254
	日平均	KL/日	87.8	87.4	84.5	83.0	82.9
	搬入率	%	91.5	91.0	88.0	86.5	86.4
	増加指数	%	100	99.5	96.2	94.8	94.4

※毎年…令和5年度

※総排出量の搬入率…計画処理量 96KL/日に対する日平均の割合

5. 水域環境及び水質保全に関する状況

本市では、河川などの水質検査は昭和57年度から実施し、現在は、河川・溜池などの生活環境項目（BOD・SS・COD・窒素・リン・アンモニア性窒素など11項目）を毎年1月頃に行っており、その水質測定結果を次表に示します。

令和6年度の調査でも河川の水質は改善が進んでいます。

河川水質検査結果（BODの結果）

測定場所	年 度				
	R2	R3	R4	R5	R6
瑞梅寺川 高田 久保田橋	0.4	2.3	1.0	0.9	1.2
雷山川 潤 潤橋	0.7	1.2	1.4	1.4	1.4
長野川 神在 堂山橋	0.6	2.0	1.2	0.9	1.3
長野川 本 犬丸橋	0.7	2.7	2.0	1.2	1.0
浦志川 浦志 糸島保健福祉事務所	0.4	2.0	0.8	1.4	1.6
福吉川 吉井 福吉新橋・福吉みなど橋	0.9	1.9	—	—	—
柳川 深江 新町橋	0.4	1.5	1.3	1.3	2.6
一貴山川 深江 福永橋	0.7	1.7	0.7	0.7	1.3
羅漢川 田中 蔵床橋	1.0	2.1	4.6	5.9	1.9
桜井川 桜井 桜井自治会館付近	0.5	2.1	1.0	1.2	2.0
初川 大石 大石橋	2.0	11.0	3.6	1.9	2.2
小金丸川 小金丸 志摩橋	1.4	1.3	2.5	1.6	1.6
沖田川 御床 松原橋	0.5	1.6	1.0	1.5	1.9

6. 我が国における生活排水処理の現状

1) 全国の生活排水処理形態人口

我が国における生活排水処理形態別人口の推移は、次表に示すように全国的な動向としては下水道による水洗化と合併処理浄化槽の整備が進む一方、単独処理浄化槽人口、計画収集人口、自家処理人口が減少する傾向となっています。

なお、浄化槽法の改正により、平成13年4月から単独処理浄化槽の新設ができないため、今後も単独浄化槽人口の減少が顕著になると考えられます。

ここで、本市の令和6年度末の浄化槽水洗化率は23.7%で、令和5年度末の全国平均値16.3%より高くなっています。全国平均と比較して単独処理浄化槽人口の比率が低く、合併処理浄化槽人口の比率が高い状況にあります。

また、本市の令和6年度末の水洗化率は91.0%（P81参照）で、令和5年度末の全国平均値96.3%を下回っています。

以上のことから、本市においては、全国平均に比べて合併処理浄化槽人口及び計画収集人口の割合が高く、公共下水道人口及び単独処理浄化槽人口の割合が低いことがわかります。

全国のし尿処理形態別人口の推移

区分	年度	(単位：千人)									
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総人口		128,181	128,039	127,924	127,718	127,438	127,156	126,740	126,068	125,634	125,069
水洗化人口	公共下水道人口	93,685	94,463	95,056	95,703	96,280	96,778	97,200	97,194	97,436	97,541
	コミュニティープラント人口	302	294	286	320	336	306	259	193	172	163
	集落排水施設等人口	26,386	26,015	25,648	25,100	24,657	24,256	23,740	2,347	2,370	2,386
	浄化槽人口										
	(単独)	11,822	11,415	11,018	10,543	10,151	9,875	9,319	7,540	7,310	6,984
	(合併)	14,564	14,600	14,630	14,557	14,506	14,381	14,421	12,859	13,000	12,958
	(その他)	-	-	-	-	-	-	-	777	445	427
合計		120,372	120,772	120,991	121,123	121,273	121,340	121,199	120,910	120,734	120,459
非水洗化人口	計画収集人口	7,727	7,197	6,871	6,528	6,086	5,745	5,481	5,097	4,846	4,570
	自家処理人口	83	70	62	68	79	71	60	61	55	40
	合計	7,810	7,267	6,933	6,596	6,165	5,816	5,541	5,158	4,901	4,610
水洗化率 (%)		93.9	94.3	94.6	94.8	95.2	95.4	95.6	95.9	96.1	96.3
非水洗化率 (%)		6.1	5.7	5.4	5.2	4.8	4.6	4.4	4.1	3.9	3.7
公共下水道水洗化率 (%)		73.1	73.8	74.3	74.9	75.6	76.1	76.7	77.1	77.6	78.0
浄化槽水洗化率 (%)		20.6	20.3	20.0	19.7	19.3	19.1	18.7	16.8	16.5	16.3
うち合併処理 (%)		11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.3	11.4	10.2	10.3	10.4

※令和2年度までの「浄化槽人口」には、集落排水施設等人口を含んでいます。

※「浄化槽水洗化率」は、コミュニティープラント人口を除いた数値で計算しており、令和2年度までは集落排水施設等人口を含めて計算している。

資料：環境省「日本の廃棄物処理 令和5年度版」

2) 全国の生活雑排水処理の状況

我が国における生活雑排水は公共下水道、コミュニティ・プラント、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等により処理され、残りの生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されています。

特に、し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、生活雑排水が未処理のまま放流されており、河川に対する汚濁負荷量（BODで換算）は、単独処理浄化槽が合併処理浄化槽に対して約8倍であることから、生活雑排水の水質へ与える影響が大きく、水質汚濁の要因の一つとなっています。

なお、生活排水とは、人が日常生活を行う過程で発生させる汚水であり、大きくし尿と生活雑排水に分けられ、更に生活雑排水は風呂排水、洗濯排水、台所排水等に分けられます。

※汚水衛生処理率

下水道、集落排水施設等処理人口は、実際に利用している人口です。

※汚水処理人口普及率

下水道・集落排水施設等処理人口は、供用開始されている区域の人口であり実際に利用しているかは問いません。また、合併処理浄化槽人口には、下水道、集落排水施設等の供用開始区域の人口を含みません。

3) 全国の汚水衛生処理率の状況

全国の汚水衛生処理率は、令和5年度で89.5%となっており、本市の実績では令和5年度で90.2%と全国の汚水衛生処理率を若干上回っています。

区分	単位	令和5年度		
		全国	福岡	糸島
行政区域内人口	人	124,885,175	5,095,379	103,655
公共下水道人口	人	96,778,953	4,134,354	69,328
農集処理人口	人	2,465,324	40,577	3,746
漁集処理人口	人	111,655	4,106	144
林集処理人口	人	1,874	0	0
簡排処理人口	人	1,173	0	0
小排処理人口	人	4,415	71	0
コミプラ処理人口	人	154,686	5,756	0
浄化槽人口	人	12,245,320	479,312	20,270
合計	人	111,763,400	4,664,176	93,488
汚水衛生処理率	%	89.5	91.5	90.2
下水道処理率	%	77.5	81.1	66.9

資料：総務省「令和5年度 汚水衛生処理率」

汚水衛生処理率の状況（令和5年度）

(単位：人、%)

都道府県	行政区域内人口	公共下水道 処理人口	農集処理人口	漁集処理人口	林集処理人口	簡排処理人口	小排処理人口	コミプラ処理人口	浄化槽 処理人口		合計	汚水衛生 処理率	下水道 処理率		
									H	I	J	K			
A	B	C	D	E	F	G	H	I	うち特定地域	うち個別排水	B+C+D+E+F+G+H+I=J	J/A×100	B/A×100		
北海道	5,093,983	4,552,510	49,356	7,459	-	-	-	-	133,366	6,028	40,326	4,742,691	93.1	89.4	
青森	1,205,578	653,320	76,131	5,364	-	43	279	-	133,820	3,548	-	868,957	72.1	54.2	
岩手	1,172,349	667,876	69,384	8,088	-	-	42	3,472	160,042	33,420	7,585	908,904	77.5	57.0	
宮城	2,242,389	1,788,784	47,708	856	-	-	-	1,586	174,977	42,863	1,108	2,013,911	89.8	79.8	
秋田	924,620	540,155	63,556	1,649	112	135	148	-	123,873	16,996	285	729,628	78.9	58.4	
山形	1,027,509	744,819	62,446	740	-	58	36	-	95,928	13,461	616	904,027	88.0	72.5	
福島	1,795,219	887,381	94,482	-	749	124	21	-	442,706	14,881	474	1,425,463	79.4	49.4	
茨城	2,865,690	1,703,355	127,769	548	-	-	-	7,142	519,776	12,430	-	2,358,590	82.3	59.4	
栃木	1,916,787	1,236,225	64,785	-	-	-	31	851	289,051	4,622	-	1,590,943	83.0	64.5	
群馬	1,919,232	978,274	93,314	-	-	-	-	18,572	419,801	20,214	476	1,509,961	78.7	51.0	
埼玉	7,378,639	5,916,169	72,385	-	-	-	-	854	734,634	25,592	-	6,724,042	91.1	80.2	
千葉	6,310,158	4,687,858	39,352	-	-	-	-	7,701	820,666	2,801	-	5,555,577	88.0	74.3	
東京	13,911,902	13,863,907	1,701	244	-	-	-	-	2,377	29,831	4,005	6,639	13,898,060	99.9	99.7
神奈川	9,208,688	8,840,007	2,665	-	-	-	-	-	138,383	3,094	1,170	8,981,055	97.5	96.0	
新潟	2,137,672	1,509,120	106,264	1,594	38	-	33	-	146,797	7,203	826	1,763,846	82.5	70.6	
富山	1,019,004	837,784	69,114	1,908	87	-	80	704	33,223	429	747	942,900	92.5	82.2	
石川	1,109,226	890,149	45,832	2,149	64	-	215	2,082	44,151	8,289	687	984,642	88.8	80.2	
福井	752,390	580,409	68,308	6,236	195	-	49	-	35,917	1,351	970	691,114	91.9	77.1	
山梨	806,369	497,228	12,362	-	-	-	32	2,429	129,277	5,436	205	641,328	79.5	61.7	
長野	2,028,135	1,640,185	134,373	-	65	151	515	974	129,402	12,425	1,084	1,905,665	94.0	80.9	
岐阜	1,967,862	1,329,098	85,158	-	-	238	751	4,149	263,559	3,132	2,319	1,682,953	85.5	67.5	
静岡	3,606,469	2,190,838	23,171	1,264	-	-	-	11,112	697,214	7,860	-	2,923,599	81.1	60.7	
愛知	7,500,882	5,696,877	121,278	1,630	-	-	-	9,207	827,966	-	-	6,656,958	88.7	75.9	
三重	1,757,527	956,393	75,510	3,869	-	38	-	3,503	424,031	26,762	39,370	1,463,344	83.3	54.4	
滋賀	1,410,534	1,244,731	54,351	-	37	-	18	1,847	49,025	-	6,528	1,350,009	95.7	88.2	
京都	2,488,075	2,300,504	32,901	1,341	30	63	49	87	56,014	12,742	134	2,390,989	96.1	92.5	
大阪	8,775,708	8,305,951	560	108	-	-	-	-	158,615	4,436	133	8,465,234	96.5	94.6	
兵庫	5,426,863	5,007,788	111,431	3,642	-	-	-	337	45,888	96,992	118	5,600	5,266,078	97.0	92.3
奈良	1,315,207	1,019,773	4,680	-	-	19	-	577	80,576	986	-	1,105,625	84.1	77.5	
和歌山	913,297	208,684	27,753	4,676	176	39	56	1,556	345,657	1,371	172	588,597	64.4	22.8	
鳥取	540,207	371,427	77,754	2,542	143	-	521	389	31,288	4,141	27	484,064	89.6	68.8	
島根	650,624	299,584	68,436	11,668	-	212	433	3,803	108,768	27,089	1,593	492,904	75.8	46.0	
岡山	1,851,125	1,195,187	29,363	770	39	-	223	-	312,159	7,361	672	1,537,741	83.1	64.6	
広島	2,750,540	2,054,535	37,082	3,275	-	-	-	702	320,919	17,787	832	2,416,513	87.9	74.7	
山口	1,310,109	863,185	42,192	7,695	30	-	-	70	214,996	1,580	129	1,128,168	86.1	65.9	
徳島	710,012	104,960	15,361	309	67	-	-	3,486	324,138	4,162	-	448,321	63.1	14.8	
香川	948,585	397,962	10,140	588	-	-	-	357	322,941	7,112	-	731,988	77.2	42.0	
愛媛	1,312,298	694,376	29,187	3,232	-	-	-	577	304,723	9,765	54	1,031,186	78.6	52.9	
高知	675,623	237,416	13,957	700	-	16	25	1,438	233,332	3,403	-	486,884	72.1	35.1	
福岡	5,095,379	4,134,354	40,577	4,106	-	-	71	5,756	479,312	29,872	627	4,664,176	91.5	81.1	
佐賀	801,051	459,385	45,230	2,782	-	-	16	102	146,441	50,385	58	653,956	81.6	57.3	
長崎	1,289,994	778,475	34,058	6,301	-	-	88	4,885	206,655	2,259	-	1,030,462	79.9	60.3	
熊本	1,728,098	1,162,448	47,456	4,135	42	37	186	1,264	272,749	22,650	391	1,488,317	86.1	67.3	
大分	1,112,827	555,710	21,520	2,980	-	-	160	528	271,142	6,468	-	852,040	76.6	49.9	
宮崎	1,058,710	597,400	35,490	1,963	-	-	-	-	262,247	12,260	-	897,100	84.7	56.4	
鹿児島	1,576,361	640,388	28,050	2,752	-	-	-	4,659	604,866	7,234	-	1,280,715	81.2	40.6	
沖縄	1,485,669	956,009	51,391	3,401	-	-	-	-	93,374	-	-	1,104,175	74.3	64.3	
計	124,885,175	96,778,953	2,465,324	111,655	1,874	1,173	4,415	154,686	12,245,320	510,023	121,837	111,763,400	89.5	77.5	
/A×100			77.5	2.0	0.1	0.0	0.0	0.0	9.8	0.4	0.1	89.5			

※「行政区域内人口」は住民基本台帳人口、「処理人口」は現在水洗便所設置済人口、

「農集」は農業集落排水施設、「漁集」は漁業集落排水施設、「林集」は林業集落排水施設、

「簡排」は簡易排水施設、「小排」は小規模集合排水処理施設、「コミプラ」はコミュニティ・プラント、

「特定地域」は特定地域生活排水処理施設、「個別排水」は個別排水処理施設

資料：総務省「令和5年度 汚水衛生処理率」

7. 生活排水処理の課題

本市における生活排水処理に関する課題事項を、以下に整理しました。

これまで実施してきた公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業（補助対象事業）と工場排水の規制等により、公共用水域の水質は改善傾向にありますが、依然として一般家庭から未処理のまま流される生活雑排水などによる水質汚濁が見られます。更に改善を進めるためには、公共下水道等への接続率の向上と合併処理浄化槽の普及促進等を図る必要があります。

1) 生活排水処理施設の整備

本市の生活排水処理は、公共下水道、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の推進、合併処理浄化槽の設置補助、し尿処理施設の整備等により、生活排水処理施設の整備を推進してきましたが、河川等の水質汚濁の原因ともなっているし尿以外の生活雑排水については、行政区域内人口の9.5%にあたる9,830人が、未処理のままで放流しているのが現状です。

なお、令和6年度の汚水衛生処理率は90.5%に達していますが、福岡県平均91.5%（令和5年度）を下回っています。※全国平均89.5%

よって、公共下水道、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の事業計画区域以外の地区の生活排水処理の方策としては、合併処理浄化槽等による個別処理がありますが、河川等の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を形成するためにも、地理的条件や人口の密集度等の地域特性を踏まえつつ、生活排水の処理を更に推進していく必要があります。

2) 公共下水道事業

本市の公共下水道事業は、前原地区は昭和58年度、可也引津地区は平成24年度にそれぞれ事業着手し、着実に事業を進めてきた結果、令和6年3月末の下水道処理区内人口普及率（全人口に占める供用開始された下水道処理区域内の人口の割合）は69.0%、水洗化率（下水道処理区域内人口に占める水洗化人口の割合）は96.7%に達しています。

今後は、公共下水道事業の事業計画区域内の未整備箇所について、土地利用動向等を勘案し、計画的・効率的に下水道整備を進めるとともに、供用開始された下水道処理区域内の未接続世帯については、接続率を向上させるように啓発を進め、速やかに下水道に接続するよう指導していく必要があります。

あわせて、下水道処理区として事業計画区域については、計画的に整備を進めていく必要があります。

3) 農業集落排水事業

現在供用を開始している 7 地区については、接続率を向上させるように啓発を進めていく必要があります。

4) 合併処理浄化槽設置整備事業

合併処理浄化槽の設置については、新設又は汲み取り便槽・単独処理浄化槽の切り換えなどに対し補助金を交付しているものの、個人負担が大きいことから、近年、増加数が鈍化傾向にあり、さらなる汚水衛生処理率の向上のため、合併処理浄化槽の新たな支援制度の検討が必要です。

5) 合併処理浄化槽の適正管理の啓発

合併処理浄化槽については、市民や事業者が定期的な清掃や保守点検を行い、浄化機能の低下を招かないよう管理していくことが重要となります。

また、合併処理浄化槽においては、浄化槽法第 7 条と第 11 条に基づく処理水質の検査のほか、年に 1 回の清掃及び定期的な保守点検が義務づけられていますが、合併処理浄化槽の維持管理は所有者に委ねられているため、適切な維持管理が徹底されていないことも課題事項となっています。

よって、機能の低下による周辺環境への影響を考慮し、維持管理の実施状況の正確な把握と、適正な維持管理が行われていない合併処理浄化槽への対応策の検討が必要です。

6) 収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集量は、経年的に減少傾向にあり、将来的には公共下水道事業などの事業推進に伴い更に減少する傾向となることが想定されます。そのため、今後の排出状況を鑑みた収集・運搬のあり方を検討していく必要があります。

7) し尿処理施設の維持管理

し尿及び浄化槽汚泥を処理する糸島市し尿処理センターは、平成 28 年度に下水道への接続工事を行い、その後、平成 30 年度に施設の基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図っています。しかし、供用開始後 29 年が経過していることから、今後も適正な補修等に努め、継続的な維持管理を行っていく必要があります。

第6章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理に係る理念・目標

本市では、都市化の進行とともに河川や水路の水質汚濁が進み、農業や漁業に影響を及ぼしてきました。更に、近年では生活様式の変化に伴い、汚濁物質の度合いは著しく、小河川や水路・ため池等では夏場には悪臭を放つ所さえあります。

本来、川には魚をはじめとする水生生物の姿が見られ、泳ぎ・遊び・戯れることができるものでなければなりません。これが人の心を豊かにし、情緒を育み、健やかな子どもの成長の糧となるものであります。人は誰しも美しいものを望み、美しいものに感動します。しかしながら、現実の生活の中で利便性を追求するあまり知らず知らずのうちに環境破壊の加害者となっています。

つまり、人間は元来良好な環境を好み、望むものであるという基本的認識を確認し、その人間本来の性質に依拠し、市民自らの責務として、環境問題の解決を図ることが本市の環境行政の基本姿勢です。

生活排水についても、この姿勢を基本に汚濁の著しい中心市街地から公共下水道などの整備を行い、周辺地域にはその地域に最も適合した事業を実施することとし、将来はすべての市民が生活排水の垂れ流しを行わず、鮎が生息し、蛍が群れ遊ぶ清流を取り戻すように努めます。

2. 生活排水処理の必要性

我が国における最近の水質汚濁状況は、水質汚濁防止法の施行により、工場、事業所の排水規制措置が功を奏し改善されてきてはいますが、環境基準を達成していない水域も残っています。

特に、湖沼、内湾、内海等の閉鎖性水域や都市内の中小河川では、環境基準の達成率が低く、農村地域では生活雑排水による農業用水路等の水質汚濁が問題となっています。

こうした汚濁状況の背景としては、生活排水処理の中で大きな負荷量を占める生活雑排水が未処理で放流されていることが大きな要因と考えられます。

このような状況から、身近な生活環境や公共用水域の水質保全を図る上で、生活排水対策の必要性がますます高くなっています。

3. 生活排水処理の歴史的変遷

近年のように廃棄物行政が環境衛生の面から問題視されるようになったのは、明治初期にコレラ、腸チフス等の伝染病の流行に見舞われたのが発端となっています。

政府は伝染病の原因が汚物問題にあると考え、その予防対策として明治33年「汚物掃除法」を制定しました。この法律は汚物の「移動」を主目的としており、その処理、処分の方法は主として農地還元、海洋投棄、低地埋立などがありました。

その後、化学肥料の急速な普及とともに、今まで農地還元という位置付けで埋立処分されていたし尿は処理が必要となり、こうした問題を受け政府は昭和29年、汚物の衛生的な処理と公衆衛生の向上を目的とした「清掃法」を制定することとなりました。

昭和45年の「清掃法」を全面的に改正した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」が制定されて以降、近年の窒素・りん等の排出基準強化、ふつ素・ほう素の排出基準設定など、水質規制を取り巻く状況も年々変化してきており、様々な自治体において施設の維持管理方法の改善や、施設改良・更新などが行われています。

また、循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物・リサイクル関連の法整備が進む中、し尿等処理施設においても従来の衛生処理の観点から、平成10年以降は資源化設備を兼ね備えた「汚泥再生処理センター」のみが国庫補助対象となり、平成17年度に創設された循環型社会形成推進交付金制度にも適用されています。

また、し尿及び浄化槽汚泥の海洋投棄についても「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」（ロンドン条約96年議定書）を踏まえて施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成14年政令第2号）により、新たにし尿及び浄化槽汚泥を海洋投棄することが禁止され、同時にこれまで海洋投棄を実施していた者についても平成19年2月以降より禁止されています。

4. 基本方針

本市では、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業の推進に努めてきた結果、令和6年度末で汚水衛生処理率は90.5%となっています。

生活排水を適正に処理することは、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、快適な生活環境を確保していく上で、最も重要な基本的要件となっています。

しかしながら、単独処理浄化槽や汲み取り便槽など生活雑排水が未処理である人口も9.5%と、依然と高い割合で残っており、水環境への影響、水質汚濁に占める生活排水の割合は、未だ大きいものになっています。

このため、生活排水処理の推進のために、今後も引き続き公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業の推進に努めるとともに、市民、事業者の生活排水処理に対する関心を高め、水環境保全の重要性についてより一層啓発していく必要があります。

以上のことから、本市の生活排水処理に係る基本理念の実現に向けて、生活排水を適正処理し、環境への負荷低減を図るための基本方針を以下の通り設け、市民の理解を得ながら、経済的・効率的な生活排水対策を進めます。

- ★ 基本方針1 : 公共下水道への接続率の向上及び施設整備の推進
- ★ 基本方針2 : 農業集落排水施設への接続率の向上
- ★ 基本方針3 : 合併処理浄化槽の普及推進
- ★ 基本方針4 : 現施設の適正な維持管理を継続
- ★ 基本方針5 : 市民に分かりやすい生活排水処理事業の展開

基本方針1：公共下水道への接続率の向上及び施設整備の推進

公共下水道の事業計画区域においては、残る未整備箇所の整備促進を図るとともに、既に供用開始されている区域内での未水洗化世帯については、公共下水道への早期接続するように啓発・指導を行います。

基本方針2：農業集落排水施設への接続率の向上

農業集落排水区域内にある家屋等については、農業集落排水処理施設へ接続するように啓発・指導を行います。

基本方針3：合併処理浄化槽の普及推進

公共下水道事業や農業・漁業集落排水事業などの集合処理区域外の地域においては、合併処理浄化槽の整備を、更に普及させていくものとし、汲み取り便槽及び単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換することに対しても、啓発・指導を行います。

また、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、市民・事業者に対して浄化槽の定期的な清掃や保守点検による適正管理を呼びかけます。

基本方針4：現施設の適正な維持管理を継続

本市が保有している生活排水処理に関する処理施設については、これまで同様に適正な維持管理を継続していく方針とします。

また、発生するし尿・浄化槽汚泥を速やかに収集し、適正に処理します。

基本方針5：市民に分かりやすい生活排水処理事業の展開

発生源（台所等）における汚濁負荷削減等について啓発するとともに、生活排水処理対策が果たす役割や効果、生活排水の安定した適正処理の必要性について、分かりやすく市民に伝え、市民1人1人が水環境保全に向けた取組に参加できる環境を整備する方針とします。

5. 計画目標年度

本計画は長期的視点に立脚した検討が必要であることから、ごみ処理基本計画と同様、計画目標年は10年後の令和17年度として設定し、今後10年間の生活排水処理に関する基本方針を示します。

また、計画区域は現在の本市の行政区域全域（前原地域、志摩地域、二丈地域の行政区域全般）とします。

なお、本計画は計画の前提となる諸条件に変動があった場合に見直しを行うものとします。

- 計画対象地域 : 行政区域内全域
- 基準年度 : 令和6年度（数値に対する基準年度）
- 計画期間 : 令和8年度～令和17年度（10年間）
- 計画目標年次 : 令和17年度
- 中間目標年度 : 令和12年度

6. し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み

1) 生活排水処理形態別人口の推計

汚水衛生処理率の向上を目標として、目標年度の処理形態別人口は、次のように設定します。

今後、公共下水道等の事業の推進、汲み取り便槽及び単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する施策の実施などを積極的に行うことにより、本計画目標年次である令和 17 年度の汚水衛生処理率は 97.2%になると推測されました。

なお、農業集落排水処理区域のうち、怡土処理区を令和 10 年度に、長糸処理区及び西堂処理区を令和 12 年度に公共下水道の前原処理区へ編入する予定となって います。

年度	行政区域内 人口	生活排水処理形態別人口							汚水衛生 処理率
		公共下水道人口	農業集落排水人口	漁業集落排水人口	合併浄化槽人口	単独浄化槽人口	自家処理人口	計画収集人口	
R2	実績	102,434	67,069	3,797	159	19,910	484	0	11,015 88.8
R3		102,936	68,256	3,827	152	19,425	483	0	10,793 89.0
R4		103,562	68,870	3,775	148	20,300	459	0	10,010 89.9
R5		103,655	69,328	3,746	144	20,270	454	0	9,713 90.2
R6		103,984	69,992	3,707	136	20,319	450	0	9,380 90.5
R7	見通し	104,368	70,123	3,671	136	20,549	442	0	9,447 90.5
R8		104,468	70,899	3,637	136	20,720	434	0	8,642 91.3
R9		104,968	71,674	3,602	136	20,894	426	0	8,236 91.7
R10		105,140	74,483	2,101	136	21,068	418	0	6,934 93.0
R11		105,312	75,241	2,077	136	21,244	410	0	6,204 93.7
R12		106,000	77,055	774	136	21,422	402	0	6,211 93.8
R13		105,967	77,583	758	136	21,601	394	0	5,495 94.4
R14		105,934	78,111	741	136	21,782	386	0	4,778 95.1
R15		105,901	78,638	725	136	21,964	377	0	4,061 95.8
R16		105,868	79,165	709	136	22,147	369	0	3,342 96.5
R17		105,834	79,708	676	136	22,333	361	0	2,620 97.2

※実績については各年度末人口

2) し尿及び浄化槽汚泥量の推計

(1) 設定方法

し尿及び浄化槽汚泥の発生量は、人口の変動の他、集合処理施設の整備、合併処理浄化槽の普及等の行政施策によって変動します。

ここでは、先に予測した生活排水処理形態別人口を基に設定し、将来のし尿及び浄化槽汚泥の発生量を設定するものとします。

(2) 発生原単位

本市の過去3年間（令和4年度～令和6年度）のし尿及び浄化槽汚泥量（単独・合併処理浄化槽汚泥量の合計）の実績より算出しましたが、「汚泥再生処理センター等整備の計画・設計要領 2006改訂版」による発生原単位（1人1日平均排出量）と乖離しているため、本市実績を採用することとしました。

項目	参考値	本市
し尿	2.26L/人・日	3.92L/人・日
単独処理浄化槽汚泥	1.11L/人・日	2.19L/人・日
合併処理浄化槽汚泥	2.61L/人・日	

(3) 目標年度のし尿・汚泥量

本市における将来のし尿及び汚泥の発生量は、次のとおりです。また、目標年度（令和17年度）においては、合併処理浄化槽の普及を促進することにより浄化槽汚泥の割合が増加し、し尿量の割合よりも大きくなります。

し尿・汚泥処理の実績及び見通し

項目	単位	年度																
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
		実績						見通し										
①行政区域内人口	人	102,434	102,936	103,562	103,655	103,984	104,368	104,468	104,968	105,140	105,312	106,000	105,967	105,934	105,901	105,868	105,834	
②計画処理区域内人口	人	102,434	102,936	103,562	103,655	103,984	104,368	104,468	104,968	105,140	105,312	106,000	105,967	105,934	105,901	105,868	105,834	
非 水 洗 化 人 口	③計画収集人口	人	11,015	10,793	10,010	9,713	9,380	9,447	8,642	8,236	6,934	6,204	6,211	5,495	4,778	4,061	3,342	2,620
	④自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計(A)		人	11,015	10,793	10,010	9,713	9,380	9,447	8,642	8,236	6,934	6,204	6,211	5,495	4,778	4,061	3,342	2,620
水 洗 化 人 口	⑤公共下水道人口	人	67,069	68,256	68,870	69,328	69,992	70,123	70,899	71,674	74,483	75,241	77,055	77,583	78,111	78,638	79,165	79,708
	⑥コムニティアラート	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑦浄化槽人口	人	24,350	23,887	24,682	24,614	24,612	24,798	24,927	25,058	23,723	23,867	22,734	22,889	23,045	23,202	23,361	23,506
	⑧合併浄化槽人口	人	19,910	19,425	20,300	20,270	20,319	20,549	20,720	20,894	21,068	21,244	21,422	21,601	21,782	21,964	22,147	22,333
	⑨農業集落排水人口	人	3,797	3,827	3,775	3,746	3,707	3,671	3,637	3,602	2,101	2,077	774	758	741	725	709	676
	⑩漁業集落排水人口	人	159	152	148	144	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136	136
	⑪単独浄化槽人口	人	484	483	459	454	450	442	434	426	418	410	402	394	386	377	369	361
	小計(B)	人	91,419	92,143	93,552	93,942	94,604	94,921	95,826	96,732	98,206	99,108	99,789	100,472	101,156	101,840	102,526	103,214
	⑫し尿処理量	KL/日	42.6	41.0	39.1	37.8	37.2	37.0	33.9	32.3	27.2	24.3	24.3	21.5	18.7	15.9	13.1	10.3
	⑬合併浄化槽汚泥	KL/日	45.2	46.4	45.4	45.2	45.7	46.0	46.3	46.7	47.1	47.4	47.8	48.2	48.5	48.9	49.3	49.7
	⑭単独浄化槽汚泥	KL/日																
小計(C)		KL/日	87.8	87.4	84.5	83.0	82.9	83.0	80.2	79.0	74.3	71.7	72.1	69.7	67.2	64.8	62.4	60.0

※実績については各年度末人口

7. 生活排水処理に関する目標の設定

本計画の生活排水処理に関する基本方針に基づき、公共下水道事業については、事業を推進するとともに、未接続世帯の接続を促進します。

また、農業集落排水事業においても、未接続世帯の接続を促進します。

更に、合併処理浄化槽設置整備事業を推進することで、全市域において水洗化を進め、生活雑排水の未処理放流をなくしていきます。

ここで、生活排水の適正処理の進捗率を表す指標として、「汚水衛生処理率」を用い、目標年次である令和 17 年度と中間目標年である令和 12 年度の目標値を設定します。

基準年である令和 6 年度の汚水衛生処理率 90.5%に対して、中間目標年の令和 12 年度には 3.3%増加の 93.8%、計画目標年度である令和 17 年度には 6.7%増加の 97.2%に達成させることを目指すものとします。

計画目標年次：令和 17 年度

達成目標値

【汚水衛生処理率】97.2%まで引き上げ（令和 6 年度実績：90.5%）

8. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1) 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画では、以下の方針を実施していくものとします。

◆現行の収集運搬体制を継続します

(1) し尿の収集・運搬

し尿については、公共下水道等の普及により年々減少していますが、今後も継続して、し尿の収集・運搬を行う必要があります。本市においては許可業者による定期的な収集を行っていますが、これを今後も引き続き行います。

更に、今後、公共下水道等の普及により汲み取り便槽世帯が広範囲に点在する状況がますます進むことが見込まれるため、安定的・効率的な収集に努めます。

(2) 浄化槽汚泥の収集・運搬

浄化槽汚泥（合併処理浄化槽汚泥・単独処理浄化槽汚泥）については、今後も継続して収集を行う必要があります。

現在、汚泥の収集は許可業者が行っており、今後も許可業者による収集を継続しますが、し尿の収集状況と合わせて、糸島市し尿処理センターに搬入される汚泥量の平準化を図る必要があります。

また、合併処理浄化槽汚泥は増加傾向で、単独処理浄化槽汚泥は減少傾向にあると考えられ、この傾向は今後も進んでいくものと考えられます。

そのために収集される汚泥の質が変わっていく可能性があるため、その影響について検討していく必要があります。

2) 中間処理・最終処分計画

中間処理及び最終処分計画では、以下の方針を実施していくものとします。

◆施設の適切な維持管理の継続

(1) 施設の適切な維持管理を継続

適切な維持管理を継続することはもとより、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第5条に基づく精密機能検査を継続して実施することにより、施設状況及び処理機能を把握した上で、適切な運転管理を行っていくものとします。

(2) 終末処理場で発生する汚泥の利活用の検討

前原下水管理センターにおける汚泥処理は、現在、流入した汚泥を濃縮し、消化によって処理を行い、発生した汚泥は脱水を行っています。消化工程で発生した消化ガスは消化槽の加温のみ利用されています。

国では「下水処理場における地域バイオマス利活用マニュアル」（平成28年3月 国土交通省）を策定し、下水処理場でのバイオマス利活用を進めています。

そのため、本市でも終末処理場の維持管理と合わせて、消化ガスの利活用について調査・研究を行い、実施していくものとします。

9. 市民等に対する広報・啓発活動計画

1) 市民・事業者に対する啓発活動

(1) 啓発活動

本市では、雷山川を初め数多くの河川が市内を流れていることから、生活排水の流入による河川の環境負荷を低減していく必要があります。

したがって、生活排水処理事業の重要性を、わかりやすく市民へ伝えることを目的とした啓発活動を推進していくものとします。

① 水環境保全の出前講座の検討

生活排水処理の状況や水環境保全に関する出前講座を実施し、水環境保全の重要性を理解してもらう場を創設します。

② 環境教育の実施

次世代に市内の自然環境に親しんでもらう場として、河川等の自然観察会のイベントを開催しています。

また、県などと協働して小中学生や市民ボランティアを募り、清掃活動を実施し、河川の水質汚濁防止に関する意識向上を図る場を創設します。

(2) 各種設備に関する啓発活動

公共下水道事業区域では、接続率が令和6年度末実績で96.7%となっているため、今後も継続して市民・事業者へ啓発・指導を行い、公共下水道への接続を促していくものとします。

また、農業集落排水事業区域では、接続率が令和6年度末実績で86.3%となっているため、今後も継続して市民・事業者へ啓発・指導を行い、農業集落排水処理施設への接続を促していくものとします。

更に、汲み取り便槽及び単独処理浄化槽設置家屋については、合併処理浄化槽への転換を推進するものとし、今後も継続した市民・事業者へ啓発・指導を行うものとします。

あわせて、設置済み及び今後整備する合併処理浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び法定検査の実施の重要性を啓発・指導していくものとし、その徹底に努めるものとします。